

ISSN 0448-4347

宗務時報

No. 1 2 3

平成 31 年 3 月

文化庁宗務課

目次

インタビュー

臨床宗教師と京都府の連携について

—— 龍谷大学大学院実践真宗学研究科長の鍋島直樹氏に聞く ——

文化庁宗務課 …………… 1

解説

新宗連「宗教もしもし相談室」の現状と分析

公益財団法人新日本宗教団体連合会 広報担当 栗山隆夫 …………… 15

判例

処分無効確認等請求控訴事件 …………… 25

(1) 原審 平成29年3月2日 さいたま地方裁判所越谷支部判決 …………… 26

(2) 控訴審 平成30年5月30日 東京高等裁判所判決 …………… 40

行政資料

宗教法人「了徳寺」の解散認証処分に係る審査請求に対する裁決

(平成30年6月1日) …………… 67

宗教法人に関連する最近の法令の概要 …………… 71

平成28年熊本地震により被災した宗教法人の建物等の復旧のための

指定寄附金制度の期間の延長について …………… 76

宗務報告

1 宗教法人数・認証等件数の推移

(1) 過去5年宗教法人数の推移(平成25～29年) …………… 78

(2) 過去5年宗教法人認証事務処理件数(平成26～30年) …………… 78

2 宗教法人審議会

(1) 宗教法人審議会委員の異動 …………… 79

(2) 宗教法人審議会の開催状況 …………… 80

3 宗教法人向け研修会等の実施状況(平成30年度)

(1) 宗教法人実務研修会 …………… 81

(2) 不活動宗教法人対策会議(包括宗教法人対象) …………… 84

4	都道府県職員向け研修会等の実施状況（平成30年度）	
	（1）都道府県宗教法人事務担当者研修会（宗教法人関係法令等研修会）	85
	（2）都道府県宗教法人事務担当者研修会（認証事務・不活動宗教法人対策）	85
5	宗教法人向け研修会の実施予定（平成31年度）	87
6	東日本大震災に係る指定寄附金の確認書の交付を受けた 宗教法人の一覧（平成31年3月1日現在）	89
7	平成28年熊本地震に係る指定寄附金の確認書の交付を受けた 宗教法人の一覧（平成31年3月1日現在）	91
8	文化庁50周年記念表彰及び平成30年度文化庁長官表彰	92

※ 本書におけるインタビュー及び外部有識者の寄稿文について、文中における意見等は、発言者及び著者の見解である。なお、原則として、著者等の意向に従った漢字と送り仮名で表記してある。

臨床宗教師と京都府の連携について —— 龍谷大学大学院実践真宗学研究科長の鍋島直樹氏に聞く ——

文化庁宗務課

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を契機として、平成 24 年度から東北大学大学院文学研究科に実践宗教学寄附講座が設置され、臨床宗教師の研修プログラムが始まった。(平成 31 年度から同大学院文学研究科に「死生学・実践宗教学」専攻分野が設置予定)。

その後は、宗教系の私立大学にも動きが広がり、龍谷大学(浄土真宗本願寺派の関係校)では、平成 26 年度から臨床宗教師養成の研修プログラムを開始した。

現在、臨床宗教師と行政の協同が進んでいる。今回、関西の臨床宗教師グループを中心に、京都府が行う自殺対策事業との連携について、龍谷大学大学院実践真宗学研究科長の鍋島直樹氏から話を伺った。主な内容は、同大学における臨床宗教師プログラム実施の経緯と内容、臨床宗教師グループと京都府との連携である。聞き手は、本課専門職の大澤広嗣による。

日 時 平成 30 年 11 月 13 日(火) 16 時 00 分～18 時 00 分

場 所 京都府京都市下京区 龍谷大学大宮校舎 文学部真宗学科 鍋島研究室

1. 臨床宗教師と龍谷大学の関わり

—— 龍谷大学が臨床宗教師の研修を始めることになったきっかけについて、教えてください。平成 23 年の東日本大震災の後に、平成 24 年から東北大学で臨床宗教師の養成が始まり、龍谷大学では平成 26 年から始まります。

【鍋島】 そうですね。平成 23 年 5 月に、東北大学宗教学研究室を事務局に「心の相談室」ができ、5 月 7 日に設立記念講演会が開かれました。震災の直後に、宗教者が、宗教宗派の壁を越えて協力し合って、東日本大震災によって亡くなった方々の追悼儀礼を行い、家族などへのグリーフケアを行う「心の相談室」を開設したわけです。その室長が、臨床宗教師の提唱者である医師の岡部健さん(故人)。事務局長が東北大学教授の鈴木岩弓さんです。この設立講演会が臨床宗教師の養成教育につながる大きな節目になってスタートしました。

この時の講演会の講師は、上智大学グリーフケア研究所長の高木慶子さん。宗教者災害支援連絡会(略称、宗援連)という災害で困難にあえいでいる人たちを支援する団体代表の東京大学の島藺進さん。それから、実際に被災地の寺院を避難所として開放していた小野崎秀通さんという曹洞宗洞源院(宮城県石巻市)の住職さん。それから、クリスチャンで特別養護老人ホームのキングスタウン(宮城県気仙沼市)施設長をしながら、その施設を人々に避難所として開放していった森正義さん。あわせて、仏教に基づくビハーラ活動と災害支援をしていた鍋島が登壇しました。コーディネーターは医療法人爽秋会チャプレンの小西達也さ

んという方です。翌年の平成 24 年 1 月、この心の相談室をベースにして、東北大学大学院文学研究科に実践宗教学寄附講座が設置されることが決定し、平成 24 年秋から臨床宗教師研修がスタートしました。

私たち龍谷大学大学院実践真宗学研究科も、平成 25 年から東北大学の実践宗教学寄附講座と連携して臨床宗教師養成プログラムができないかということを探りました。同年 10 月から 12 月の臨床宗教師研修（修了者 19 名）の際に、推薦枠として実践真宗学研究科の大学院生 2 名と教員 2 名（私と実習助手の堀靖史さん）がこの東北大学大学院の臨床宗教師研修に参加して貴重な経験をしました。

震災直後の「心の相談室」は、キリスト教や仏教などの聖職者や研究者が、患者の心のケアや災害支援のために協力して誕生しました。実際、東日本大震災の災害直後の平成 23 年 3 月から、私を含めた全国の僧侶、実践真宗学研究科の多くの学生が、既に東北被災地でボランティア支援活動をしていました。こうした災害支援活動が推進力となり、龍谷大学でその準備を始めました。

始めるために一番重要だったのは、本学の実践真宗学の講座に関わる教員に、「臨床宗教師研修が、いかに意義があるか」を理解していただくことでした。そこで、ファカルティ・ディベロプメント（略称、FD。教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組の総称のこと）の研究会を開催して、その FD 研究会に東北大学の谷山洋三さんをお招きし、「臨床宗教師研修の目的」を学びました。それが平成 25 年 5 月です。

さらに、龍谷大学大学院実践真宗学研究科の龍溪章雄研究科長（当時）、私、教務課長、教務課職員の 4 人で、東北大学の鈴木岩弓教授を訪問しました。「もしできたら、龍谷大学でも臨床宗教師研修プログラムを展開したいので、東北大学に協力いただけないだろうか」と相談したら、鈴木岩弓先生は、「この臨床宗教師養成は 1 大学で独占するつもりはない。私たちが寄附講座として開設したばかりである。二大学で連携して進めましょう。岡部健医師は「臨床宗教師は、日本版チャプレンともいうべき専門職であり、「死という暗闇においていく人の道しるべ」を示すことのできる宗教者である。宗教宗派を超えた様々な人々に道しるべを示す臨床宗教師の養成を目指していきましょう」とおっしゃってくださいました。こうした東北大学の協力があって、平成 26 年 4 月からプログラムをスタートさせることができました。

——— 今、複数の大学が、臨床宗教師の養成で連携されていますが、龍谷大学が最初だったのですか。

【鍋島】 そうですね。他大学が出てくるのは平成 27 年からだと思います。また、上智大学グリーンケア研究所に移られた所長の島菌進さんもこうした臨床宗教師養成教育をすでにお考えでした。

——— 龍谷大学で始める際に、他の教員からは、何か御意見は出たのでしょうか。

【鍋島】 はい。伝道を学ぶことと、相手を尊重するスピリチュアルケアを学ぶこととは対立するのではないかという意見がありました。宗教宗派を越えて協力するということは、実践真宗学では、まだそれほどしたことがなかったので、布教伝道を目的とせず、相手の

人生観、信仰を尊重して、全人的にその苦悩に向き合い、生きる力を育むということができるとか心配であるという意見でした。この意見に対して、道筋を示してくれたのは島藺進教授でした。龍谷大学におけるシンポジウムで、島藺進さんは「布教伝道には伝統的な宗教の形があって大切である。スピリチュアルケアには形はないが宗教的なものがある」という言葉でした。また、東北大学での臨床宗教師研修で、宗教宗派を超えて、東日本大震災の被災地で追悼する法要を行いました。その際、例えば、キリスト教系も仏教系の宗教者がいて、どのようにして追悼するかお分かりでしょうか。

実際には、キリスト教系の聖職者はキリスト教系で集まって神に祈りを捧げ、真言宗は真言宗系で集まって般若心経を読経し、法華宗や日蓮宗系は共に題目を称え、浄土宗系、浄土真宗系は共に集まって読経と念仏を称えました。そのようにそれぞれの宗教の追悼儀礼の形を尊重して、追悼法要する方法も、初めて宗教者交流で学んだわけです。共同して手を合わせるのではなくて、それぞれの伝統的な宗教儀礼を重んじて、その儀礼に他の宗教者も参加し、その作法の意味を学ぶので、それだけで協力になるのです。

従来の宗教間交流は、教義や歴史を話し合うので、難しかった。もともと各宗教は歴史も地域も異なり、教義も違っているので、それを頭で理解せよというのは、難しいです。

しかも、東日本大震災の思いがけぬ大災害で亡くなったことを偲び、平安を祈り願う気持ちで手を合わせると、宗教者は異なってもみんな一つになれます。鎮魂という言葉を用いて祈る人々も、追悼という表現を重んじて手を合わせる人々も、互いに相手の儀礼に参加することで、宗教者間協力ができることが分かったことは、大きな前進でした。

この研修の中で最も重要なのは、宗教者間対話のために、宗教儀礼の交換をすることです。研修中、日常儀礼の時間があり、例えば、朝に浄土真宗本願寺派の勤行をすると、夜は曹洞宗のお勤めを経験する。岡部健医師を看取った臨床宗教師の高橋悦堂さんは曹洞宗の僧侶です。悦堂さんに坐禅を教えてもらう。そうすると、坐禅は、次々と立ち現れてくる自分の思いにとらわれず、そのまま流すことであることを教えてくれました。あるいは、「警策」（きょうさく）といって、背中を「パーン」と打たれるのは、経験していない余宗（禅宗以外の宗派）の私たちにとっては、厳しく叱るために叩くのだと思っていたのですが、そうではない。「警策」はあなたの人生が前に進んでいけるように応援するためのものです」と悦道さんは教えてくれました。

それぞれの宗教儀礼の意味を理解することを通して、宗教者がお互いにぐっと接近して、仲よくなれるのです。仲よくなると、今度は、病院や社会福祉施設、被災地に一緒へ行っても、儀礼を尊重し合った仲間なので、共に協力して、人々の苦悩に向き合えるのです。それが臨床宗教師研修を始めた上で、気づかされたことです。

——— その関連で、例えば、浄土真宗には、犠牲者の「冥福を祈る」という表現はないと思いますが、他宗派との用語のずれなどは、問題にならなかったのですか。

【鍋島】 他宗派との用語の使い方のずれはありました。特に、浄土真宗では「追悼」という言葉を大事にするのですけれども、東北地方では、「鎮魂」という言葉を重んじます。浄土真宗からみれば、「鎮魂」という言葉を使うことについては、抵抗がありました。しか

し、鎮魂というのは、特定の宗派が使っている言葉ではなくて、宮城県、岩手県、福島県などの災害で家族を亡くした遺族が使っている言葉なので、地域や遺族の気持ちを尊重するという意味では、そうした言葉を尊重しないと相手の思いを尊重できないことになります。そういう意味で、言葉の壁を越えていく困難さが当初はありました。

——— それは乗り越えられたのですか。やはり難しいのですか。

【鍋 島】 なかなか難しいですね。例えば、私が新聞で、「海と大地に向かって追悼した」という記事が載ると、「おまえのしていることは、自力（じりき）だ、パフォーマンスだ」という非難も受けて、当初は大変つらいときがありました。

けれども現場では、例えば、平成 23 年に私が訪問した、宮城県南三陸町のたくさんの方が亡くなった歌津中学校の校長先生や、伊里前小学校の先生達からは、「津波で流されて亡くなった人たちの住んでいた町と海が見えるので、グラウンドから海と大地に向かって手を合わせて欲しい」とお話しくささいました。また、避難所の小学校に訪問した時、避難所の方々や警官から、自分たちは生き残り、暖を取るため、がれきやこわれた家の木材を燃やして生活をしている。どうか亡くなった人たちに手を合わせたいので、お勤めをしてほしい」と言われました。

そういう意味で、宗教儀礼は、宗派が意味付けて行うだけではなくて、遺族の気持ち、又はその地域文化の伝統を尊重して行わなければ意味がないのです。言葉の奥にあるその人たちが手を合わせたい気持ちは、追悼ですよ。亡くなった人に感謝して、今自分が生き残っていることを考え続けていく。亡くなった人の分も生き抜いていくということが、鎮魂とか、追悼という言葉の奥にあるわけです。そこまでたどり着いたら、どの宗派であっても、相手の気持ちに寄り添う宗教儀礼というのが重要になってくるわけです。

2. 龍谷大学における臨床宗教師の養成

——— 龍谷大学における臨床宗教師のプログラムについてお尋ねします。

【鍋 島】 まず、臨床宗教師とは、欧米の「チャプレン」に相当する日本語として、岡部健さんが、提唱した言葉です。臨床宗教師を定義しますと、「布教・宗教勧誘を目的とせず、相手の価値観、人生観、信仰を尊重しながら、苦悩や悲嘆を抱える人々に寄り添い、生きる力を育む宗教者である。臨床宗教師は、医療福祉機関の専門職とチームを組み、単独でせずに医師、看護師と連携して、宗教者として全存在を挙げて人々の苦悩、悲嘆に向き合い、かけがえのない物語をあるがままに受けとめ、そこから感じ取られる相手の宗教性を尊重して、「スピリチュアルケア」と「宗教的ケア」を行う。喪失に伴う悲嘆のなかで、自分の生きる意味とは何か、死後どうなるのかについて、相手の苦悩を受け入れて、その人の支えとなっているものを確認することを通して、生きる力を育む宗教者である。併せて、宗派宗教を超えた協力関係を結んで、心のケアを実践する。宗教者間の調和によって、信者獲得とか対立というイメージも払拭される」。

これが臨床宗教師の定義です。「布教・伝道を目的とせずに」活動すると説明していたら、あそかビハーラ病院(一般財団法人本願寺ビハーラ医療福祉会が京都府城陽市で運営)では、

ビハーラ僧の中には、「伝道」という言葉を大事にしている僧侶もいる。患者や御家族も、宗教者に死の悲しみを超える道を聞きたい要望もある。伝道は、相手の心に伝わるよりどころですから、そうした場合には、病院でも伝道も求められることがあります。

しかし、「布教伝道を目的とせずに」という言葉の真意は、患者や御家族が病院や社会福祉機関で宗教勧誘をされたくないという意味であったことがわかってきました。そこで、「布教、宗教勧誘を目的とせずに」という表現に変えると、患者や家族、医療スタッフも宗教者もすっと納得できました。

このプログラムに目標があります。スピリチュアルケアは、「なぜ私がこんな目に遭わなければならないのか」と、自らの生きる意味が見いだせない苦しみに対して、真摯に向き合うことです。その人の未解決な問題が解決されるように援助し、苦悩の中で見いだす物語を傾聴し、その人の支えとなるものをつながり方を再確認することを通して、対象者の心の安定、回復、成長を見守ることです。また、セルフケアでもあります。一言で言えば、「相手の価値観、信仰を尊重する」のがスピリチュアルケアです。

次に、宗教的ケアとは何か。患者はもちろん看護師や医師に自分のつらい気持ちを話しますが、宗教者だから話せることもあります。それは、死ぬのが怖い、死んだらどうなるのかとか、なぜ私はこんな目に遭うのかとか、答えのない問いかけです。

そうした宗教的ケアというのは、相手が宗教的なケアを求めていることを臨床宗教師が確認した上で、相手が信仰している宗教宗派を尊重して傾聴することです。スピリチュアルケアは、どちらかといえば、「そこにいる。寄り添う。どこまでも相手の物語を尊重する。相手の気付きを待つ。相手の支えとなるものを確認して生きる力を育むこと」であり、こちらは相手の気持ちを確認・支持する作業です。

宗教的ケアの基本は、宗教儀礼です。病院や社会福祉施設の中で手を合わせて礼拝すると、自分が忘れていた気持ちに気がついたり、素直になったりする。併せて、相手から死んだらどうなるのかというような質問があったときに、その気持ちを確認した後、「キリスト教では、こう説きますよ。仏教ではこういう教えがあります」と、暗闇に光が差すと温もりを感じるように、罪や悲しみをそのまま照らし抱く教えは宗教者が伝えるのです。こうしたことが組み合わさったのが臨床宗教師の研修の目的です。

ただし、重要なことは、宗教的ケアは病院内だけで、病院の外ではしないのです。そうしないと、その患者や家族の所属する寺社教会との関係を壊すことになります。

さらに、臨床宗教師は、医療福祉チームの一員として、院長や看護師に報告し相談しながら患者の心のケアを実践しなければなりません。チームケアでなくなったら、宗教者が医療福祉機関で患者や御家族に入信を勧誘することになり、宗教者の単独行動になってしまうのです。どこまでも医療福祉機関のスタッフと協力して、その人の生きる力を育むために力をあわせるのであって、宗教勧誘ではないということが重要なのです。

具体的な目標は、一つ目は傾聴とスピリチュアルケアの能力向上。二つ目は宗教者間対話、宗教協力の能力向上。三つ目は、宗教者自身が自らの死生観と人生観を養うことです。

写真1 東日本大震災の被災地に建てられた
慰霊碑前での追悼



さきほども申し上げたとおり、曹洞宗の坐禅中の警策には、激励という意味があったとか、キリスト教の天国には、神様に祝福されて迎えられるという意味があったとか、こうした宗教の人生観と死生観を学ぶことを通して、自らの死生観に向き合い、自分自身のよりどころとなる宗教的死生観も見つめなおして説明できるようになります。四つ目は、宗教者以外の諸機関との連携を結ぶこと

です。医師、看護師、栄養士、介護士、保育士、警官、町役場の公務員などの専門職と臨床宗教師とが連携して患者、利用者、御家族、被災者などを支えます。宗教者が公共空間で活動するため、専門職として勤めている方々と連携していく方法を学ぶのですが、私が一番苦労しているのはここです。

—— 連携に至るまでが大変ですね。

【鍋島】 五つ目は、宗教的ケアの姿勢と提供方法を学びます。自分が伝道するのではなく、他の宗教宗派の儀礼、世界観を学んで、他の宗派と一緒に宗教宗派の同一性や差異性を学ぶということです。

場合によっては、ケア対象者の要望に応じて、その人にとっての適切な宗教者を紹介します。宗教者個人で答えてしまわずに、連携して相手が求めている宗教者を紹介できるようにするのです。

また、葬儀、墓地などの相談対応もしますが、基本的に臨床宗教師は葬儀を行いません。情報を提供するだけで、決して葬儀しないのです。もし、医療福祉機関の臨床宗教師が、その患者、利用者の葬儀をしたら、どうなりますか。

—— やはり、菩提寺の住職様が快く思わないでしょう。

【鍋島】 そうですよ。患者と御家族には代々受け継いできた宗教宗派があり、その寺院や教会とのつながりがあるからです。臨床宗教師が葬儀をすれば、営利的な目的のために患者をケアしたことになり、その患者の菩提寺からすれば、大切な信徒を奪われたことになります。地域の伝統やつながりを崩壊するようなことは倫理に背きます。患者の所属する地域の寺社教会にうまく橋渡しをすることが、臨床宗教師に求められている役割なのです。それがこの宗教的ケアの方法です。また、理論と実際の臨床を統合するので、ロールプレイ、患者と臨床宗教師自身との会話記録検討会、個人スーパービジョンなどを通して、臨床宗教師各自がケアのあり方を反省し、自らの課題をみつめます。

臨床宗教師の研修プログラムは2年間になっていて、必修科目が5科目あります。理論面については「グリーンケア論研究」、「ビハーラ・スピリチュアル論研究」、「実践真宗学研究」、「真宗人間論研究」、臨床面については、「臨床宗教師総合実習」があります。

写真2 あそかビハーラ病院での実習風景



臨床宗教師に必須な「宗教法人法」については、もともと実践真宗学研究科の必修科目として設置されています。「宗教法人運営論研究Ⅰ・Ⅱ」があって、1年かけて法令と実務を学ぶわけです。現在の講義担当者は、僧侶で、かつ税理士として浄土真宗本願寺派の寺院運営を法的な角度から指導している先生です。法律面、財務面等、多岐にわたって宗教法人法を学ぶとともに、宗教的な本質に関する、生きる意味、社会の安寧のために実践する事例などを学びます。これらの聖俗両面から宗教者の社会的姿勢を学ぶわけです。

——— 他の科目について、もう少し教えてください。

【鍋島】 選択必修科目としては、異宗教と協力するために、「現代宗教論研究」があります。東北大学教授の鈴木岩弓さんに講義をいただき、宗教には、組織宗教と民間信仰があることを学びました。組織宗教とは、仏教、キリスト教、イスラム教など、教祖、成立年代、教義、儀礼があり、教団の組織で伝道される宗教です。

でも実際には、組織宗教ばかりではなく、身近な民間信仰があります。つまり、民間信仰とは、人々の間で伝承されてきた信仰です。東北の恐山信仰や地藏菩薩信仰などが民間信仰です。民間信仰を尊重することによって、「ああ、この地域ではこうした民間信仰によって人々の悲しみを弔っているのだ」と分かるのです。

例えば、各家庭の御仏壇は、組織宗教の教義の通りではなく、お仏壇の中に神社の御札があったり、先祖の写真があったりします。手を合わせている方向は、中央の仏様とともに、御先祖様でもあり、民間信仰でもあります。そうした多様な民間信仰や組織宗教について、「現代宗教論研究」で学ぶわけです。

他に「宗教心理学研究」と「宗教教育学研究」では、保育園や幼稚園や学校で、生きとし生けるものや他者を自分のことのように大切にする優しさを育むために、宗教の伝統をどのように活かしていけばよいかを学びます。そして、「人権・平和論研究」では、わけへだてないのちへのまなざしを育み、戦争のない平和を構築するためにどうすればよいかについて学びます。「精神保健学研究」「臨床心理学研究」は、医師や認定心理士がお話しくさいます。

写真3 あそかビハーラ病院で活動する様子



次に「臨床宗教師総合実習」の実習先は、「全体実習」が7回あります。あそかビハーラ病院緩和ケア病棟，特別養護老人ホーム「ビハーラ本願寺」（京都府城陽市），東日本大震災の被災地での遺族とのお茶会や追悼巡礼，特別養護老人ホーム「常清の里」（大阪府茨木市），統合型社会福祉施設の橘保育園・橘デイサービス

センター（宮崎県宮崎市），広島平和記念資料館研修と被爆者交流，NCC 宗教研究所の EU 神学生との宗教間対話，神戸赤十字病院・人と防災未来センターでの災害遺族ケアです。

特別個人実習は3回あります。あそかビハーラ病院緩和ケア，特別養護老人ホーム常清の里，京都府福祉・援護課主催「きょうのモンク」などです。なかでも橘保育園・橘デイサービスセンターは心温まる社会福祉施設で，1階と2階が保育園，3階がデイサービスセンターです。子供はお年寄りのデイサービスセンターに行ってサマーキャンプや芋ほりの報告をして，お年寄りに安らぎを与え，お年寄りの子供のためにお米や兜の折り紙を作って，子供たちに元気を与えます。また，神戸赤十字病院では，心療内科医で部長の村上典子さんや臨床心理士の増尾さんが「災害遺族のケア」を具体的に教えてくださいます。災害地には医療スタッフの救援とともに，宗教者の災害復興支援もありますので，災害で突然に家族を亡くした遺族の心のケアに当たるにはどうしたらいいかということを実践的に学びます。

——— ここでも鍋島先生はコーディネートをされているのですか。

【鍋島】 はい，平成25年より臨床宗教師研修を始めるために，実習先に訪問し，研修に協力いただけるようお願いしてきました。5年を経て，医療福祉機関と信頼関係も生まれてきました。また重要なのは，私たちの教育プログラムを，アドバイザリーボードという学外の顧問に報告し，相談していることです。アドバイザリーボードとして，島菌進，高橋原，谷山洋三の各先生，また医療福祉機関の方々がいらっしゃいます。こうしたアドバイザリーボードによって，教育プログラムの水準を保つことができるのです。

——— 臨床宗教師の研修プログラムは，実践真宗学研究科で開講されている科目を履修した上で，別途に臨床宗教師の様々な実習を行っているのですね。

【鍋島】 はい，そうです。大学院の実践真宗学研究科は，「宗教実践分野」と「社会実践分野」があります。「宗教実践分野」は伝統ある寺院や教団をどのように社会の安穩のために開放していくか，ソーシャルキャピタルとして寺院をどう活用するか，過疎化対策や首都圏開教をどのようにすればよいかなどを学びます。「宗教実践分野」は，ホームである寺院

をどのように社会のために活用していくかを考える分野です。「社会実践分野」は、宗教者が社会に飛び出していった、病院や社会福祉施設や児童保護施設で何ができるのかを学びます。現在までに大学院の修了者は、いろいろなところに就職しているのです。大阪府庁、福井県庁、教育委員会、学校法人、病院、社会福祉施設、次世代の寺院後継者などですね。

3. 京都府健康福祉部福祉・援護課と連携する「きょうのモンク」

——— 臨床宗教師と京都府が連携することになった、きっかけを教えてください。

【鍋島】 まず、京都府健康福祉部福祉・援護課が示したデータを見てください。自殺率の推移が最初に出てきます。ここを見ていただくと、平成10年に急に自殺率が上がって、自殺者数が3万人を超え、平成21年から自殺者が減ってきています。減ってきてたのは、国や地方自治体の自殺対策が進んできたからです。

でも、依然として続く自殺原因は、一つの原因ではなくて、職場環境の変化、鬱病、職場の人間関係、失業、生活苦、そういうものが複合的に四つ以上重なって生まれています。

京都府では、「京都府自殺ストップセンター」の窓口を設けて、臨床心理士や精神保健福祉士たちが、複合的な問題を抱えた方に寄り添っています。法的な角度からは、弁護士、司法書士が多重債務を抱えた方や失業して悩む方を支えています。もしそこに宗教者がいたら、医療や法律とは違った角度から自殺念慮者の気持ちを聞くことができるのではないかと、京都府福祉・援護課の方々には考えていただきました。京都には伝統ある寺社教会がたくさんあるし、僧侶や修道女などの宗教者がぬくもりとやさしきで悩める人々に向き合えば、悩みを抱えた方も話しやすいのではないかと考えてくださったのです。特に、龍谷大学大学院は公的な教育機関であり、「布教や宗教勧誘を目的とせず、人々の悲嘆と苦悩に全人的に向き合う」臨床宗教師養成プログラムであるので、京都府健康福祉部福祉・援護課に認められて、連携できることになりました。すでにNPO法人（特定非営利活動法人）の京都自殺・自死相談センター（Sotto）などによって、悩める人の居場所づくりが進んでいることもあります。宗教者が宗教宗派を超えて、京都府の自殺対策に協力し、自殺念慮者や自死遺族にとっての居場所になればいいなと私も考えています。

さらに、京都府が自殺の実態を調査したところ、「若年層では失業した人が自殺に向かう率が高い」とか、「40、50代でもそうだ」とか、「訪問指導の人が増えれば減る」とか、「高齢者層では失業率が高いと60代以上の人も亡くなっている」などです。総合相談会の際に、精神保健福祉士、臨床心理士が人々の悩みを聞くとともに、臨床宗教師も悩みを傾聴できればいいと持ち上がってきたのです。

京都府は、事前に臨床宗教師について検討していました。さきほど超宗教・超宗派的な立場から人々の心のケアを実践する宗教者が求められていると話しました。特定の宗教宗派だけだったら行政とは連携はできないけれども、宗教者間協力を重んじる臨床宗教師であれば行政と連携できる。すでに、金田諦應師の主宰で、Café de Monkを開くことができました。臨床宗教師は、スピリチュアルケアが中心であって、特定宗教の布教を目的としないことが見えてきて、前進しました。

写真4 「京風 Café de Monk きょうのモンク」で活動する鍋島直樹氏



こうして京都府と龍谷大学との連携により、「京風 Café de Monk きょうのモンク」が誕生しました。京都府が大学と連携すれば、超宗教・超宗派で心のケアを実践することができるからです。

宗教宗派を超えて協力し、実践するから、公共性が担保されるのです。平成26年から京都府福祉・援護課と連携して開催した総合相談会が、「きょうのモンク」です。参加者は、長岡京市では多かったけれども、福知山市では少なかった。

——— あらかじめ地域の方々に宣伝はしましたか。

【鍋島】 はい、精神福祉保健センターなどを中心に宣伝をしてくださいました。しかし保健センター、すなわち保健所にはあまり人々は来ませんでした。保健所は、市民にとっては、犬猫が亡くなったら、その遺骸を引き取ってもらえるところというイメージが強いのです。それで広く知っていただくことはできませんでした。

ところで、なぜ京都府は、長岡京市と福知山市で「きょうのモンク」を開催したかわかるでしょうか。実は、京都府の調べで、京都府全体では自殺率が下がってきているけれども、依然として自殺率が減っていない地域があるからです。

相談に来た人から、「「きょうのモンク」は何のためにあるのか」と尋ねられました。私は「亡くなられた方々を偲び、安心安全を感じることのできる居場所を提供したいです。秘密を守ります。何でもお話してください。私たちは臨床宗教師として研修を修了した者です」と応えました。「きょうのモンク」では、受付、案内、門番、極楽ハンドマッサージも全て僧侶だけでやりました。隣室には、精神科医や臨床心理士が待機してくれました。さらに京都自死・自殺相談センター（Sotto）の方々も「きょうのモンク」を手伝ってくれました。

長岡京市で「きょうのモンク」を開催した時、自死遺族の方々は、遠慮がちではありましたが、宗教者の前で、悩める方がつらい気持ちを話してくれました。自死遺族は、悔いが残り、自分を責めています。私たちと話して、「今どこにいるの」と、亡くなった人からの愛情を受けたことに気が付いていかれるわけです。大体2時間でしたけれども、長い、重い時間でした。

「きょうのモンク」終了後に、臨床宗教師が集まって反省会を開きました。人々が、臨床宗教師にしか打ち明けられないことがあると分かりました。

例えば、臨床心理士に対しては、「今、自分の状態が鬱になっているのかどうなのか、病気であるかいなかを知りたい」わけです。精神保健福祉士に対しては、「薬を飲んだ方がいいのかどうかを知りたい」と言いました。我々僧侶、臨床宗教師に対しては、悔いとか、自分を責める気持ちを話してくれました。

「死んだ人は今どこにいるのですか」など、そういう気持ちを聞いてくるので、人々には、ちょっと違うニーズがあるということが分かったわけです。これがきっかけとなってスタートしたわけです。

—— ちなみに、「京風 Café de Monk きょうのモンク」というのは、その後、続いているのですか。

【鍋 島】 続いています。平成 30 年は 11 月 25 日に城陽市の文化パーク城陽でありました。「城陽福祉ふれあいまつり」のなかで、「きょうのモンク」の部屋を作るわけです。

現在開かれているのは、11 月に、城陽市で総合相談会「きょうのモンク」、3 月に、与謝野町の野田川わくばるで、相談・支援ネットワーク「京のいのち支え隊」が主催し、「くらしとこころの総合相談会」が開催されています。この総合相談会では、臨床心理士、弁護士、社会保険労務士と臨床宗教師が協力して、悩める人々の話を聞きます。

臨床宗教師に相談したい人は人の場合は、個別のブースに行って話を聞きます。臨床心理士のところに相談に行きたい人は、臨床心理士に相談します。

また弁護士には、「実は今お墓についてこんな悩みがあるのですけれども、法的にはどうなっているのですか」とか、それぞれが独りで抱えている課題を相談しにいきます。

例えば、「墓じまい」というのがあります。私自身は、墓じまいと言わずに、「永代供養」という表現をお伝えしたりします。墓をなくしてしまうということよりも、お墓の整理を御縁としてその人と先祖とのつながりを大事にしたいと思います。「ああ、それは大事ですね」とか、「その地域にはどんなお坊さんがいますか」ということを相手に確認しながら、解決の道を共に探します。このように多職種連携によって、一人一人の悩みを複眼的に支えることができるのです。

—— この実践真宗学研究科の修了者が行った実績はありますか。

【鍋 島】 あります。平成 30 年 11 月の総合相談会には、6 名が「きょうのモンク」に参加しました。

—— 龍谷大学は私立大学ですが、仏教系の大学なので、連携するとのことで他の宗教の方々から、何か意見はなかったのですか。

【鍋 島】 少しありました。京都には、伝統のある寺社教会があるので、その宗教者の方々に臨床宗教師とは何かというのを理解してもらわなければなりませんでした。

「宗教法人関係者人権問題研修会」といって、京都府と京都府宗教連盟が共催で行う、研修会があります。その京都府主催の研修会に私が講師として、「悲しみに寄り添いながら 臨床宗教師研修の目的」と題して、京都府北部の与謝野町や京都府庁で講演しました。その講演会には、実に多くの宗教者が集まっていました。司会は京都府宗教連盟の代表者でした。

写真 5 「京風 Café de Monk きょうのモンク」で活動する臨床宗教師



写真6 弁護士、臨床心理士、
臨床宗教師をまじえた対話



私の講演を聴いた後、「ああ、それならば、私
たちも理解できる」と受けとめてくださいま
した。

また、私が京都府主催の講演会で、臨床宗
教師の目的について話したときのことでした。
司会者は牧師で、東日本大震災の災害地まで
支援にいった方でした。しかも、司会の方の
仲間は、私もよく知っている方でしたので、
うれしかったです。

実際に現場に関わっている宗教者がいるわ
けです。臨床宗教師と名乗らずとも、そうい

う人たちが臨床宗教師の役割が大事だと分かってくるわけです。

与謝野町に講演会に訪問に行った時、「自殺の問題は僧侶として関わっている」と言って
私に話しかけてくれる方もあり、心強く感じました。

—— 京都府内の宗教界の方々に理解いただくということですね。

【鍋 島】 はい、その通りです。京都府の条例で3月1日が京都いのちの日に制定されま
した。3月1日のいのちの日というのは、自殺をどう理解し、自死遺族をどう支えていくか
という集いに、精神科医や僧侶、臨床宗教師などが参加しています。そこで、臨床宗教師と
いう存在を、弁護士、医師、看護師、精神保健福祉士などに伝えることによって、少しずつ
お互いの壁がなくなってきます。

—— 今、臨床宗教師は、京都府の事業として自死対策で関わっているのですが、これは
今後も京都府の事業として継続されていくのですか。

【鍋 島】 平成26年度に京都府の健康福祉部福祉・援護課がこれを提案して、平成27年
度から臨床宗教師と協力した自殺予防対策に予算が計上されました。「きょうのモンク」の
会場までの交通費と手当を京都府が臨床宗教師に支払っています。このように京都府は、宗
教者のその日の交通費と日当だけを渡していただきます。京都府からの活動資金援助なので、
活動がしやすく続けられそうです。

今のところ、総合相談会に来られている方々の声も踏まえて、精神科医、弁護士、臨床心
理士の方々とともに、臨床宗教師も「一緒に行っていこう」ということになっています。

—— 当面は居場所作りでということですね。大学の関係者と京都府が、臨床宗教師を通
じて連携するということで、学内から意見はなかったのですか。

【鍋 島】 学内からは応援いただきました。龍谷大学の教育カリキュラムとして、「きよ
うのモンク」を実施するのではなく、京都府福祉・援護課の主催による「きょうのモンク」
を開催するときに、龍谷大学が京都府に、臨床宗教師を紹介し、つなぐ役割を果たしてい
たらと思っています。

龍谷大学大学院の臨床宗教師研修生や研修を受けた者が貢献できる場を与えていただ
いたので、感謝しています。

私がさせていただいていることは、「きょうのモンク」の開催と参加要項を、龍谷大学大学院実践真宗学研究科の臨床宗教師研修生らに案内するとともに、関西臨床宗教師会などに連絡して、関西圏で協力していただける臨床宗教師に参加いただいていることです。「今度きょうのモンクが開催されますので、広く参加できる人を募っています」という呼びかけと私自身の参加が、私の役割になります。—— さきほど資料を見ていましたら、例えば、きょうのモンクでは、NPO 法人が窓口になっているのですか。

【鍋島】 このときだけなのです。これは先ほど言いました京都自死・自殺相談センター（Sotto）による、京都市が認めている自殺予防の活動です。京都府が主催した「きょうのモンク」では、自死遺族で御家族を亡くされた方が、宗教者にしか話せないような悲しみを聞かせてくれます。ある御遺族は、宗教者である私に対して、「亡くなったあの人は、今どこにいらっしゃるのでしょうか」と問いかけました。つらく悲しそうに話してくださいました。ただうなずいて、それからその方のいろんな気持ちを静かに聞いていました。後悔していることをたくさん話してくださいました。後悔も愛情のうらがえしであると思って、聞いていました。やがてその御遺族が、亡くなった大切な方が自分に言ってくれた言葉を思い出されました。亡き人のあたたかいぬくもりが、今もその方の心にはたらきかけていることを確認しました。その御遺族に笑みがこぼれました。悲しいのはそれだけ愛しているからでもあります。光のような思い出を教えにして、その方が亡き人と共に生きていただけたらと願っています。

—— 本日は、どうもありがとうございました。

（提供、写真1～3：鍋島直樹氏、4～7：京都府健康福祉部福祉・援護課）

写真7 傾聴する臨床宗教師



鍋島 直樹 (なべしま なおき)

専門

真宗学 (親鸞の生死観, 仏教生命観と生命倫理)

現在

龍谷大学文学部真宗学科教授 (平成 22 年就任)。同大学院実践真宗学研究科長 (平成 29 年就任)。臨床宗教師研修主任。同人間・科学・宗教オープンリサーチセンター長 (平成 19 年就任)。浄土真宗本願寺派真覚寺 (兵庫県神戸市) 住職

略歴

昭和 34 年兵庫県生まれ。昭和 56 年龍谷大学文学部仏教学科卒。昭和 61 年同大学院文学研究科真宗学専攻博士後期課程単位取得依願退学。昭和 62 年同文学部専任講師。平成 8 年同助教授。平成 12 年法学部助教授。平成 15 年同教授。平成 25 年日本医師会優功賞

委員

昭和 61 年浄土真宗本願寺派ビハーラ活動推進委員会委員 (現在に至る)。平成 22 年日本スピリチュアルケア学会理事 (現在に至る)。平成 26 年あそかビハーラ病院緩和ケア施設医学倫理審査委員 (現在に至る)。平成 28 年日本臨床宗教師会事務局次長, 理事 (現在に至る)。平成 28 年日本医師会第 X V 次生命倫理懇談会委員 (平成 30 年まで)

主な著作

『死別の悲しみを生きる—ビハーラの心を求めて—』 (単著, 本願寺出版社, 平成 13 年)
『アジャセ王の救い—王舎城の悲劇の深層—』 (単著, 方丈堂出版, 平成 16 年)
『仏教生命観の流れ—縁起と慈悲—』 (共編, 法藏館, 平成 18 年)
『死と愛—いのちへの深い理解を求めて—』 (編著, 法藏館, 平成 19 年)
『親鸞の生命観—縁起の生命倫理学—』 (単著, 法藏館, 平成 19 年)
『仏教と生命倫理の架け橋』 (共編, 法藏館, 平成 20 年)
『心の病と宗教性—深い傾聴—』 (共編, 法藏館, 平成 20 年)
『自死を見つめて—死と大いなる慈悲—』 (単著, 本願寺出版社, 平成 21 年)
『地球と人間のつながり—仏教の共生観—』 (共編, 法藏館, 平成 23 年)
『仏教死生観デジタルアーカイブ研究—生きる意味の省察—』 (共編, 方丈堂出版発行, オクターブ発売, 平成 23 年)
『生死を超える絆—親鸞思想とビハーラ活動—』 (共編, 方丈堂出版発行, オクターブ発売, 平成 24 年), ほか多数

新宗連「宗教もしもし相談室」の現状と分析

公益財団法人新日本宗教団体連合会

広報担当 栗山 隆夫

1. 新宗連の概要と相談室開設までの経緯

公益財団法人新日本宗教団体連合会（新宗連）が運営する「宗教もしもし相談室」は、新宗連結成 50 周年記念事業の一環として平成 13（2001）年 11 月 1 日に開設し、今年で 18 年目を迎える。

新宗連は、世界平和の実現と人類福祉の増進に寄与することを目的に、昭和 26（1951）年 10 月 17 日に 24 教団が参加して結成された。教義や信条の異なる教団がお互いを認め合い、協調と連帯を推進する「宗教協力」という新しい宗教運動を提唱、実践してきた。昭和 28（1953）年 3 月に財団法人許可、平成 24（2012）年 4 月に公益財団法人に移行した。現在は新宗教と呼ばれる宗教団体を中心に、仏教系、神道系、諸教派など 60 余団体が加盟している。（主な加盟教団については、新宗連ウェブサイト <http://www.shinshuren.or.jp/> を参照）。

新宗連は昭和 27（1952）年 4 月に全日本仏教会と教派神道連合会、日本基督教連合会、神社本庁で構成する財団法人日本宗教連盟（略称：日宗連、現在は公益財団法人）に加盟し、日本の宗教界とも幅広く協力する構成団体となった。

新宗連の基本理念は結成以来、一貫して「宗教協力」のもと、「信教の自由」を護り、国民の宗教心を育み、「平和と自由」の世界を築くことにある。スローガン「信教の自由を守ろう」「信仰心を広めよう」「宗教協力を進めよう」「世界の平和を実現しよう」のもと、全国で戦争犠牲者・災害犠牲者の慰霊や平和祈願を行うとともに、平和、環境、人権などで学習会や研修、実践活動を展開している。その活動の一つとして、「宗教もしもし相談室」がある。

相談室開設の約半年前、平成 13（2001）年 4 月、新宗連は東京都内の新宿、渋谷、池袋、日比谷、巣鴨などで、若者に「宗教イメージ」を聞く街頭インタビューを実施した。その結果、「宗教」と聞いて思い浮かべるイメージでは、「金儲け」「戦争」「宗教を信じる人は特殊な人」「自分には関係ない」、また「宗教団体」のイメージは「怖い」「信用できない」「本当に必要なのか」といった回答が得られた。

若者たちのこうした宗教に関するイメージ・意見を、新宗連として真剣に受け止める一方、彼らの言う「宗教」とは日頃、新宗連に加盟する宗教者らが信じ、行じている「教え」と同じものか、本来の「宗教の姿」なのか、マスコミなどで報道された一部の宗教のイメージが一人歩きしているとは言えないか——との問いも生じてきた。一度できあがった

イメージを変えることは難しいが、「宗教者として信頼回復のため、行動しなくてはならない」と受け止め、新宗連結成 50 周年記念事業の一環として、宗教に関するトラブル相談の窓口「宗教もしもし相談室」を開設することとなった。

宗教もしもし相談室の主目的は、宗教忌避・宗教不信（不審）の時代に、宗教者側からの信頼回復のために、宗教をめぐる諸問題に悩み、苦しむ相談者（コーラー）の心に寄り添い、問題解決への糸口を共に考えることにある。あくまでも「傾聴」（後述）に徹し、相談に応じる相談員（新宗連加盟教団の会員・信徒）は、問題解決のために自教団の教えを説いたり、勧誘したりすることはない。「傾聴」に徹する相談室は、不特定多数に開かれた相談窓口として、新宗連の重要な公益活動の一つとなっており、これまで 17 年以上に亘り、運営を継続してきた。

2. 相談室の運営と基本的姿勢

「宗教もしもし相談室」では、平日月曜から金曜の正午から午後 4 時まで、常時 3～6 人体制で相談を受け付けている。

相談員はボランティアであり、加盟教団の会員信徒で構成されている。相談員のほとんどは教会長や支部長といった、教団内の布教活動の第一線で活躍した経歴を持ち、人の話を聞（聴）くことに長け、「人々の悩み、苦しみに応えたい」との思いの方が多い。現在、60 人以上がボランティア登録を行っており、新宗連加盟教団（主に解脱会、松緑神道大和山、玉光神社、パーフェクト リバティー教団（略称：PL）、妙智會教団、立正佼成会）が、教義・信条の垣根を超えて、協力し合い、相談室を運営している。

相談員は毎年 4 月に新規募集を行い、全 5 回の研修を受けた後、ボランティアとして従事する。研修は「傾聴」学習を主とし、講師（ファシリテーター）は相談室開設以来、「特定非営利活動法人国際ビフレンダーズ東京自殺防止センター」（認定 NPO）の専門家が担当している。また、宗教学者や宗教関係の裁判を担当している弁護士らが講師を務め、現代の基本的な宗教事情についても学んだ上で、相談員としての活動に入ることとなる。

相談室の基本的姿勢である「傾聴」とは、心・耳を傾け、話を聴くことである。「答えは相手が持っている」ことを基本信条として、相談員は相手に寄り添い、相手の感情を聴くことで、相談者の感情の整理を助け、相談者自身の思い込みや真の望み、本当に訴えたいこと（主訴）に気づいてもらい、問題解決の糸口を見出す一助となることに努める。

先述の通り、相談員は加盟教団に所属しており、布教の第一線で活躍した経験を持ってはいるが、電話相談においては所属も氏名も明かさず、特定宗教の布教や指導を行うことはない。あくまでも傾聴の姿勢を貫くことを基本理念としている。また、他の宗教に関する相談に対して、相談員は自己の価値判断は示さず、あくまでも相談者の価値判断や感情を聴くに留めている。たとえ相談者がある特定の宗教に対して批判的であったとしても、相談員は相談者がある特定の宗教に対して批判的であること、否定的感情を持っていることをありのままに受け止め、批判そのものに対して肯定的な態度は示さない。また、相談員が価

値判断や問題解決のための解決策を提示するようなこともしていない(もちろん、傾聴では明らかに解決しない相談の場合は、後述のように、しかるべき機関を紹介することもありえる)。

これまでに寄せられた相談件数は平成13年の開設から3,055件(平成31年1月31日時点)。その内容は宗教に限らず、政治・社会に対する不満、人間関係の悩みなど多種多様なものとなっている。具体的には下記のような相談が寄せられている(相談内容は外部には漏らすことはできないため、これまで寄せられた相談の典型例を示す)。

- ・ 会社の先輩から〇〇会への加入を勧められたが、研修に多額のお金がかかるようで、おかしいと思う。〇〇会とはどういった団体か？
- ・ 〇〇会を退会したいが、会の先輩からしつこく「やめると罰が当たる」「地獄に落ちるぞ」と言われ困っている。
- ・ お寺の住職と、墓地使用や葬儀料について納得がいかず、もめている。どうしたらわかってもらえるのか。
- ・ 娘が□□セミナーに通っている。来週、合宿に行くと言うので調べてみると、□□セミナーの内容は怪しい感じ。娘を合宿に行かせたくない。どう説得したらいいのか。
- ・ ある宗教施設にお参りして以来、体の不調が続いている。誰かに見張られているようで、精神的にまいっている。診療内科にも通っているが、治らない。お祓いをしてくれるところを紹介してほしい。

以上のような相談に対し、相談員は傾聴を行う。「〇〇会について知りたい」との相談の場合、単に知識を与えることはせず、なぜ知りたいのか、どういう不安があるのか——などの相談者の気持ちについて聴くことになる。教団の内容について辞書的な知識(創始者の名前や教団概要など)を伝えることはあるが、極力行わないように努めている。なぜなら、伝える知識の選択自体に「良い／悪い」などの価値判断が含まれる可能性があるからである。そのような価値判断を示すのではなく、傾聴に努め、共に悩むことに重きを置いている。

また、「お祓いしてくれるところを紹介してほしい」などという相談が寄せられても、特定宗教を紹介するようなことも行っていない。あくまでも相談に至った気持ちを聴くに留め、その解決のための判断を相談者が行うように促す。

傾聴技術は研修で学ぶが、上記のように相談内容は多種多様であり、柔軟な対応が求められることから、2か月に一度、「事例研修」として東京自殺防止センターの専門家を招き、実例に基づいた講習とワークショップを開催し、傾聴技術の更なる研鑽を積んでいる。また、年4～5回の「全体会」(写真)の中で、仏教情報センターでテレフォン相談にあたっている僧侶や、精神科医らを講師に招いての講習を持ち、「心の病」を抱えた方への対応や宗教などに関する知識の拡充とスキルアップを図っている。

写真1 宗教もしもし相談室の対応風景



写真2 相談員向けの全体会での研修の様子



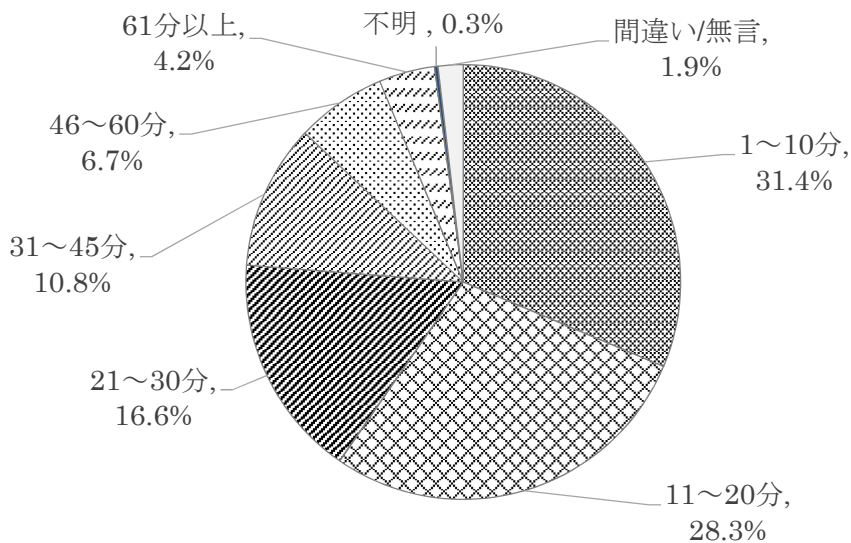
3. 相談の現状と分析

(1) 相談時間

新宗連では相談室に寄せられる電話の概要について統計をとっている。以下に紹介する統計は、平成26年4月1日から平成31年1月31日までの集計である。平成26年3月以前は、集計元の「記録シート」フォーマット項目が同年4月以降と異なり、一括して集計できないため割愛する。

集計結果によると、相談時間は1～20分以内が6割である。これは短いように思われるが、専門家によると、「主訴」は相談開始から5分ほどの間の会話の中に出ているというため、長時間話を聴く必要はない。むしろ、この時間の短さは、相談員は始めの時間帯に話を聴くことに集中することに成功しているからと考えられる。

図表1 相談時間（平成26年4月1日～平成31年1月31日集計）

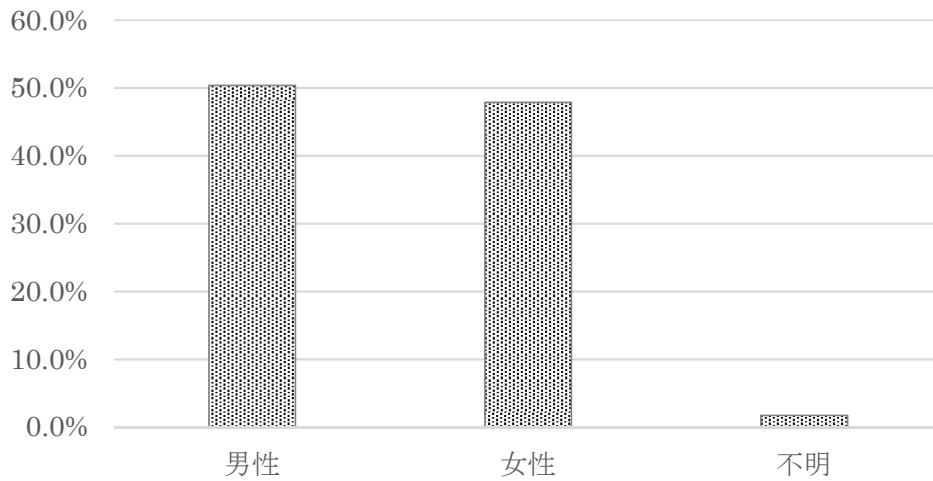


1～10分	11～20分	21～30分	31～45分	46～60分	61分以上	不明	間違い/無言	計(件)
362	325	194	125	76	47	3	21	1,153
31.4%	28.3%	16.6%	10.8%	6.7%	4.2%	0.3%	1.9%	100.0%

(2) 相談者の性別と年齢

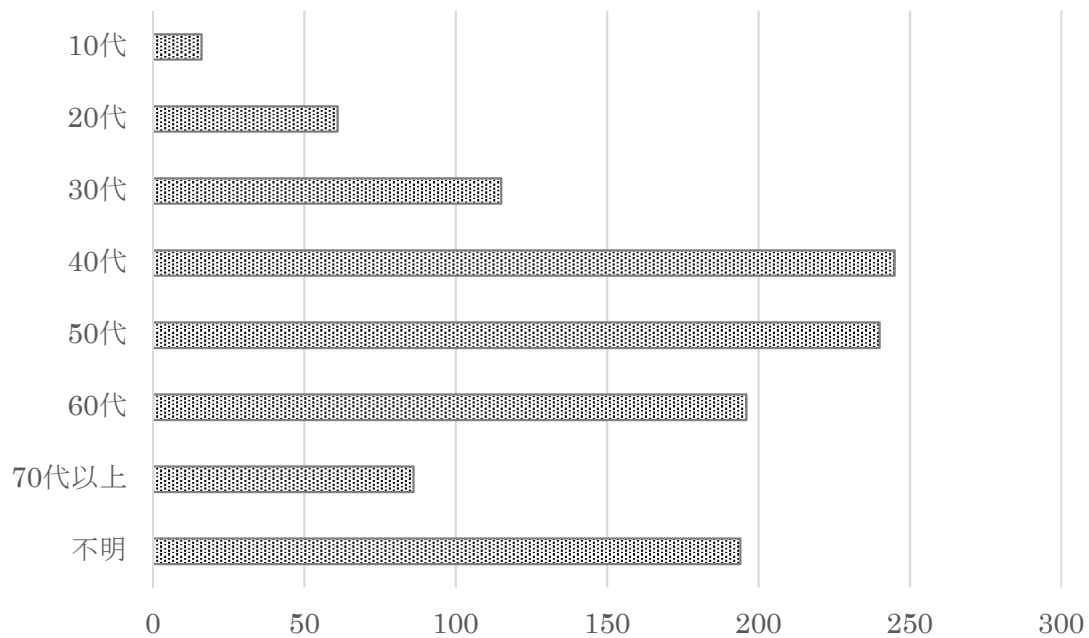
男女比は、ほぼ変わらない。年齢層で見ると、40～60代の壮年が多い。壮年が多い理由は、例えば家の墓の持続や維持、廃棄、葬式における布施額についてなどの相談内容から、これまで関わってこなかった宗教的な事柄に直面する年代であるから——という点にあると考えられる。あるいは子供が宗教団体や宗教系セミナーに入っていることなど、自分以外の宗教的な問題に直面する年代でもある。また、青年層は電話をかけることに親しみが無いという可能性もある。

図表2 相談者の性別（平成26年4月1日～平成31年1月31日集計）



男性	女性	不明	計（件）
581	552	20	1,153
50.4%	47.9%	1.7%	100.0%

図表3 相談者の年齢（平成26年4月1日～平成31年1月31日集計）



10代	20代	30代	40代	50代	60代	70以上	不明	計（件）
16	61	115	245	240	196	86	194	1,153
1.4%	5.3%	10.0%	21.2%	20.8%	17.0%	7.5%	16.8%	100.0%

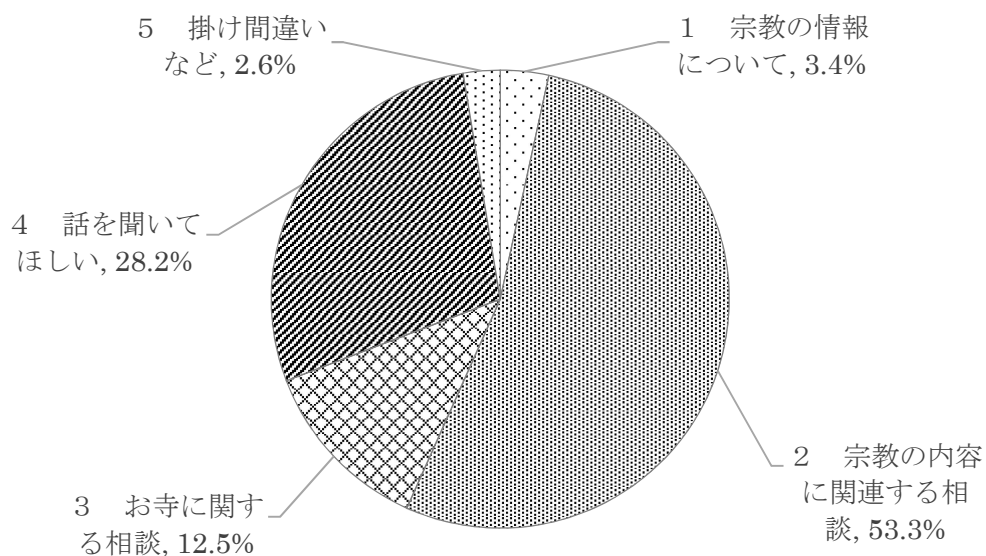
(3) 相談内容

相談内容に関しては、当然「宗教」関係についての相談が大半を占める。その具体的な内容は、宗教への要望、批判、問合せ、退会希望、しつこい勧誘の悩み、金銭（献金や布施）の問題などである。続いて、「話を聞いてほしい」という解決を求めない電話も少なくなく、全体の2割を占める。この中には、誰にも話を聞いてもらえないために電話してくる場合や、人間関係についての悩みなどが寄せられる。

また、お寺関係（寺院、住職に関する相談）も1割を超えており、布施、寄附、墓地、納骨、住職との関係など、内容は宗教的というよりも金銭問題や人間関係についての相談が多い。また、「墓じまい」をしてもいいのか、墓地を地元から今住んでいる都市に移すためにはどうしたらいいのか——という現代特有の悩みが寄せられることも多い。

なお、前掲した相談者の属性（相談時間、性別、年齢）の総計はいずれも1,153件である。この図表では1,266件と件数が異なるのは、1～5だけに当てはまらない、複数の相談内容に関わる相談者からの電話が含まれているからである。

図表4 相談内容（平成26年4月1日～平成31年1月31日集計）



1 宗教の情報について	2 宗教の内容に関連する相談	3 お寺に関する相談	4 話を聞いてほしい	5 掛け間違いなど	計 (件)
43	675	158	357	33	1,266
3.4%	53.3%	12.5%	28.2%	2.6%	100.0%

(4) 最近の傾向

最近の傾向としては、「心の病」を抱えていると思われる方のリピートが多くみられる。「心の病」を抱えた方の場合、本人は統合失調症など病名を自覚しており、心療内科やカウンセリングなどを受診しているが、そこでは「話を聞いてくれない」と訴えて相談室に電話してくることがある。傾聴を実践することで、本人の中の問題が解決し、リピートがなくなることもあれば、逆に安心を覚え、話を聞いてもらおうと繰り返し電話をかけてくるケースもある。

また、靈感商法の被害、マインドコントロールなどに関する相談も恒常的にあり、電話相談では解決できそうにないと思われる問題も散見される。靈感商法に関わる高額な金銭トラブルや、強引で執拗な勧誘などで、相談者が裁判まで真剣に考えている場合には、靈感商法対策弁護士連絡会、特定の宗教団体の「被害者の会」などの連絡先を教えることがあるが、基本は傾聴で解決することを主としている。それは、解決の糸口を見出し、相談者の判断を後押しすること対して、共に悩む傾聴というあり方が有用であると考えているからである。また、相談者に「宗教もしもし相談室」を知った経緯をうかがうと、他の相談窓口に問合せしたが取り合ってくれなかった、または問題解決に至らなかったから——と答える人が少なくないため、相談員は「ほかに回さず、ここで受け止める」ことを心掛けている。

基本姿勢である傾聴は、「答えは相手が持っている」という信念のもと、相手の気持ちに寄り添い、共に悩むことを前提としているため、劇的な問題解決を期待している相談者にとっては、少々物足りないと感じられる場合もある。相談室は問題解決のため、相談を受け独自に他者と関わることは行っていない。例えば、「悪い宗教があるので取り締まってほしい」などと訴える人の場合、具体的な解決策を示せない相談員に対して憤る相談者がいることも確かである。しかし、そこで安易な解決策（弁護士や警察に相談することを勧めるなど）に走るのではなく、その人の気持ちを聴いていくことこそ、時間はかかるかもしれないが、相談者の根本的な問題解決への道を歩むことになるとの姿勢で対応している。

4. 相談室の成果と課題

以上が相談室の概要ではあるが、最後に成果と今後の課題について触れておきたい。

電話相談室の成果は、目に見えて計ることはできない。「相談者の悩みを本当に解決できたのか」は追跡調査が不可能なため、「本当に宗教への信頼度を高めることに寄与できているのか」はそれを計る指針が見出せないため、残念ながら定かではない。

しかし、実際「宗教もしもし相談室」の電話番号を「地元の消費者生活センター／行政の宗務課から聞いた」とする相談者も多く、先ほども述べたように「たらい回し」にされた相談者の「最後の受け皿」となりえている。消費者センターや文化庁宗務課は、その業務上、宗教に関する悩みを受け付ける場所ではなく、警察なども事件化しない限りは取り合ってくれないことも多い。「宗教もしもし相談室」はそうした相談者の悩みに応えるこ

とができる。この相談室がなければ、多くの相談者の悩みも解消されず、宗教に対する不信感が増長されたままとなっていた可能性がある。

新宗連としては、相談室がこのような一人一人の悩みを受け止める「受け皿」としての役割を果たしてきたと自負している。今後も、その役割のために更なる広報と相談室自体の信頼度を高めていくことに努めていきたい。

17年間で相談件数の3,055件(平成31年1月31日時点)は決して多いとはいえない。件数が多ければ良いということではないが、先ほど述べたような「受け皿」としての役割を担うためには、更に周知に努める必要があるだろう。

広報に関しては現在、新宗連の機関紙『新宗教新聞』における宣伝、ウェブサイトでの掲載を行っている。実際に相談者がインターネットの検索エンジンで「宗教、相談」などを検索して、「宗教もしもし相談室」を知る人は少なくない。また、他にも宗教系の大学やカルト問題の相談窓口を設けている大学などにもチラシを配布し、広報活動に努めているが、十全ではないと思われる。今後も、広く利用してもらえるような広報活動を展開していくことが求められている。

また、相談件数が少ない理由には開設時間の問題もあるのではないかと。平日の正午から午後4時までという時間帯は、一般の勤め人には電話しづらい時間帯である。現状、土日や午後4時以降の夜間の実施が困難ではあるが、相談室開設20年を迎えようとしている現在、宗教不信(不審)の時代にあって、宗教の信頼度を高め、悩める人の一助となるためには、利用のしやすい新たな仕組みづくりの検討も必要と考えている。

5. まとめ

「宗教もしもし相談室」は、宗教忌避・宗教不信(不審)の時代に宗教者側からの信頼回復の方策、広く社会に開かれた公益活動の一環として開始された。「傾聴」を基本姿勢として、相談者の心に寄り添い、共に悩み、問題解決の糸口を模索することを目的としている。寄せられる相談は、宗教に限らず、政治・社会、人間関係の問題まで多種多様であるが、どのような悩みに対しても、真摯に心と耳を傾けることで、多くの方の問題解決への手助けをしてきた。この窓口がどこまで宗教の信頼回復に寄与できているかは計りかねるが、少なくとも宗教と縁遠かった人たち、宗教に悩む人たちの心の支え、手助けとなる役割は果たしていると考えられる。

今後も活動を続けていく中で、広報周知や利用しやすい仕組みづくりなど、改善を図りながら、一人でも多くの宗教で悩んでいる方々の問題解決に寄与し、宗教の信頼回復に努めてまいりたい。

広報資料

(1) A4判チラシ(縮小)



宗教をめぐるさまざまな問題のご相談窓口

宗教 もしもし 相談室

2001年11月1日開設

03 3466-9900

受付時間が変わりました

受付●月曜→金曜/正午→午後4時

公益財団法人 新日本宗教団体連合会

(2) 名刺判カード



宗教をめぐるさまざまな問題のご相談窓口

宗教 もしもし 相談室

03 3466-9900

受付 ●月曜→金曜/正午→4:00
公益財団法人 新日本宗教団体連合会

「宗教もしもし相談室」は、宗教をめぐるさまざまな問題の相談窓口です。

人生におけるトラブル、特に宗教をめぐる問題の相談に応じています。

- ・相談は無料です。
(通話料はご負担ください)
- ・絶対に秘密は守ります。
- ・匿名で結構です。
- ・宗教団体の布教を目的としたものではありません。

※ A4判チラシは、新宗連ウェブサイトからダウンロードができる。
<http://www.shinshuren.or.jp/page.php?id=163>

処分無効確認等請求控訴事件

本件は、Xらと、宗教団体Yとの間で、XらがYに全財産を寄付する代わりに、YがXらの居住場所、生活に必要な費用等を提供するとの出家契約が成立していたところ、YがしたXらの会員資格一時停止処分（以下「本件各処分」という。）は無効であるから、本件各処分をしたことや、Yの施設の明渡しを求めたこと等は、不法行為及び債務不履行に当たるとして、Xらが、Yに対し、出家会員の地位確認及び損害賠償請求をした件につき、請求を棄却した原判決がXらの控訴により変更され、Xらの地位確認請求が認容され、損害賠償請求が一部認容された事案である。主な争点である本件各処分の有効性につき、原審と控訴審で判断が分かれた。

原審は、本件各処分の適否について、法律上の争訟に当たるものの、自律的な団体内部の構成員たる地位をめぐる紛争は、本来その団体の自律的な解決に委ねられるべき事柄であり、とりわけ宗教団体に信教の自由が保障されていること（憲法20条）に鑑みれば、裁判所としては宗教団体の自治を尊重すべきであるから、宗教団体における構成員たる地位にかかる懲戒処分については、極めて限定的な場合にのみ、これを無効とするのが相当であるとの判断基準を示した。そして、本件各処分がそのような限定的な場合に当たるといえる特段の事情はなく、本件各処分は有効であるとした。

一方、控訴審は、宗教団体内部における懲戒処分の効力については、当該処分の当否は、当該宗教団体が自律的に定めた規範が公序良俗に反する等の特段の事情のない限り当該規範に照らし、当該規範を有しないときは条理に基づき、適正な手続に則ってされたか否かにより決すべきであり、その審理も上記の点に限られるとした上で、本件各処分については、自律的に定めた規範がないため、条理に照らし、適正な手続に則って行われたといえるかが問題となるとした。

この点、本件では、被控訴人がその一方的判断により出家会員たる地位を喪失させることは、当該出家会員を何ら生活基盤のないまま一般社会に放逐するに等しい結果を招くもので、その日常生活及び生存に重大な影響を与え、基本的人権を侵害する著しく不利な処分であり、このような場合においては、それが私的任意団体であったとしても、団体による懲戒権濫用の防止及び構成員の予見可能性の確保の観点から、事前に、処分の種類、内容、要件等が、抽象的にでも明文で定められるか、少なくとも確立した慣習として団体内で規範化されていることが条理として求められるというべきであるとした。

その上で、本件各処分は、明文又は確立した慣習がないにもかかわらず、構成員に対し、著しく不利な処分を一方的に課しており、適正な手続に則ったものとはいえず、公序良俗に反し、懲戒権を逸脱・濫用するものであり、無効であるとした。

原審及び控訴審ともに、私的任意団体が構成員に対し不利益処分（懲戒処分）を課すこと

については、強行法規や公序良俗に反しない限り、団体の自治権ないし自律権として、その裁量に基づいて行うことができ、さらに、当該団体が宗教団体である場合には、信教の自由及び結社の自由を保障する観点から、裁量権行使の適否を判断する当たり、宗教的観点を加味する必要があるという点では一致していると考えられる。

一方、控訴審では、さらに検討を進め、本件各処分は基本的人権を侵害する著しく不利な処分であるとし、そのような場合は、明文又は確立した慣習が団体内で規範化されていることが条理として求められるにもかかわらず、本件各処分は、これらを欠いたまま行われており、適正な手続に則っていないと判断した。

本判決は、団体の自治権ないし自律権並びに信教の自由及び結社の自由のある宗教団体であっても、構成員に対し著しく不利な処分を一方的に課す場合、適正な手続に則つたらなければ、公序良俗に反し、懲戒権の逸脱・濫用とされる場合があることを示し、実際に当該場合に当たると認めた初めての事例であり、執務上、非常に参考になると思われる。

(1) 原審 平成29年3月2日 さいたま地方裁判所越谷支部判決

平成27年(ワ)473号 処分無効確認等請求事件

原	告	X1ほか3名
被	告	宗教団体Y
同代表者共同幹事		A
同	上	B

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第一 請求

- 1 原告らは、被告に対し、原告らが被告の出家会員の地位にあることを確認する。
- 2 被告は、原告X1に対し、373万4890円及びこれに対する平成28年8月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被告は、原告X2に対し、483万6199円及びこれに対する平成28年8月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 被告は、原告X3に対し、430万1426円及びこれに対する平成28年8月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 5 被告は、原告X4に対し、382万3230円及びこれに対する平成28年8月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第二 事案の概要

本件は、原告らと、宗教団体である被告との間で、原告らが被告に対して全財産を寄付する代わりに、被告が原告らの居住場所、生活に必要な費用等を提供するとの出家に関する契約（以下「出家契約」という。）が成立していたところ、被告がした原告らの会員資格一時停止処分は無効であり、被告が、無効な上記処分をしたこと、被告の施設の明渡しを求める訴訟を提起したこと及び原告らに対して生活に必要な費用等を提供しなかったことは、不法行為及び上記契約の債務不履行に当たると主張して、原告らが、被告の出家会員の地位にあることの確認を求めるとともに、被告に対し、不法行為及び債務不履行に基づく損害賠償として、原告X1（以下「原告X1」という。）の損害金373万4890円、原告X2（以下「原告X2」という。）の損害金483万6199円、原告X3（以下「原告X3」という。）の損害金430万1426円、原告X4（以下「原告X4」という。）の損害金382万3230円及び上記各損害金に対する平成28年8月13日（不法行為の後の日、かつ、原告ら準備書面（5）送達の日）の翌日から各支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

- 1 前提事実（当事者間に争いがないか、掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実である。以下、日付の年号は、記載のない限り、いずれも「平成26年」である。）

- (1) 当事者

- ア 被告は、権利能力なき社団であり、解散した宗教法人C（以下「C」という。）を事実上引き継いだ宗教団体である。

- イ 原告らは、いずれも被告の信者であり、出家会員となった者である。

- (2) 被告への出家制度

- 被告の出家会員になることを希望し、被告からこれを認められた者は、その時点で有していた全財産を被告に贈与（お布施として寄付）し、被告から指定された場所で、他の出家会員と共同生活をする。

- 出家会員は、修行を中心とした生活を送りながら、信者等の世話等をしたり、外で仕事をしたりするが、労働により得た対価はすべて被告に対しお布施として寄付する。

- 被告は、出家会員の居住場所、生活に必要な費用及び物資等を提供するとともに、出家会員に対し、月8000円程度の金銭を支給する。

- (3) 被告の運営規則（乙1）

- ア 被告においては、全会員の集会で決定された運営規則によって組織運営がされている。

- イ 運営規則には、以下の条項がある。

- (ア) 本団体への入会を希望する者は、所定の入会手続を経て在家会員となる（4条1項）。

- (イ) 出家会員となることを希望する在家会員は、所定の要件を満たした場合、所定の手続を経て出家会員となる（4条2項）。
 - (ウ) 在家会員は、本団体の施設を利用し、宗教的指導を受け、宗教的行事に参加することができるが、本団体の意思決定に関わる議決権は有しない（4条3項）。
 - (エ) 会員総会は全出家会員を構成員とする（5条1項）。
 - (オ) 会員総会の議決事項は次のとおりとする（5条2項）。
 - 〈1〉 宗教理念、運営規則及びコンプライアンス規程の改正
 - 〈2〉 団体の解散
 - 〈3〉 その他、全出家会員もしくは本団体の重要な権利に関わると認められる事案
 - (カ) 本団体の運営機関を合同会議とする（6条1項）。
 - (キ) 合同会議は、合議によって団体運営上の諸問題を取り扱う（6条2項）。
 - (ク) 合同会議の議決は、原則として全会一致によるが、緊急事案の場合などは参加者の過半数による多数をもって決する（6条5項）。
- ウ 会員の処分は、運営規則6条2項の「団体運営上の諸問題」に当たり、合同会議の議決によって行われる。
- (4) 原告X1に対する処分
 - ア 合同会議は、6月3日、原告X1に対し、重大な規律違反を理由として長期修行入りを決定した（以下「本件決定1」という。）。
 - イ 原告X1が、上記アの決定から3か月経過後に修行を終了させたところ、合同会議は、原告X1が無断で修行を中止し、信者からの説得にも応じず、今後も被告の決定を無視した行動を続ける姿勢が明らかであって、原告X1の上記行動は、著しい規律違反に当たるとして、9月18日、原告X1に対し、会員資格一時停止処分をした（甲2、乙3。以下「本件処分1」という。）。
 - (5) 原告X2、原告X3及び原告X4（以下「原告X2ら」という。）に対する処分
 - ア 合同会議は、8月5日、原告X2らに対し、合同会議における不適切な言動を理由として、修行期間を定めることなく長期修行入りを決定した（以下「本件決定2」という。）。
 - イ 合同会議は、9月11日、原告X2らに対し、決められた修行場所への移動が確認できなかったこと、及び、長期修行入りが決定された本件決定2を無効だとして拒絶していることは、著しい規律違反に当たるとして、会員資格一時停止処分をした（甲1、乙7。以下「本件処分2」という。）。

2 争点及び当事者の主張

(1) 本件処分1の有効性

(被告の主張)

合同会議は、5月13日、合同会議の構成員2名を除名処分にし、同月16日、上記処分に至る経緯等を説明するため、居住施設ごとに出家会員向けの会合を設けることを申し合わせた。しかし、原告X1は、上記申合せを無視して、親しい出家会員を呼び出して独自の説明をしようとした。

合同会議の構成員であるA（以下「A」という。）は、5月19日、原告X1の行動を運営委員会（合同会議の進行、調整をつかさどる機関）に問題提起するとともに、同人に対して抗議のメールを送った。また、合同会議の構成員であるD（以下「D」という。）及びE（以下「E」という。）は、同月22日夜から翌23日にかけて、原告X1と話し合いをした。さらに、E、F（以下「F」という。）及びG（以下「G」という。）は、同日午後11時頃、原告X1から事情を聴取した。

その上で、5月27日、臨時合同会議が開かれ、原告X1も出席した。Fは、原告X1に対し、出家会員に対する独自の説明の内容及びその対象者を聞き取ろうとしたが、原告X1は重要部分について回答しようとしなかった。そこで、Dの提案により、原告X1による説明内容を出家会員から聴取、調査する一方で、原告X1に対して修行に入り内省の機会を与えることになった。

これらの経緯を踏まえ、6月3日、合同会議において原告X1の処遇が検討された。原告X1については、上記問題行動に加えて、他の問題行動が報告され、同報告が事実であれば、被告の内部秩序を著しく乱す規律違反行為であるものの、原告X1に合同会議への出席を促して事情聴取すれば、これまでのように態度を硬化させ、かえって内省を困難にするとの意見が出された。そこで、合同会議は、原告X1の意向や健康状態、Dらが原告X1を支援するとの意向を表明したことも考慮の上、その時点では原告X1の会員資格に関わる処分は行わず、長期修行入りとするのが相当であるとの決定をした（本件決定1）。その際、修行中に原告X1の問題行動が発覚した場合には、緊急合同会議を開いて処分を決めることや、修行の条件も併せて議決された。また、長期修行の期間には定めがなかった。

原告X1は、上記決定を踏まえ、長期修行に入ったが、9月13日、突然修行から離脱し、その継続を拒絶した。臨時合同会議における説得等や言い分の聞き取りが行われたが、原告X1は、上記態度を変えなかったため、同月18日、臨時合同会議が開催され、原告X1が、合同会議の決定を無視した行動を取り続けていることは、出家会員として許されない規律違反であるとして、同人に対し、会員資格を一時停止する旨の本件処分1がされた。

以上のとおり、本件処分1は、正当な処分理由に基づくものであること、告知聴聞の機会も十分に与えられていたのであること、本件処分1に先立ち、より緩やかな本件決定1がされていることからすれば、本件処分1は有効である。

なお、修行場所には、修行者を物理的に監禁する設備はなく、申し出れば途中で修行から離脱することも可能であることなどからすれば、長期修行入りを命じるこ

とが公序良俗違反に当たるとはいえない。

(原告X1の主張)

ア 本件処分1の処分理由は、原告X1が無断で修行を中止し、今後も被告の決定を無視した行動を続ける姿勢が明らかとなったというものであるが、原告X1は、期間を3か月とする長期修行に入り、期間が終了したため修行を終えたのであって、無断で中止したものではない。

よって、本件処分1の処分理由は存在しない。

イ そもそも本件決定1が無期限の長期修行を課したものであるとの証拠はないが、仮にそう認められるとしても、原告X1には、懲罰として長期修行入りを課せられる理由がない。

また、原告X1には、本件決定1に際して、告知聴聞の機会が与えられていない。

さらに、被告及び合同会議には、出家会員に対し、懲罰として長期修行入りを決定する規定や権限はない。

仮に、被告又は合同会議に上記権限があるとしても、長期修行は、外出や他者との会話はできず、携帯電話等の外部との連絡を被告に預け、現金も持たない状態で行われるものであり、事実上の監禁状態に身を置くものであることから、期間の定めのない長期修行は、基本的人権に対する著しい侵害であり、これを課することは公序良俗違反である。

特に、原告X1は、完治不能ながんを患っており、精神的ストレスのかかる行為は命を脅かすものであり厳禁であったことからすれば、期間の定めのない長期修行は、より人権侵害の程度が高いといえる。

以上によれば、本件処分1の前提となっている本件決定1自体が無効である。

(2) 本件処分2の有効性

(被告の主張)

合同会議は、8月5日、合同会議における不適切な言動を理由として、原告X2らの長期修行入りを決定した(本件決定2)。

原告X2らは、当初、これに応じるそぶりを見せ、修行の開始に向けて準備を進めていたが、8月24日の修行開始当日、指定された修行場所に現れなかった。一方、これまで居住していた被告施設から原告X2らの荷物がすべてなくなっており、同人らから被告の担当者に対し、被告の施設でしばらく静かに考えたいとの連絡が入った。

その後、原告X2らの所在は不明であったところ、8月28日になって、同人らから被告の担当者に対し、埼玉県H市I所在の建物(以下「I物件」という。)にいる旨の連絡が入った。被告においては、出家会員の居住場所は被告が指定し、出家会員はそれに従う決まりになっていることから、被告の担当者が、I物件を訪問して、原告X2らに対し、修行入りするよう説得を試み、言い分を聞き取ろうとしたが、同人らは、対話そのものを拒絶した。

原告X 2らの上記行動は、被告の上記決まりに違反して、教団関連住居であるI物件を無断で占拠したのであるから、著しい規律違反に当たる。

そこで、合同会議は、9月5日、原告X 2らが教団の一角を無断で占拠していることを理由に、同人らの会員資格一部停止を決定し、その旨通知するとともに、同月10日を期限としてI物件から退去して所定の修行場所へ速やかに移動することを求め、一方で、同人らの心情等にも配慮して、直ちに修行を開始することができない場合には、上記修行場所内に個室等のスペースを用意し、同人らの希望どおり、「しばらく静かに考える」ための生活環境を提供することも可能である旨通知した。

しかし、原告X 2らは、上記通知を無効として拒絶する旨回答し、その後もI物件の無断占拠を継続した。原告X 2らの姿勢に変化が見られなかったため、9月11日、緊急合同会議が開催され、同人らの会員資格を一時停止する旨の本件処分2がされた。

なお、長期修行入りを命じることが公序良俗違反に当たらないことは、上記(1)(被告の主張)のとおりである。

(原告X 2らの主張)

ア 本件処分2の処分理由として、長期修行入りが決定された本件決定2を無効だとして拒絶していることが挙げられているが、原告X 2らは、合同会議で信者2名の除名に反対しただけであって、懲罰として期限の定めのない長期修行入りを課せられるような行為をしていない。

また、上記(1)(原告X 1の主張)イのとおり、被告及び合同会議には、出家会員に対し、懲罰として長期修行入りを決定する規定や権限はないし、仮に権限があったとしても、期間の定めのない長期修行は、基本的人権に対する著しい侵害であり、これを課することは公序良俗違反である。

さらに、合同会議は全会一致を原則としているところ、本件決定2に際しては、原告X 2ら及び本件決定2に反対した者の議決権を奪った上で、強引に全会一致としたものであり、手続的にも重大な瑕疵がある。

以上によれば、本件処分2の前提となっている本件決定2自体が無効である。

イ 被告は、本件処分2の処分理由は、教団関連住居を無断で占拠したことであると主張するが、被告から原告X 2らに対して送付された通知には、決められた修行場所への移動が確認できなかったこと、及び、長期修行入りが決定された本件決定2を無効だとして拒絶していることが処分理由として記載されているのであり、被告の主張に係る事由は、処分理由ではないのであって、処分理由の変更は許されない。

また、原告X 2らが本件処分2の当時居住していたのは、J(以下「J」という。)が所有するI物件であり、教団関連住居とはいえないのであって、やはり本件処分2の処分理由は存在しない。

(3) 損害賠償責任の有無及び原告らの損害額

(原告らの主張)

ア 上記(1)の(原告X1の主張)及び(2)の(原告X2らの主張)のとおり、被告が行った本件処分1及び本件処分2(以下、併せて「本件各処分」という。)は無効である。そして、被告は、本件処分1に基づき、Dをして原告X1に対し、本件処分2に基づき、Jをして原告X2らに対し、それぞれ建物からの明渡しを求める訴訟を提起し、原告X1に対しては食事、病院代及び月8000円の金銭等を提供しなくなるとともに、真夏に窓のない部屋で原告X1が寝ているにもかかわらず、廊下のエアコンを停止させて、原告X1の生命を脅かした。

被告による本件各処分、上記各行為及び各不作為は、原告らが出家会員として平穩に生活する権利を侵害するものであり、不法行為に当たるとともに、出家契約の債務不履行にも当たる。

イ 原告らは、被告の不法行為又は債務不履行により、重大な精神的損害を被ったのであり、これを慰謝するに足りる金額は、300万円を下らない。

また、被告は、原告X1に対しては10月以降、原告X2らに対しては8月末以降、出家契約に基づく義務の履行を怠った。そのため、原告らは、食費、医療費等の生活に必要な費用を借入れ等で調達せざるを得ず、損害を被った。

損害の費目及び額は、別紙1ないし6のとおりであり、損害額合計は、原告X1が73万4890円、原告X2が183万6199円、原告X3が130万1426円、原告X4が82万3230円である。

(被告の主張)

否認ないし争う。

上記(1)及び(2)の(被告の主張)のとおり、本件各処分は有効であり、原告らの主張はその前提を欠く。また、そもそも出家契約は存在しておらず、被告が債務不履行責任を負うことはない。

原告らが請求する物的損害のうち、食費についての領収書は信用性を欠くものである。また、その他の費目については、事前に被告に申請をし、許可されたものだけが被告から支払われるものであることからすれば、いずれも被告が負担すべきものではない。

第三 当裁判所の判断

1 前記前提事実、証拠(各掲記のほか、甲6、50ないし53、乙18、19、証人F、証人D、原告ら本人)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 合同会議は、5月13日、師(被告における宗教上の地位であり、教祖一家及び正悟師1名の次に高い地位)であり、合同会議の構成員である者2名を除名処分にした(以下「本件除名処分」という。)。原告X1は、上記合同会議に出席したが、多数決では反対に票を投じた。師の地位にある者が2名同時に除名処分を受けるのは、被告において重大な出来事であったため、出家会員に動

揺が広がらないよう、均一な情報を伝える必要があると確認され、その伝達方法について議論がされたが、意見がまとまらなかったため、継続審議となった。

- (2) 5月16日、臨時合同会議が開催され、本件除名処分の出家会員への伝達方法について、居住施設ごとに出家会員に説明すること等の申合せがされた。原告X1は、上記会議に出席しなかったが、同じ居住施設（東京都L区M所在の施設）から上記会議に出席したDより、上記申合せ事項が伝えられた。

この点、原告X1は、上記申合せ事項を知らなかった旨主張し、これに沿う供述をするが、原告X1は、同日に臨時合同会議が開催されること自体は知っていたこと、同会議は、上記(1)の合同会議の直後に開催されたものであり、原告X1も、継続審議となった議題が再度審議されることは認識していたと推認されること、上記(1)のとおり、本件除名処分は被告にとって重大な出来事であり、原告X1が、出家会員を指導する師という立場にあったことからすれば、本件除名処分の伝達方法に関して関心があったと推認されること、上記臨時合同会議の開催後、その決定事項について出席したDらから聞けなかったというのは不自然であることからすれば、原告X1の上記主張は、採用することができない。

- (3) 原告X1は、上記(2)の臨時合同会議の開催後、埼玉県H市所在の居住施設（以下「H施設」という。）に属する親しい出家会員に対し、同施設で本件除名処分の説明会が行われたかを尋ね、同説明会での説明内容は一方的で偏りがあり、それに反論するデータがあるから、説明を聞きに来るようになどと告げた（以下「原告X1の問題行動」という。）。H施設の上長であるAは、5月20日、原告X1に対し、H施設の複数の出家会員から、原告X1による問題行動について報告があった、本件除名処分に関して合同会議で報告された内容に対して反論があるのであれば、正式に合同会議で討議すべきである、出家会員に対して独自の説明を行うことは、無用な混乱を招くから止めてほしいなどと記載したメールを送付した。（乙2）

- (4) 5月23日、運営委員会が開かれ、原告X1の問題行動について対応が検討された結果、運営委員会としての調査が必要という結論になり、運営委員であるEに加え、運営委員会のサポート役であるF及びGが、原告X1から事情聴取することになった。

E、F及びGは、同日中に、原告X1と面談し、原告X1の問題行動について事情聴取した。原告X1は、上記事情聴取において、EやDに対し、今後は独自の説明活動は行わないと言ったが、反省したのが理由ではなく、同人らの立場を慮ったためである、どの出家会員にどのような説明をしたかは答えられないなどと回答した。

- (5) 5月27日、臨時合同会議が開催され、原告X1も出席した。原告X1の問題行動が発覚し、同会議が開催されたとの趣旨が説明され、発覚の経緯、事情聴

取の結果等が報告された後、本件除名処分については合同会議による決定であって、その構成員は上記決定を否定したり、批判するような意見を出家会員に言ったりすべきではないことなどが確認された。

その上で、原告X1に対して、出家会員に対する独自の説明の内容とその対象者を明らかにするよう質問がされたが、原告X1は、出家会員を動揺させたことについては謝罪したものの、重要部分については回答を拒否した。また、原告X1は、体調不良のため、修行に入ることを表明し、6月2日に修行に入った。

- (6) 6月3日、合同会議が開催され、原告X1の処遇が検討された。除名処分が相当であるとの意見もあったが、Dらが問題発覚後に原告X1と複数回面談する中で、反省の気持ちが出てきたことなどが考慮され、原告X1に対し、重大な規律違反を理由として、DやEの管理の下、長期修行入りをさせる旨の本件決定1がされた。その際、修行から出る条件として、原告X1が反省をして、独自の説明の内容や対象者について情報開示すること、合同会議で全員一致の承認をすること、正悟師（被告で現在最も高い宗教上の地位）が承認することが定められ、外部との連絡等の新たな問題行動が発覚した場合には、緊急合同会議を開いて処遇及び処罰を決めることなどが定められた。D及びEが、原告X1に対し、本件決定1及び上記条件等を伝えたところ、原告X1は、これらを受け入れた。（乙16）

この点、原告X1は、長期修行は3か月の期限付きで自ら入ったものであり、本件決定1の2、3日後、Dにもその旨伝えたが、同人は何も言わなかったと主張し、これに沿う供述をする。

しかし、原告X1は、本件決定1を告知された当日、かなり長期間の修行になることを前提として、身の回りの荷物等の整理及び修行内容について、Dと相談していること（乙19）、本件決定1では長期修行の期間は定められていなかったところ、原告X1が、3か月の期限付きで長期修行入りすることをDに申し出たとすれば、上記申出は、本件決定1にそぐわないものであるから、これに対してDが何も述べないのは不自然であること、原告X1が、告知当日ではなく、その2、3日後になって上記申出をしたというのも不自然であることからすれば、原告X1の上記主張は、採用することができない。

- (7) 8月5日、合同会議において、原告X2らの合同会議における不適切な言動を理由として、修行期間を定めることなく長期修行入りさせる旨の本件決定2がされた。本件決定2の議決に際しては2名が反対したが、緊急案件として、多数決により可決された。原告X2らは、上記議決方法や、長期修行入りについて、意見や異議を述べることはなかった。（乙15）

原告X2らが長期修行入りをするを前提に、修行入りの日程調整がされ、同人らが居住していた埼玉県K市所在の施設（以下「K施設」という。）の管

理について、原告X2及び原告X3からDへの引継ぎが行われた。

原告X2らは、長期修行入りや修行内容について不満を持っていたが、臨時合同会議の開催を要求することはしなかった。

- (8) 原告X2らは、修行開始日である8月24日、Dに対し、K施設では改装工事のため居場所がないので、教団施設内の別の場所に移動したこと、精神的な整理ができていないため、しばらくの間、静かに考えたいことなどを記載したメールを送り、修行場所として指定された施設に現れなかった。K施設からは、原告X2らの荷物がすべてなくなっていた。(乙4)。
- (9) 原告X2らは、その後I物件に移動し、被告に対し、居場所を連絡した。Dや被告の担当者が、原告X2らに面会を求めてI物件を訪問したが、原告X2らは、面会を拒絶した。
- (10) 合同会議は、9月5日、原告X2らが本件決定2に従わず、教団内の一角を無断で占拠し、話し合いも拒否しているとして、会員資格一部停止を決定し、原告X2らに対し、遅くとも9月10日中に所定の修行場所へ移動すること、考える時間が必要なのであれば、すぐに本格的な修行に取り組みなくても構わないこと、希望があれば、静かに考えるための個室等を提供することも可能であることなどを通知した(乙5)。

これに対し、原告X2らは、9月10日、合同会議に対し、本件決定2及びそれに伴う通知は無効であるなどと回答し(乙6)、I物件からの移動をしなかった。

- (11) 合同会議は、9月11日、原告X2らに対し、決められた修行場所への移動が確認できなかったこと、及び、長期修行入りが決定された本件決定2を無効だとして拒絶していることは、著しい規律違反に当たるとして、会員資格を一時停止する旨の本件処分2をした。本件処分2は、原告X2らが被告の指示に従う姿勢を示すなどの事情が認められた場合には、会員資格の回復が検討されるものの、それまでは被告の会員としてすべての資格を認めないというものであった(甲1、乙7)。
- (12) 原告X1が、9月13日、修行から離脱したため、合同会議が開かれ、Eほか信者らが、原告X1に対し、修行に戻るよう説得に当たることになった。Dも、原告X1と話をし、修行に戻らないことによる不利益を挙げて、修行を続けるよう勧めた。しかし、原告X1の気持ちは変わらなかった。

そこで、合同会議は、同月18日、原告X1が無断で修行を中止し、信者からの説得にも応じず、今後も被告の決定を無視した行動を続ける姿勢が明らかであって、原告X1の上記行動は、著しい規律違反に当たるとして、原告X1に対し、会員資格を一時停止する旨の本件処分1をした。本件処分1は、原告X1が被告の指示に従う姿勢を示すなどの事情が認められた場合には、会員資格の回復が検討されるものの、それまでは被告の会員としてすべての資格を認め

ないというものであった。(甲2, 乙3)

- (13) 運営委員会は、9月19日、原告X2らに対し、I物件から退去するよう求めたが(乙8)、原告X2らはこれに応じなかった。また、合同会議は、10月3日、原告X2らに対し、同月15日までにI物件からの退去を求めるとともに、退去する場合には支度金として当面の生活費等を支給する用意があることなどを通知した(乙9)。
- (14) Jは、原告X2らに対し、所有するI物件の明渡しを求めて訴えを提起した(乙11)。また、Dは、原告X1に対し、M施設の明渡し等を求める訴えを提起した(甲16)。
- (15) 長期修行には、本人が申し出る場合と、被告や上長が指示する場合とがあるが、いずれの場合も、最終的には信者本人の同意なしに行われるものではない。また、修行に入った者が申し出て、修行を中止することも可能である(甲4)。
- 修行中は、外出や他者との会話はできず、携帯電話等の外部との連絡を被告に預け、現金も持つことができない。もっとも、修行場所に外側から鍵をかけるような設備はなく、部屋の中に監視が付くこともない。
- (16) 原告X1は、平成21年7月に卵巣がんの摘出手術を受け、治癒は困難な状態であったが(甲5の1ないし同3)、抗がん剤治療を受けた後、予後は比較的良好であり、現在は経過観察のため、年3回ほど通院している。
- 通常修行に入る際には、修行のための施設に移動することとなっているが、原告X1の修行場所は、居住施設の自室の隣の部屋とされた。また、修行内容も運動を伴わないものが主であった(乙14)。

2 本件訴えの適法性について

- (1) まず、本件訴えのうち、出家会員の地位確認を求める訴えについて、確認の利益の有無が問題となる。

この点、およそ確認の訴えにおけるいわゆる確認の利益は、判決をもって法律関係の存否を確定することが、その法律関係に関する法律上の紛争を解決し、当事者の法律上の地位の不安、危険を除去するために必要かつ適切である場合に認められる(最高裁昭和44年(オ)第719号同47年11月9日第一小法廷判決・民集26巻9号1513頁参照)。

本件においては、出家会員の地位が、具体的な権利義務ないし法律関係を含む法律上の地位といえることができるか問題となる。前記前提事実(3)イのとおり、運営規則は、被告の会員のうち、被告の意思決定に関わる議決権を有するのは出家会員だけであること、団体の解散や全出家会員又は被告の重要な権利に関わる事案については、会員総会の議決事項とし、全出家会員が会員総会の構成員となることを定めている。

そうすると、被告における出家会員は、宗教団体としての被告の基本的な人的

構成要素となっており、被告の意思決定に関わる権利を有している者であって、単に宗教上の地位にとどまらず、具体的な権利を含む法律上の地位にあるといえる。

よって、出家会員の地位確認を求める訴えには、確認の利益がある。

- (2) 次に、本件訴えの当否に当たっては、宗教団体の自律的決定にゆだねられている事項に関する判断が必要であって、司法権の行使が制限されるか否か（法律上の争訟性）が問題となる。

この点、具体的な権利又は法律関係をめぐる紛争があり、その当否の判断のため、特定人につき宗教上の地位の存否を判断する必要がある場合は、その判断の内容が宗教上の教義の解釈にわたるものであるような場合は格別、そうでない限り、その地位の存否、すなわち選任ないし罷免の適否について、裁判所が審判権を有すると解すべきである（最高裁昭和51年（オ）第958号同55年1月11日第三小法廷判決・民集34巻1号1頁参照）。

そこで本件についてみると、原告らと被告との間には、出家会員であることの地位確認及び不法行為又は債務不履行に基づく損害賠償請求という具体的な法律関係をめぐる紛争があり、その当否の判断のため、原告らが被告の出家会員の地位を有するか、すなわち本件各処分¹の適否を判断する必要がある。そして、本件各処分¹の効力に関する争点は、処分理由の有無（長期修行入りの決定に反したこと等）、処分手続の適法性（告知聴聞の機会の有無、議決方法の適否）及び処分内容の妥当性（長期修行が公序良俗に反するか。）であって、処分¹の適否を判断するに当たり、その判断の内容が宗教上の教義の解釈にわたるとはいえないことからすれば、本件各処分¹の適否について、裁判所が審判権を有すると解すべきである。

3 争点（1）（本件処分1の有効性）について

- (1) 上記2のとおり、本件各処分¹の適否については法律上の争訟に当たるものの、自律的な団体内部の構成員たる地位をめぐる紛争は、本来その団体の自律的な解決に委ねられるべき事柄であり、とりわけ宗教団体に信教の自由が保障されていること（憲法20条）に鑑みれば、裁判所としては宗教団体の自治を尊重すべきであるから、宗教団体における構成員たる地位にかかる懲戒処分については、〈1〉当該処分が全く事実上の根拠に基づかない場合、〈2〉当該処分の手続が著しく正義に反する場合、〈3〉処分内容が社会通念上著しく妥当性を欠き、裁量権の範囲を逸脱したと認められる場合にのみ、これを無効とするのが相当である。
- (2) 上記1（12）のとおり、本件処分1の処分理由は、原告X1が無断で修行を中止し、信者からの説得にも応じず、今後も被告の決定を無視した行動を続ける姿勢が明らかとなったというものであるところ、同（6）のとおり、原告X1に長

期修行入りを命じた本件決定1では、修行期間の定めがなかったこと、同(12)のとおり、原告X1は、途中で修行から離脱したこと、信者らの説得にもかかわらず、本件決定1に従おうとしなかったことが認められるのであるから、本件処分1が全く事実上の根拠を欠くということとはできない。

そして、前記前提事実(3)ウのとおり、出家会員の処分は合同会議の権限であること、上記1(4)、(5)、(12)のとおり、本件処分1及びその前提となっている本件決定1に当たっては、原告X1の合同会議への出席や、合同会議又は運営委員会から委託を受けた信者らからの事情聴取等がされており、実質的な告知聴聞の機会が与えられていたといえることからすれば、本件処分1の手続が著しく正義に反するとはいえない。

さらに、上記1(6)のとおり、原告X1は本件決定1を受け入れたこと、同(15)のとおり、修行中は、外部等の接触等ができないものの、物理的に監禁されたり、監視されたりすることはないこと、修行に入った者が申し出て、修行を中止することも可能であること、同(16)のとおり、病気の経過観察中であつた原告X1に対しては、修行に当たって一定の配慮がされていることからすれば、長期修行が公序良俗違反であるということとはできず、本件決定1に従わないことを理由とする本件処分1の処分内容が、社会通念上著しく妥当性を欠き、裁量権の範囲を逸脱したとはいえない。

この点、原告X1は、被告における出家制度の下では、会員資格一時停止処分は、出家会員の生存の基盤をすべて奪うことに等しいことからすれば、同処分は課すことが許されるのは、やむを得ない例外的場合に限定されるべきである旨主張する。

確かに、被告における出家制度は、前提事実(2)のとおりであり、出家会員の生活が被告に相当程度依存するものであることは認められるものの、労働自体が禁止されていたわけではないこと、上記1(13)のとおり、被告から原告X2らに対しては、I物件から退去するに当たり支度金の支給が提案されており、被告は、原告X1に対しても、支度金を支給する用意があつたことがうかがわれることからすれば、本件処分1が、原告X1の生存の基盤をすべて奪うものであり、社会通念上著しく妥当性を欠くものとまではいえない。

以上によれば、本件処分1は有効である。

4 争点(2) (本件処分2の有効性)について

- (1) 上記3(1)のとおり、本件処分2についても、〈1〉当該処分が全く事実上の根拠に基づかない場合、〈2〉当該処分の手続が著しく正義に反する場合、〈3〉処分内容が社会通念上著しく妥当性を欠き、裁量権の範囲を逸脱したと認められる場合にのみ、これを無効とするのが相当である。
- (2) 上記1(11)のとおり、本件処分2の処分理由は、原告X2らの決められた修

行場所への移動が確認できなかったこと、及び、長期修行入りが決定された本件決定2を無効だとして拒絶していることが、著しい規律違反に当たるというものであるところ、同(8)ないし(10)のとおり、原告X2らは、決められた修行場所へ移動せず、1物件から退去しなかったこと、本件決定2が無効であるなどと主張していたことが認められるのであるから、本件処分2が全く事実上の根拠を欠くということとはできない。

次に、前記前提事実(3)ウのとおり、出家会員の処分は合同会議の権限であること、上記1(7)、(9)、(10)のとおり、本件処分2に当たっては、Dや被告の担当者が面会を求めて、原告X2らの言い分を聴取する機会を設けようとしたこと、原告X2らは、合同会議に対して通知を送り、言い分を述べていること、本件処分2の前提となっている本件決定2が可決された合同会議には、原告X2らも出席していたことからすれば、実質的な告知聴聞の機会が与えられていたといえ、本件処分2の手続が著しく正義に反するとはいえない。

この点、原告X2らは、本件決定2には重大な手続的瑕疵がある旨主張するが、前記前提事実(3)イ(ク)のとおり、緊急事案の場合、合同会議の議決は多数決によることとされ、原告X2も、本件決定2が多数決で可決されたと供述していること、合同会議の出席者にも、本件決定2は緊急案件であり、多数決で可決されたと認識する者が複数名いること(乙15)、上記1(7)のとおり、原告X2らは、上記議決方法について意見や異議を述べることはなかったことからすれば、本件決定2の議決方法について、出席者の認識があいまいであり、認識の統一が図られていなかったことはいかかわれるものの、重大な手続的瑕疵があるとまではいえず、原告X2らの上記主張は、採用することができない。

さらに、上記のとおり、原告X2らは本件決定2に対して異議を述べていなかったこと、上記1(7)のとおり、原告X2らが長期修行入りをすることを前提とした行動があったこと、原告X2らは、長期修行入りや修行内容について不満を持っていたのであれば、臨時合同会議の開催を要求し、議題として上程することが可能であったのに、それをしなかったこと、上記3(2)のとおり、長期修行が公序良俗違反であるということとはできないことからすれば、本件決定2を拒絶していることを理由とする本件処分2の処分内容が、社会通念上著しく妥当性を欠き、裁量権の範囲を逸脱したとはいえない。

この点、原告X2らも、会員資格一時停止処分は、やむを得ない例外的場合に限定されるべきである旨主張するが、上記4のとおり、本件処分2が、原告X2らの生存の基盤をすべて奪うものであり、社会通念上著しく妥当性を欠くものとまではいえない

以上によれば、本件処分2は有効である。

5 争点（3）（損害賠償責任の有無及び原告らの損害額）について

上記3及び4のとおり，被告による本件各処分は有効であり，本件各処分及びこれに基づく建物明渡訴訟が不法行為又は債務不履行に当たるとの原告らの主張は，その前提を欠く。また，原告X1の就寝中に廊下のエアコンを消したとの行為は，被告によるものと認めるに足りる証拠はない。

よって，原告らの損害賠償請求は，その余の点について判断するまでもなく，いずれも理由がない。

第4 結論

以上によれば，原告らの請求はいずれも理由がないから棄却することとし，訴訟費用の負担につき民事訴訟法61条，同法65条1項本文を適用して，主文のとおり判決する。

（裁判官 徳光絢子）

別紙（省略）

（2）控訴審 平成30年5月30日 東京高等裁判所判決

平成29年（ネ）1459号 処分無効確認等請求控訴事件

控訴人（一審原告）	X1ほか3名
被控訴人（一審被告）	宗教団体Y
同代表者運営委員会共同幹事	A
同	B

主 文

1 原判決を次のとおり変更する。

- （1） 控訴人らが，被控訴人の出家会員の地位にあることを確認する。
- （2） 被控訴人は，控訴人X1に対し，43万8890円及びこれに対する平成29年10月31日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- （3） 被控訴人は，控訴人X2に対し，122万9089円及びこれに対する平成29年10月31日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- （4） 被控訴人は，控訴人X3に対し，114万4316円及びこれに対する平成29年10月31日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- （5） 被控訴人は，控訴人X4に対し，61万1277円及びこれに対する平成29年10月31日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- （6） 控訴人らのその余の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は，第1，2審を通じてこれを5分し，その3を控訴人らの負担とし，その余を被控訴人の負担とする。

3 この判決は，1項（2）ないし（5）に限り，仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第一 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 控訴人らが、被控訴人の出家会員の地位にあることを確認する。
- 3 被控訴人は、控訴人X 1に対し、3 7 3 万 4 8 9 0 円及びこれに対する平成2 9 年1 0 月 3 1 日から支払済みまで年5 分の割合による金員を支払え。
- 4 被控訴人は、控訴人X 2に対し、4 3 8 万 5 8 8 3 円及びこれに対する平成2 9 年1 0 月 3 1 日から支払済みまで年5 分の割合による金員を支払え。
- 5 被控訴人は、控訴人X 3に対し、4 3 0 万 1 9 1 0 円及びこれに対する平成2 9 年1 0 月 3 1 日から支払済みまで年5 分の割合による金員を支払え。
- 6 被控訴人は、控訴人X 4に対し、3 8 2 万 3 2 3 0 円及びこれに対する平成2 9 年1 0 月 3 1 日から支払済みまで年5 分の割合による金員を支払え。

第二 事案の概要

1 本件は、宗教団体（権利能力のない社団）である被控訴人の出家会員である控訴人らが、被控訴人から会員資格一時停止処分を受けたことにつき、控訴人らと被控訴人との間において、控訴人らが被控訴人に対し全財産を寄付する代わりに、被控訴人が控訴人らの居住場所、衣類、食事、医療費、国民健康保険費用その他生活に必要な費用及び物資等を提供するとの出家に関する契約が成立していたことを前提に、控訴人らに対する会員資格一時停止処分はいずれも無効であり、被控訴人が、控訴人らに対し、無効な会員資格一時停止処分をしたこと、被控訴人の施設の明渡しを求める訴訟を提起したこと及び控訴人らの生活に必要な費用等を提供しなかったことは、不法行為及び上記出家に関する契約の債務不履行に当たると主張して、控訴人らが、被控訴人に対し、被控訴人の出家会員の地位にあることの確認を求めるとともに、不法行為及び債務不履行に基づく損害賠償として、控訴人X 1（以下「控訴人X 1」という。）について3 7 3 万 4 8 9 0 円、控訴人X 2（以下「控訴人X 2」という。）について4 8 3 万 6 1 9 9 円、控訴人X 3（以下「控訴人X 3」という。）について4 3 0 万 1 4 2 6 円、控訴人X 4（以下「控訴人X 4」という。）について3 8 2 万 3 2 3 0 円及び上記各損害金に対する平成2 8 年8 月1 3 日（不法行為の後の日、かつ、原審における控訴人ら準備書面（5）送達の日翌日）から各支払済みまで民法所定の年5 分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

原審が、被控訴人による控訴人らの会員資格一時停止処分は有効であるとして、控訴人らの請求をいずれも棄却したことから、控訴人らが本件控訴を提起した。なお、控訴人X 2及び控訴人X 3は、当審において、原審における請求の趣旨のうち損害賠償請求に係る金額に誤りがあったとして、控訴人X 2は、4 8 3 万 6 1 9 9 円を4 3 8 万 5 8 8 3 円に、控訴人X 3は、4 3 0 万 1 4 2 6 円を4 3 0 万 1 9 1 0 円にそれぞれ

れ変更し、また、控訴人らは、遅延損害金の起算日を上記訂正に係る準備書面（当審・準備書面（3））が被控訴人に送達された日の翌日である平成29年10月31日に変更した（請求の減縮）。

2 前提事実（当事者間に争いが無い、掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実である。以下、日付の年号は、記載のない限り、いずれも「平成26年」である。）

（1） 当事者等

ア 被控訴人は、権利能力なき社団であり、解散した宗教法人C（以下「C」という。）を事実上引き継いだ宗教団体である。

イ 控訴人らは、いずれもCの信者で、出家会員となった者であり、その関係は被控訴人にも引き継がれた。

ウ 被控訴人において、現在宗教上の最高位にあるのは、「正悟師」のD（以下「D」という。）であり、控訴人X1、控訴人X2及び控訴人X3は、いずれも「正悟師」に次ぐ「師」の、控訴人X4は、「師」を補佐する「上流士」の地位にあった（甲51ないし53、乙18、19、証人E〔原審〕、控訴人X1〔原審〕）。

（2） 被控訴人の出家制度

被控訴人の出家会員になることを希望し、被控訴人からこれを認められた者は、身の回りの限られた荷物を除きその時点で有していた全財産を被控訴人に贈与（お布施として寄付）し、家族がいる者は家族と一緒に出家するか、離婚等により縁を切った上で、被控訴人から指定された場所で、他の出家会員と共同生活をする。

出家会員は、修行を中心とした生活を送りながら、団体の管理や信者等の世話等をしたり、外で仕事をしたりするが、外部での労働により得た対価はすべて被控訴人に対しお布施として寄付する。

被控訴人は、出家会員に対し、出家会員の居住場所、衣類、食事、医療費、国民健康保険費用その他生活に必要な費用及び物資等を提供するとともに、月8000円程度の金銭を支給する。もっとも、被控訴人においては貯蓄が禁止されているため、余った金銭は被控訴人にお布施として寄付をすることとなり、控訴人らを含む出家会員には貯蓄がない。

控訴人らを含むほとんどの出家会員は、「私の祭祀を承継する者として、Y（主たる事務所の所在地：埼玉県（以下略））を指定します。つまり、私の遺体は、専らYが引き取り、それ以外の引き取りは親族を含めて一切拒否します。」との内容の遺言書を作成し、被控訴人に預けている。

（3） 被控訴人の運営規則（乙1）

ア 被控訴人においては、全出家会員の総会で決定された運営規則によって組織運営がされている。

イ 運営規則には、以下の条項がある。

- (ア) 本団体への入会を希望する者は、所定の入会手続を経て在家会員となる（4条1項）。
 - (イ) 出家会員となることを希望する在家会員は、所定の要件を満たした場合、所定の手続を経て出家会員となる（4条2項）。
 - (ウ) 在家会員は、本団体の施設を利用し、宗教的指導を受け、宗教的行事に参加することができるが、本団体の意思決定に関わる議決権は有しない（4条3項）。
 - (エ) 会員は、退会、除名、死亡により、その資格を喪失する（4条8項）。
 - (オ) 会員総会は全出家会員を構成員とする（5条1項）。
 - (カ) 会員総会の議決事項は次のとおりとする（5条2項）。
 - 〈1〉 宗教理念、運営規則及びコンプライアンス規程の改正
 - 〈2〉 団体の解散
 - 〈3〉 その他、全出家会員もしくは本団体の重要な権利に関わると認められる事案
 - (キ) 本団体の運営機関を合同会議とする（6条1項）。
 - (ク) 合同会議は、合議によって団体運営上の諸問題を取り扱う（6条2項）。
 - (ケ) 合同会議の議決は、原則として全会一致によるが、緊急事案の場合などは参加者の過半数による多数をもって決する（6条5項）。
 - (コ) 合同会議における互選により運営委員を選出する（7条1項）。
 - (サ) 運営委員は、原則として、共同幹事2名、副幹事2名、委員2名とし、運営委員会を構成する（7条2項）。
 - (シ) 運営委員会は、合同会議の進行・調整に当たる（7条3項）。
- (4) 控訴人X1に対する処分
- ア 合同会議は、6月3日、控訴人X1に対し、重大な規律違反を理由として長期修行入りを課する決定をした（以下「本件決定1」という。）。
 - イ 控訴人X1が、上記アの決定から3か月経過後に修行を終了させたところ、合同会議は、控訴人X1が無断で修行を中止し、信者からの説得にも応じず、今後も被控訴人の決定を無視した行動を続ける姿勢が明らかであって、控訴人X1の上記行動は、著しい規律違反に当たるとして、9月18日、控訴人X1に対し、会員資格一時停止処分をした（甲2、乙3。以下「本件処分1」という。）。
- (5) 控訴人X2、控訴人X3及び控訴人X4（以下「控訴人X2ら」という。）に対する処分
- ア 合同会議は、8月5日、控訴人X2らに対し、合同会議における不適切な言動を理由として、修行期間を定めることなく長期修行入りを課する決定をした（以下「本件決定2」という。）。
 - イ 合同会議は、9月11日、控訴人X2らに対し、決められた修行場所への移動が確認できなかったこと、及び、長期修行入りが決定された本件決定2を無効だ

として拒絶していることは、著しい規律違反に当たるとして、会員資格一時停止処分をした（甲1，乙7。以下「本件処分2」という。）。

3 争点及び当事者の主張

(1) 出家に関する契約の存否

(控訴人らの主張)

控訴人らと被控訴人との間には、上記前提事実(2)のとおり関係があり、出家に関する契約が成立しており、控訴人らは、被控訴人の出家会員としての法律上の地位を有する。

(被控訴人の主張)

否認する。

(2) 会員資格一時停止処分の有効性の判断基準及び根拠等

(被控訴人の主張)

宗教活動は、憲法上、国の干渉からの自由を保障されているのであるから、宗教活動を目的とする団体の内部関係に関する事項については、原則として、当該団体の自治権を尊重しなければならない。そのため、本件においては、宗教団体である被控訴人の自治権を尊重した上で、会員資格一時停止処分が、被控訴人の定めた準則に従ってされたといえるかどうかという手続事項に限定した審理が行われるべきである。

そして、被控訴人内部における準則の確定をする際には、まず、被控訴人における明文の規定が存在するか否かを検討し、次いで、明文の規定が存在しない場合には、従来の慣習が存在するか否かの検討を行い、さらに、慣習も存在しない場合には、具体的に行われた会員資格一時停止処分が条理に適合したものといえるかどうかという観点から検討されるべきである。その際、裁判所が処分の過重性や相当性といった種々の評価を加えることがあっても、そこでの論理則・経験則の当てはめにおいて、宗教的観点が加味されなければならない。他方、控訴人らは、被控訴人からの支度金提供を断った上で教団施設から出た後も、生活に困窮する様子もなく、弁護士費用や訴訟費用を負担して今日に至っているのであるから、被控訴人からの給付等がなくとも経済的に破綻しないだけの何らかの経済的基盤を有しており、会員資格一時停止処分により何らの生活基盤のないまま一般社会に放逐されるに等しい状況に置かれたものではない。

被控訴人は、任意加入団体であり、構成員が団体の目的あるいは団体内の規範に違背した場合には、団体としての自律権に基づき構成員を処分することが当然に認められる。被控訴人の組織運営の根拠となる運営規則上、会員資格については、会員が除名により会員資格を喪失するとの定めがあるにとどまるが、団体の運営機関として位置付けられる合同会議において、団体運営上の諸問題につき議決するとされていること、会員資格一時停止処分が解除条件付除名処分であること等からすれ

ば、合同会議に会員の除名、会員資格一時停止処分その他の処分を行う権限が帰属すると解される。実際、被控訴人が会員に対し不利益処分を課す場合には、当該会員に対し、告知及び聴聞の機会を与えた上で、合同会議において処分の決定が行われてきたもので、かかる慣習が成立していた。

(控訴人らの主張)

被控訴人は、単に宗教法人としての法人格を有していないだけでなく、「無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律」の適用を受け、国から現在も各種報告義務や立入検査義務を課せられているのであって、国の干渉からの自由を保障されている団体ではない。

そして、出家会員は、上記前提事実(2)のとおり、被控訴人と極めて特殊な法律関係にあり、その生存の全てを被控訴人に依存する状況に置かれているのであって、出家会員と被控訴人との間には雇用や婚姻よりも強い結びつきが認められる。

したがって、除名が運営規則に定めがあるものとして許されるとしても、それは、他の会員や団体に危害が及ぶことが客観的に明らかである等明白な危険性がある場合に限定され、手続についても、被控訴人に最も性質が近いと考えられる組合の規定(民法680条)を準用し、他の出家会員全員の同意が必要というべきである。仮に除名を合同会議で決定することができるとしても、全会一致が厳格に求められるべきであり、緊急事案として多数決によることが許容されるとしても、他の会員の生命身体に危害が及ぶ危険性が明確に存在している等極めて例外的な場合に限定されるべきである。

他方、運営規則に根拠がない会員資格一時停止処分は、そもそも認められるべきではない。被控訴人は、会員資格一時停止処分を解除条件付除名処分であるとするが、被控訴人が条件成就を認めなければ除名の状態が放置されることになるのであって、明らかに不当である。仮に、会員資格一時停止処分が許されるとしても、合理的な期間(通常の事例であれば3か月程度)に限定されるべきであり、判断基準や手続についても、除名と同じ効果を事実上生じさせるものであることに鑑み、除名と同様の厳格な判断基準及び手続が必要である。過去に合同会議において除名や会員資格一時停止処分が決定された例があるが、上記のような場合に限られたものであったのであり、慣習としても、その限度で認められるにすぎない。

(3) 本件処分1の有効性

(被控訴人の主張)

ア 本件決定1に至る経緯等

合同会議は、5月13日、合同会議の構成員であるF(以下「F」という。)及びG(以下「G」という。)の2名を除名処分にし、同月16日、上記処分に至る経緯等を説明するため、出家会員の居住施設ごとに出家会員向けの会合を設け、均一な情報提供を行うことを申し合わせた。しかし、被控訴人X1は、これを無視して、親しい出家会員を呼び出し、「当該説明会の内容は一方的で偏りが

あるので、それに反論するデータがあるから説明を聞きに来るように」などと独自の説明をしようとした。控訴人X1は、同日の合同会議に出ておらず、上記申合せを知らなかった可能性があるが、独自の説明を無断で行うことが許されるものではない。なお、F及びGは、Cの開祖とされるH（以下「H」という。）の三女に同調する三女派に属し、Hによって教祖に指定されたHの二男の被控訴人に対する影響力を低下させるべく分派活動を行い、被控訴人を混乱に陥れたとして、除名処分を受けたものであり、被控訴人としては、混乱を避けるべく、出家会員に対し、除名処分に至る経緯等について均一な情報提供を行う必要があったが、三女派に属する控訴人X1は、これに従わず、F及びGを擁護しようとした。

合同会議の構成員であるI（以下「I」という。）は、5月19日、控訴人X1の上記問題行動を運営委員会に問題提起するとともに、合同会議から黙示の委任を受け、同人に対して抗議のメールを送った。また、合同会議の構成員であるJ（以下「J」という。）及びK（以下「K」という。）は、同月22日夜から翌23日にかけて、控訴人X1と話し合いをした。さらに、K、E（以下「E」という。）及びLは、運営委員会の判断を受け、同日午後11時頃、控訴人X1から事情を聴取した。

その上で、5月27日、臨時合同会議が開かれ、控訴人X1も出席した。同会議では、合同会議の構成員は、出家会員に対し、5月13日の処分について批判するような意見を言うべきではないことが申し合わせ事項とされた。そして、Eは、控訴人X1に対し、出家会員に対する独自の説明の内容及びその対象者を聞き取ろうとしたが、控訴人X1は重要部分について回答しようとしなかった。運営委員会は、控訴人X1に対し、反論データの内容及び誰に説明をしたかを明らかにするよう求めることを提案したが、控訴人X1がこれに応じなかった場合、厳罰が科せられることが予想されるとして反対したJの提案により、控訴人X1による説明内容を出家会員から聴取、調査する一方で、控訴人X1に対して修行に入り内省の機会を与えることになった。なお、5月27日の臨時合同会議に先立ち、JとKが控訴人X1と話し合いの機会を持ったところ、控訴人X1との間で、控訴人X1が抱えている業務の整理が付いたら浄化のための修行に入るとの合意を取り付けていた。

これらの経緯を踏まえ、6月3日、合同会議において控訴人X1の処遇が検討された。なお、修行に入る準備をしていた控訴人X1は、同会議に欠席した。控訴人X1については、上記問題行動に加えて、他の問題行動が報告され、同報告が事実であれば、控訴人の内部秩序を著しく乱す規律違反行為であるものの、控訴人X1に合同会議への出席を促して事情聴取すれば、これまでのように態度を硬化させ、かえって内省を困難にするとの意見が出された。そこで、合同会議は、それまでに確認されていた事実関係及びこれに対する説明をほとんど拒絶するとの控訴人X1の姿勢に基づき、控訴人X1の意向や健康状態、Jらが控訴人X1

を支援するとの意向を表明したことも考慮の上、その時点では控訴人X1の会員資格に関わる処分は行わず、控訴人X1の居室を修行場所とし、控訴人X1の心身の浄化が認められるまでに必要な期間、すなわち予め期間を定めることのない長期の修行入りとするのが相当であるとの決定（本件決定1）をするとともに、長期修行から出る条件として、〈1〉反省、〈2〉情報公開（当該出家会員の上長同席の下に訂正させる）、〈3〉合同会議の全員一致の承認、〈4〉正悟師であるDの承認が付され、また、修行中に控訴人X1の問題行動が発覚した場合には、臨時合同会議を開いて処分を決めることが議決された。本件決定1の内容は、控訴人X1に伝えられ、控訴人X1は、特に抵抗することなく、本件決定1を受け入れた。したがって、控訴人X1に命じられた長期修行の期間が3か月であったということはない。

イ 本件決定1の有効性

本件決定1は、合同会議が出家信者である控訴人X1に対し長期修行を課すものであるが、控訴人X1の上記問題行動が心の汚れに起因するものと判断されたことを受け、修行によってその汚れを取り除き立ち直ることを期待して、「律」としての修行（出家会員が被控訴人の戒律や規律に違反した場合に、心身を清めさせることを目的として上長の指示・決定により課せられるもの）を課すものであるから、控訴人X1にとっては、不利益処分を受けさせないための救済策であり、控訴人X1が主張するような「懲罰」や「監禁」とはおよそ性質が異なるものである。控訴人X1は、本件決定1に係る長期修行入りに同意していたのであるし、もともと出家会員は、仏教・ヨガの修行に専心するために出家したのであるから、出家会員に対する長期修行の指示は、出家会員として本来すべきことを求めているにすぎず、出家会員は、出家に際して、修行入りを指導者等の他者から命じられることがあることを任意に承諾していたものというべきである。修行中、外部と連絡を取ったり、外部から情報を入手する機器が被控訴人に預けられ、現金も持たない状況にはなるが、これは本人の意思に基づくものであるし、修行場所に修行者を物理的に監禁する設備はなく、申し出れば途中で修行から離脱することも可能である。また、修行のメニューも本人が選択するもので、他人が容喙することはない。ましてや、控訴人X1については、従前の居住場所が修行の場所とされており、必要に応じて通院することも認められ、修行のメニューも殊更身体に過剰な負担を強いるものではなかった。なお、長期修行とは2週間以上のものをいう。

控訴人X1が修行を出た理由が、仮に控訴人X1の体調によるのであれば、その旨を被控訴人側に申し出れば、場合によっては、修行を中断して病院に通院すること等は当然に可能であった。しかし、控訴人X1は、このような申出を経ることなく、自らの判断のみに基づき突然修行を出、通常業務に戻ることを一方的に宣言したもので、自らの取った行動が教団内の規律に反することを熟知して

いたが、合同会議に対する反発心から確信犯的に規律を破ったものである。本件決定1において、控訴人X1が自ら修行に入る意思を有していたものとしても、合同会議と控訴人X1の双方の意思が控訴人X1が修行に入ることとで一致したというにすぎず、控訴人X1の独断で修行から離脱する等の独自行動が容認されるものではない。

合同会議は、団体内各部門の責任者から構成される（運営規則9条2項）、これらの者は、出家会員を指導する立場にある修行の熟達者でもあるから、合同会議は、団体運営上の実務的な事柄だけを決定する機関ではなく、聖俗両面併せ持った決定機関であって、合同会議において、出家会員の修行入りについて決めることは当然にできる。

以上によれば、合同会議が控訴人X1に対し長期修行入りを課したことにつき、手続的瑕疵はない。

ウ 本件処分1に至る経緯等

控訴人X1は、本件決定1に従い、長期修行に入ったが、9月13日、突然修行から離脱し、その継続を拒絶した。同日、控訴人X1の監督役であったJは、控訴人X1から事情を聞くため話し合いの場を設け、修行に戻るよう説得したが、控訴人X1はこれに応じなかった。9月14日の臨時合同会議で控訴人X1に対し修行に戻るよう説得することや言い分を聞き取ることが決められ、Kらが、控訴人X1に対し、説得や言い分の聴き取りを行ったが、控訴人X1は、上記態度を変えなかったため、同月18日、臨時合同会議が開催され、控訴人X1が、合同会議の決定を無視した行動を取り続けていることは、出家会員として許されない規律違反であるとして、同人に対し、本件処分1がされた。

エ 本件処分1の有効性

上記イのとおり、本件決定1は、控訴人X1の合同会議における決定の趣旨を潜脱した問題行動に対し、除名等の不利益処分もあり得たところ、控訴人X1の改善を期待して、長期修行入りという緩やかなものとして控訴人X1に課されたもので、正当な理由に基づくとともに、正当な手続を経たものであって、有効であることは明らかである。

そして、本件処分1は、改善を期待して緩やかな処分として課せられた本件決定1に従わないという控訴人X1の出家修行者として許されない再度の規律違反に対して、告知及び聴聞の手続を経て合同会議の決議によって課されたもので、正当な理由に基づき、正当な手続を経たものであって、有効であることは明らかである。なお、被控訴人は、控訴人X1に対し、教団施設からの退去を求めた際、支度金を支払うと提案し、当面の生活保障をしており、処分として過重であるとか、相当性を欠くということとはできない。

(控訴人X1の主張)

ア 本件処分1の処分理由は、控訴人X1が無断で長期修行を中止し、今後も被控

訴人の決定を無視した行動を続ける姿勢が明らかとなったというものであるが、控訴人X1は、Jとの間で合意した期間を3か月とする長期修行に入り、期間が終了したため修行を終えたのであって、無断で中止したものではない。したがって、本件処分1の処分理由は存在しない。

イ 仮に、本件決定1が控訴人X1に対し無期限の長期修行を課したものであるとしても、控訴人X1は、5月16日の合同会議に出席しておらず、均一な情報提供を行うとの申し合わせがされたことを知ったのは、5月22日の夜で、その後は上記申し合わせに従っており、懲戒処分として長期修行入りを課せられる理由がない。

また、控訴人X1には、本件決定1に際して、告知及び聴聞の機会が与えられていない。

したがって、本件処分1の前提となった本件決定1は、正当な理由に基づかず、正当な手続も経ないで控訴人X1に課されたものであり、無効である。

なお、控訴人X1が三女派として分派活動を行った事実はない。

ウ 合同会議が、出家会員に対し、懲戒処分として長期修行入りを課す権限があるとする規定はなく、合同会議に上記権限があると解することもできない。

仮に、合同会議に上記権限があるとしても、長期修行（控訴人らの認識では1か月以上のもの）は、外出や他者との会話はできず、携帯電話等の外部との連絡手段を被控訴人に預け、現金も持たない状態で、1日中、瞑想やマントラ（祈りの言葉を唱えるもの）、ヨガや五体投地（立った状態から身体全体を地面に投げ出す形でしゃがむ行為を何度も繰り返すこと）等各種の修行に没頭するもので、事実上の監禁状態に身を置きながら、自分の精神的な弱さや欠陥とも24時間向き合う生活をひたすら繰り返し、肉体的にも精神的にも極限状態に自分を追い込むことを意味し、本人の明確な目的意識と自分をコントロールできなくなった時に適切な管理をしてくれることになる監督者（上長等）に対する高度な信頼がなければ成り立たないものである。したがって、長期修行、その中でも特に精神的な影響が非常に強い期限の定めのない長期修行について、上長等が本人の同意なく勝手に決めることはあり得ず、まして、個人的な信頼関係があるわけでもない合同会議が、本人が決めた長期修行を承認することはあっても、本人の同意と関係なしに長期修行を課すことなどあり得ない。このことは、「律」としての長期修行においても同様であって、上長は、その者の相談に乗ったり、アドバイスや進言（問題行為の内容によっては、かなり強い進言）をすることはあっても、修行をするかどうか、どのような修行をどの程度するかについての最終的な決定は、本人自身が行うのであり、合同会議が本人の同意と関係なく決定したことなどこれまで全くなかったものである。出家会員の同意に基づかず、宗教上の指導者でもない合同会議の決定によって課され、任意の中断も許されない期間の定めのない長期修行は、基本的人権に対する著しい侵害であって、これを課することは公

序良俗違反である。

特に、控訴人X1は、完治不能ながんを患っており、精神的ストレスのかかる行為は命を脅かすものであり厳禁であったことからすれば、控訴人X1の意思に反し、期間の定めのない長期修行を課す本件決定1は、より人権侵害の程度が高く、公序良俗違反として無効であることは明らかである。

したがって、本件処分1の前提となっている本件決定1自体が、公序良俗に反するものとして無効であり、本件処分1は、前提となる規律違反を欠くものである。

また、控訴人X1の判断で長期修行を止めたことを理由とする本件処分1は、それ自体において長期修行を控訴人X1に課すものではないが、長期修行を止めたことを規律違反として処分するもので、これを回避するには本人の意思に反した長期修行を継続しなければならないのであるから、長期修行を事実上強制していることと同義といわざるを得ないのであり、公序良俗に反するものとして無効である。

(4) 本件処分2の有効性

(被控訴人の主張)

ア 本件処分2に至る経緯等

控訴人X2らは、当初、本件決定2に応じるそぶりを見せ、修行の開始に向けて準備を進めていたが、8月24日の修行開始当日、指定された修行場所に現れなかった。他方、従前居住していた被控訴人施設から控訴人X2らの荷物がすべてなくなっており、控訴人X2らから被控訴人の担当者に対し、被控訴人の施設でしばらく静かに考えたいとの連絡が入った。

その後、控訴人X2らの所在は不明であったところ、8月28日になって、控訴人X2らから被控訴人の担当者に対し、埼玉県M市N所在の建物（以下「N物件」という。）にいる旨の連絡が入った。被控訴人においては、出家会員の居住場所は被控訴人が指定し、出家会員はそれに従う決まりであることから、被控訴人の担当者が、N物件を訪問して、控訴人X2らに対し、修行入りするよう説得を試み、言い分を聞き取ろうとしたが、控訴人X2らは、対話そのものを拒絶した。

控訴人X2らの上記行動は、被控訴人の基本的規律に違反して、教団関連住居であるN物件を無断で占拠したのであるから、著しい規律違反に当たる。

そこで、合同会議は、9月5日、控訴人X2らが教団の一角を無断で占拠していることを理由に、控訴人X2らの会員資格一部停止を決定し、その旨通知するとともに、同月10日を期限としてN物件から退去して所定の修行場所へ速やかに移動することを求め、一方で、同人らの心情等にも配慮して、直ちに修行を開始することができない場合には、上記修行場所内に個室等のスペースを用意し、同人らの希望どおり、「しばらく静かに考える」ための生活環境を提供すること

も可能である旨通知した。

しかし、控訴人X2らは、上記通知を無効として拒絶する旨回答し、その後もN物件の無断占拠を継続した。控訴人X2らの姿勢に変化が見られなかったため、9月11日、臨時合同会議が開催され、控訴人X2らが教団関連住居を無断で占有している問題について、控訴人X2らに出家会員としてあってはならない著しい規律違反があったとして、本件処分2がされた。

被控訴人は、本件処分2を決定するに当たり、控訴人X2らの言い分を聴くべく、何度も接触を試み、当初は、会員資格の一部停止処分にとどめて、控訴人X2らの再考を求め、控訴人X2らの希望に沿った妥協案を示すなどしており、控訴人X2らに対し、告知及び聴聞の機会を与えている。

イ 本件処分2の有効性

以上のとおり、本件処分2は、正当な理由に基づき、正当な手続きを経てされたものであって、有効であることは明らかである。

なお、被控訴人X2らに対し9月5日付けでされた会員資格一部停止処分の通知(乙5)の理由には、控訴人X2らが「教団内の一角を無断で占拠し」ている状況を踏まえて、控訴人X2らの会員資格の一部を停止することを決定したとの記載があり、同通知によって、所定の修行場所か、控訴人X2らが考えるための空間(個室等)として被控訴人が提供する場所への移動を求められたにもかかわらず、控訴人X2らは無断占拠を継続し、その結果として控訴人X2らに課されることとなった本件処分2の通知書(乙7)の冒頭にも、控訴人X2らが「所定の修行に入ることなく教団関連住居を無断で占拠している問題について」協議が行われた旨が明示されているのであるから、控訴人X2らが教団関連住居を無断で占拠したことが本件処分2の理由となっていることは明らかであり、理由は変遷していない。そして、本件処分2の理由が控訴人X2らにおいて教団関連住居を無断で占拠したこと自体にある以上、長期修行入りを課す内容の本件決定2の当否は、本件処分2に先行してされたものであったとしても、本件処分2の効力を判断するに当たって問題とならない。

また、N物件は、O(以下「O」という。)が所有する物件であるが、出家会員は被控訴人が指定する住居で生活することが義務付けられているのであるから、控訴人X2らが被控訴人の指示に従わずN物件に居住し続けたことは、N物件の所有者が誰であるかにかかわらず、被控訴人における義務違反に当たる。

なお、被控訴人は、控訴人X2らに対し、教団施設からの退去を求めた際、支度金を支払うとの提案もしており、当面の生活保障をしているのであり、処分が過重であるとか相当性を欠くということとはできない。

ウ なお、控訴人X2らは、本件決定2が無効であると主張するので、念のため反論すると、次のとおり、本件決定2に手続的瑕疵はない。

(ア) 本件決定2の内容

合同会議は、8月5日、控訴人X2らが、F及びGの逸脱行為（DがFに暴力を振るったというFによる虚偽の事実についての内容証明郵便の送付とその後のDに対する対応、Gが道場長を解任された後に行ったR道場の占拠）を助長する行動をとったこと、控訴人X2及び控訴人X3が、控訴人X1の提唱した死者の弔いの方法の変更を追従したこと、控訴人X2らが、2月4日の合同会議において、Hの二男を教団に戻すまいとする決議を採択しようとする動きに同調し、助長したことを理由として、控訴人X2らの長期修行入りを決定した（本件決定2）。

(イ) 本件決定2の有効性

合同会議において出家会員に対し長期修行入りを課することができ、そのことが公序良俗違反に当たらないことは、上記（3）（被控訴人の主張）イのとおりである。控訴人X2らは、8月5日の合同会議の際、控訴人X2らの長期修行入りが議論され、本件決定2がされるまで、特段意見や異議を述べておらず、本件決定2を黙示的に承諾したというべきであり、また、その後、修行入りに向けた準備をしていることからすると、本件決定2を追認したというべきである。さらに、上記（3）（被控訴人の主張）イのとおり、出家会員は、出家に際して、指導者等他者から修行入りを命じられることがあることを任意に承諾していたものでもある。

合同会議においては、原則として全会一致の決議が要求されているが、緊急事案の場合などは、参加者の過半数による多数決によって決することができることとされている。これは、原則として、全員の合意が得られるよう次回の会議に持ち越してでも慎重に判断をするべきであるが、緊急事案、つまり、次回の合同会議まで持ち越すことが団体の運営上不適切な事案については、多数決で決定することを認め（その当否の判断は、全会一致での議決に至らない場合に、多数決を取ること合同会議の構成員の誰かが提案し、それに対して、特段の異議が出されなかったことを以て、多数決で議決することの承認が取られたとするのが通例であった。）、団体運営の危機を回避するものである。本件決定2がされた当時、被控訴人は、控訴人らが属する三女派の分派活動による混乱の真っ只中にあり、三女派に属する控訴人X2らの不適切な言動をこれ以上許容することはできなかったことから、本件決定2は、2名の反対はあったものの、次回の合同会議まで継続審理とすることは不適切な緊急事案として、多数決により決定されたものである。なお、控訴人X2らは、本件決定2の特別利害関係人に当たるから、決議には参加しなかった。

よって、本件決定2に手続的な瑕疵はない。

(控訴人X2らの主張)

ア 本件処分2の処分理由について

被控訴人は、本件処分2の処分理由は、控訴人X2らが教団関連住居を無断で占拠したことであると主張するが、本件処分2に際して、被控訴人から控訴人X2ら

に対して送付された通知（甲1）には、決められた修行場所への移動が確認できなかったこと及び長期修行入りが決定された本件決定2を無効だとして拒絶していることが処分理由として記載されていたのであり、被控訴人が本訴において本件処分2の処分理由として主張する事由は、本件処分2の際には、処分理由とはされていなかったのであって、処分理由の変更は許されない。

イ 本件決定2の有効性について

上記アのとおり、本件処分2は、控訴人X2らにおいて、決められた修行場所への移動が確認できなかったこと及び長期修行入りが決定された本件決定2を無効だとして拒絶していること、すなわち、本件決定2に従わないことを処分理由とするものである。

しかし、被控訴人が本件決定2の理由としてあげる控訴人X2らの行為は、懲戒処分として期限の定めのない長期修行入りを課せられるような行為には当たらないし、控訴人X2らが三女派として分派活動を行ったという事実もない。

また、上記（3）（控訴人X1の主張）ウのとおり、合同会議には、出家会員に対し、懲戒処分として長期修行入りを決定する規定や権限はないし、仮にその権限があったとしても、出家信者の意思に反する期間の定めのない長期修行は、基本的人権に対する著しい侵害であり、これを課することは公序良俗違反である。

さらに、合同会議は全会一致を原則としているところ、本件決定2に際しては、控訴人X2ら及び本件決定2に反対した者の議決権を奪った上で、強引に全会一致としたものであり、手続的にも重大な瑕疵がある。なお、合同会議において、緊急事案として多数決による議決が許されてきたのは、新たな不動産を賃借するなどの場合に次回の合同会議を待っていたのではその不動産を借りられなくなるといった「経済的、実務的な問題」で「会員個人の権利に対する直接の影響が少なく」かつ「合理的な理由がある場合」にほぼ限定されてきたもので、除名や会員資格一時停止処分のような会員個人の権利に重大な影響を与える決議について、多数決によるようになったのは、5月13日のF及びGの除名決議のときに強引に導入されてからである。

控訴人X2らは、自分たちが期限の定めのない長期修行入りをしなければならない理由があることに納得できれば、自分たちの意思で長期修行に入るということを述べたことはあるが、上記のとおり、本件決定2を決議した合同会議の手続には重大な瑕疵があり、また、現在被控訴人内の宗教的な最高位である正悟師のDからも納得いく説明は全くなかったもので、長期修行入りに同意したことはないし、長期修行入りを追認したこともない。

以上によれば、本件処分2の前提となっている本件決定2は、公序良俗に反するものとして無効である。本件処分2は、前提となる規律違反を欠くものである。

ウ 本件処分2の有効性について

控訴人X2らは、明らかに無効な本件決定2に従う理由はないと考えていたが、

他の出家信者達に被控訴人と争う姿を見せたくはなかったことと、被控訴人の強引な姿勢から、無理矢理長期修行に入らされたり、除名等の処分が取られる可能性があると判断したことから、退去を求められた埼玉県P市所在の被控訴人の道場（以下「P道場」という。）を出て、本件決定2に従うべきかを考えるため、N物件に移ったにすぎない。そして、被控訴人が控訴人X2らに対し移転先として指定した場所は、期間の定めのない長期修行のための場所ないしはその準備のための空間であって、いずれも無効である本件決定2を前提とするものであるから、控訴人X2らがN物件から出ず指定場所に移らなかったとしても、規律違反を構成せず、不利益処分を課すことはできない。

また、控訴人X2らが本件処分2の当時居住していたのは、Oが所有するN物件であり、教団関連住居とはいえないのであって、やはり本件処分2の処分理由は存在しない。

(5) 損害賠償責任の有無及び控訴人らの損害額

(控訴人らの主張)

ア 上記(3) (控訴人X1の主張)及び(4) (控訴人X2らの主張)のとおり、被控訴人が行った本件処分1及び本件処分2（以下、併せて「本件各処分」という。）はいずれも無効である。そして、被控訴人は、本件処分1に基づき、Jをして控訴人X1に対し、本件処分2に基づき、Oをして控訴人X2らに対し、それぞれ建物からの明渡しを求める訴訟を提起し、食事、病院代及び月8000円等の金銭等を提供しなくなるとともに、控訴人X1に対しては、真夏に窓のない部屋で控訴人X1が寝ているにもかかわらず、廊下のエアコンを停止させて、その生命を脅かした。

被控訴人による本件各処分、上記各行為及び各不作為は、控訴人らが出家会員として平穏に生活する権利を侵害するものであり、不法行為に当たるとともに、出家に関する契約の債務不履行にも当たる。

イ 控訴人らは、被控訴人の不法行為又は債務不履行により、重大な精神的損害を被ったのであり、これを慰謝するに足りる金額は、300万円を下らない。

また、被控訴人は、控訴人X1に対しては10月以降、控訴人X2らに対しては8月末以降、出家に関する契約に基づく義務の履行を怠った。そのため、控訴人らは、食費、医療費等の生活に必要な費用を借入れ等で調達せざるを得ず、損害を被った。

損害の費目及び額は、別紙1ないし6のとおりであり、損害額合計は、控訴人X1が73万4890円、控訴人X2が138万5883円、控訴人X3が130万1910円、控訴人X4が82万3230円である。

(被控訴人の主張)

否認ないし争う。

上記(3)及び(4) (被控訴人の主張)のとおり、本件各処分はいずれも有効

であり、控訴人らの主張はその前提を欠く。また、そもそも出家に関する契約は存在しておらず、被控訴人が債務不履行責任を負うことはない。

控訴人らが請求する財産的損害のうち、食費についての領収書は信用性を欠くものである。また、その他の費目については、事前に被控訴人に申請をし、許可されたものだけが被控訴人から支払われるものであることからすれば、いずれも被控訴人が負担すべきものではない。

第三 当裁判所の判断

- 1 当裁判所は、原審と異なり、本件各処分はいずれも無効であって、控訴人らは、出家会員としての地位を有し、被控訴人は、出家に関する契約に基づく義務の履行を怠った債務不履行により、控訴人X1については43万8890円の、控訴人X2については122万9089円の、控訴人X3については114万4316円の、控訴人X4については61万1277円の各損害を賠償すべきであると判断する。

そのように判断する理由は、次のとおりである。

- 2 争点（1）（出家に関する契約の成否・確認の利益の存否）について

上記前提事実（2）によれば、被控訴人と出家会員である控訴人らとの間には、〈1〉出家会員において、出家の際、身の回りの限られた荷物を除きその時点で有していた全財産を被控訴人に贈与し、家族が居る者は家族と一緒に出家するか、離婚等により縁を切った上で、被控訴人から指定された場所で、他の出家会員と共に修行を中心とした生活を送り、団体の管理や信者等の世話等をし、外で仕事をする場合もあるが、貯蓄は許されず、外部での労働により得た対価や被控訴人から支給された現金で余ったものは、すべて被控訴人に対しお布施として寄付する一方、〈2〉被控訴人において、出家会員に対し、出家会員の居住場所、衣類、食事、医療費、国民健康保険費用その他生活に必要な費用及び物資等を提供するとともに、月8000円程度の金銭を支給するとの出家に関する契約（終期は、出家会員の死亡時）が成立しているというべきであり、被控訴人は、債務者として、債権者である出家会員に対し、上記〈2〉の給付をすべき法的義務を負うと解するのが相当である。被控訴人の出家制度においては、出家会員は被控訴人にほぼ全面的に依存した環境に身を置くことになる以上、被控訴人の出家会員に対する給付を宗教上の恩典ないし施しにすぎず、法的義務ではないとすることはできない。

そうすると、被控訴人における出家会員たる地位は、単に宗教上の地位にとどまらず、一般市民としての具体的な権利利益を含む法律上の地位を伴うものであり、法律上の地位としての出家会員たる地位の存否自体及びそれを前提とする不法行為又は債務不履行の成否を巡って争いがある本件では、法律上の地位としての出家会員の地位にあることを確定することが、その法律関係に関する法律上の紛争を解決し、当事者の法律上の地位の不安、危険を除去するために必要かつ適切であるといえ（最高裁昭

和47年11月9日第一小法廷判決・民集26巻9号1513頁参照），法律上の地位としての出家会員たる地位の確認を求める訴えについて，確認の利益があると解するのが相当である。

3 争点（2）（会員資格一時停止処分の有効性の判断基準及び根拠等・法律上の争訟性）について

（1） 法律上の争訟性について

本件では，控訴人らと被控訴人との間で，控訴人らの法律上の地位としての出家会員たる地位の存否及びそれを前提とする不法行為又は債務不履行の成否が争われているところ，法律上の地位としての出家会員たる地位は，宗教上の地位としての出家会員たる地位を前提とし，後者が失われれば，前者も失われるという関係あると解されるのであり，被控訴人は，控訴人らについて，いずれも会員資格一時停止処分（本件各処分）がされたことにより，宗教上の地位としての出家会員たる地位を失ったと主張するものであるから，判断の前提として，被控訴人における宗教上の地位としての出家会員の資格を一時停止する本件各処分の有効性を審理する必要がある。

ところで，宗教活動を目的とする宗教団体については，憲法上信教の自由（20条）及び結社の自由（21条）が保障されているから，具体的な法律関係を巡る紛争の審理の前提問題として宗教上の地位の存否を判断することを要する場合に，宗教団体の教義，信仰に関する事項に立ち入った審理，判断をすることが必要であるとすれば，かかる訴えは，裁判所法3条1項の法律上の争訟に当たらず，裁判所は，訴えを却下すべきであるが，他方，かかる必要がないとすれば，裁判所は，宗教上の地位の存否について，審理判断することができると解される。

本件の場合，争点（3）及び（4）についての当事者の主張によれば，被控訴人の宗教上の教義，信仰に立ち入ることなく，控訴人らの宗教上の地位としての出家会員たる地位がはく奪されたことに根拠があるかを判断することが可能であるといふべきであるから，本件は，法律上の争訟として，裁判所の審判の対象となると解される（被控訴人も，このことは争っていない。）。

（2） 会員資格一時停止処分の有効性の判断基準及び根拠等について

ア 上記前提事実（4）及び（5）並びに争点（3）及び（4）についての被控訴人の主張によれば，控訴人らに対する会員資格一時停止処分（本件各処分）は，控訴人らの規律違反に対する懲戒処分として課されたものである。宗教団体内部における懲戒処分の効力については，上記と同じく宗教団体について憲法上信教の自由及び結社の自由が保障されていることに照らし，当該処分が一般市民としての権利利益を侵害する場合であっても，当該処分の当否は，当該宗教団体が自律的に定めた規範が公序良俗に反する等の特段の事情のない限り当該規範に照らし，当該規範を有しないときは条理に基づき，適正な手続に則ってされたか否か

により決すべきであり、その審理も上記の点に限られると解するのが相当である。
イ 被控訴人が行った控訴人らに対する会員資格一時停止処分（本件各処分）についてこれを検討すると、次のとおりである。

(ア) まず、上記前提事実（３）に加え、弁論の全趣旨によれば、被控訴人の運営規則には、被控訴人が会員に対して除名処分を行うことができることを前提とした定めは置かれているものの、会員資格一時停止処分について何ら定めは置かれておらず、運営規則の他に懲戒処分等の要件、効果及び手続を定めたものも存しないため、会員資格一時停止処分の具体的な要件、効果及び手続に係る明文の規定は存しないことが認められ、また、被控訴人において、会員資格一時停止処分についての慣習が成立しており、その要件、効果及び手続等が明確になっていると認めるに足る的確な証拠はない（むしろ、本件処分２が決定された９月１１日の臨時合同会議では、会員資格一時停止処分の効果がどのようなものであるのかについて、質問をする出席者がいたことが認められる〔乙１５・７、８頁〕）。したがって、会員資格一時停止処分について、被控訴人が自律的に定めた規範は存在しない。

(イ) そこで、被控訴人が行った控訴人らに対する会員資格一時停止処分（本件各処分）が、条理に照らし、適正な手続に則って行われたといえるかが問題となる。

この点、私的任意団体が、団体の規律と秩序を維持するため、団体の目的あるいは規範に違反した構成員に対し、不利益処分（懲戒処分）を課すことは、強行法規や公序良俗に反しない限り、団体の自治権ないし自律権として、その裁量に基づいて行うことができるといえ、さらに、当該団体が宗教団体である場合には、信教の自由及び結社の自由を保障する観点から、裁量権行使の適否を判断する当たり、宗教的観点を加味する必要があるというべきである。

しかし、被控訴人においては、上記前提事実（２）のとおり、出家会員は、出家に当たって、身の回りの限られた荷物を除きその時点で有していた全財産を被控訴人に贈与し、家族が居る者は家族と一緒に出家するか、離婚等により縁を切った上で、被控訴人から指定された場所で、他の出家会員と共に修行を中心とした生活を送り、団体の管理や信者等の世話等をし、外で仕事をする場合もあるが、貯蓄は許されず、外部での労働により得た対価や被控訴人から支給された現金で余ったものは、すべて被控訴人に対しお布施として寄付することになり、出家後の生活は被控訴人にほぼ全面的に依存することになるのであるから、被控訴人がその一方的判断により出家会員たる地位を喪失させること（解除条件付除名処分であるとされる会員資格一時停止処分を含む。）は、当該出家会員を何ら生活基盤のないまま一般社会に放逐するに等しい結果を招くもので、その日常生活及び生存に重大な影響を与え、基本的人権を侵害する著しく不利な処分といわざるを得ないものである。

このように団体が構成員に対し著しい不利益処分を一方的に課す場合におい

ては、それが私的任意団体であったとしても、団体による懲戒権濫用の防止及び構成員の予見可能性の確保の観点から、事前に、処分の種類、内容、要件等が、抽象的にでも明文で定められるか、少なくとも確立した慣習として団体内で規範化されていることが条理として求められるというべきであり、明文又は確立した慣習がないにもかかわらず、構成員に対し、著しく不利な処分を一方的に課すことは、適正な手続に則ったものとはいえず、公序良俗に反し、懲戒権を逸脱・濫用するものとして、無効であるといわなければならない。

かかる見地からすると、被控訴人の控訴人らに対する会員資格一時停止処分（本件各処分）は、いずれも明文の定め又は確立した慣習に基づかずにされたものであるから、適正な手続に則ったものとはいえず、公序良俗に反し、懲戒権を逸脱・濫用するものとして、無効といわざるを得ない。

なお、被控訴人は、控訴人らが被控訴人からの支度金提供を断った上で教団施設から出た後も、生活に困窮する様子等はないのであって、本件各処分によって何らの生活基盤もないまま一般社会に放逐されるに等しい状況に置かれたものではないと主張するが、被控訴人が提供しようとした支度金が、控訴人らの教団外での生活を維持するのに足る金額であったと認めるに足る証拠はなく、証拠（甲51ないし53）及び弁論の全趣旨によれば、現在控訴人らの生活に余裕はないと認められる上、控訴人らが生活等を維持しているのも、控訴人らが本来であれば不要であった努力をし、運良く周囲の援助を受けることができた結果によるものというべきであるから、本件各処分によって控訴人らが被ることになる不利益の内容が軽度である等ということはできず、上記判断を左右しない。

ウ よって、本件各処分は、その余の点について判断するまでもなく、いずれも無効である。

4 争点（3）（本件処分1の有効性）について

上記3によれば、本件処分1は、争点（3）について判断するまでもなく無効であるが、当審での審理の経過に鑑み、本件処分1の効力の前提として争われた本件決定1の効力（争点（3））について、念のため判断すると、次のとおりである。

（1） 本件決定1の性質について

本件決定1の性質について、被控訴人は、修行によって控訴人X1の心に生じた汚れを取り除き立ち直ることを期待して、「律」としての修行（出家会員が戒律や規律に違反した場合に、心身を清めさせることを目的として上長の指示・決定により課せられるもの）を課すものであるから、控訴人X1にとっては、不利益処分を受けさせないための救済策であると主張するのに対し、控訴人X1は、「律」としての修行であっても、本人の同意に基づかない長期修行は、懲罰であり、期限の定めがなく、任意の中断が許されないものであるとするならば、基本的人権に対する

著しい侵害であると主張する。

この点、証拠（甲50ないし53、58ないし60）及び弁論の全趣旨によれば、長期修行は、短くとも2週間以上、被控訴人から指定された場所において行うとされ、原則として外出や他者との会話はできず、携帯電話等の外部との連絡手段を被控訴人に預け、現金も持たない状態で、1日中、瞑想やマントラ（祈りの言葉を唱えるもの）、ヨガや五体投地（立った状態から身体全体を地面に投げ出す形でしゃがむ行為を何度も繰り返すこと）等各種の修行に没頭するもので、自分の精神的な弱さや欠陥とも24時間向き合う生活をひたすら繰り返し、肉体的にも精神的にも極限状態に自分を追い込むものであることが認められ、この認定を左右するに足る証拠はない。

このような長期修行の内容からすると、控訴人X1に対し長期修行入りを課する本件決定1は、不利益処分に他ならず、また、「律」としてのもの、すなわち、控訴人X1の規律違反を理由とするものというのであるから、懲戒処分としての性質を有するといわざるを得ないというべきであり、被控訴人の上記主張は採用できない。なお、以上の判断は、長期修行の内容という事実認定とそれに対する社会通念に基づく評価であり、被控訴人の教義、信仰に立ち入るものではない。仮にそのように解する余地があるとしても、長期修行について、被控訴人の主張するような理解をすることは、信者の基本的人権を無視するものであり、著しく不当であって公序良俗に反し、被控訴人に認められる信教の自由及び結社の自由の保障を逸脱するものとして許されないというべきである。

（2） 懲戒処分としての本件決定1の効力について

ア 宗教団体内部における懲戒処分の効力については、上記3（2）アのとおり、宗教団体について憲法上信教の自由及び結社の自由が保障されていることに照らし、当該処分が一般市民としての権利利益を侵害する場合であっても、当該処分の当否は、当該宗教団体が自律的に定めた規範が公序良俗に反する等の特段の事情のない限り当該規範に照らし、当該規範を有しないときは条理に基づき、適正な手続に則ってされたか否かにより決すべきであり、その審理も上記の点に限られる。

イ 被控訴人が行った控訴人X1に対する長期修行入りを課する処分（本件決定1）についてこれを検討すると、次のとおりである。

（ア）まず、上記前提事実（3）に加え、弁論の全趣旨によれば、被控訴人の運営規則には、被控訴人が会員に対して除名処分を行うことができることを前提とした定めは置かれているものの、長期修行入りを課する処分について何ら定めは置かれておらず、運営規則の他に懲戒処分等の要件、効果及び手続を定めたものも存しないため、長期修行入りを課する処分の具体的な要件、効果及び手続に係る明文の規定は存しないことが認められ、また、被控訴人において、長期修行入りを課する処分についての慣習が成立しており、その要件、効果及び手

続等が明確になっていると認めるに足る的確な証拠はない。したがって、長期修行入りを課する処分について、被控訴人が自律的に定めた規範は存在しない。(イ)そこで、被控訴人が行った控訴人X 1に対する長期修行入りを課する処分(本件決定1)が、条理に照らし、適正な手続に則って行われたといえるかが問題となる。

この点、私的任意団体が、団体の規律と秩序を維持するため、団体の目的あるいは規範に違反した構成員に対し、不利益処分(懲戒処分)を課すことは、強行法規や公序良俗に反しない限り、団体の自治権ないし自律権として、その裁量に基づいて行うことができるといえ、さらに、当該団体が宗教団体である場合には、信教の自由及び結社の自由を保障する観点から、裁量権行使の適否を判断する当たり、宗教的観点を加味する必要があるといわなければならないのは、上記3(2)イ(イ)のとおりである。そして、上記前提事実(3)イ(ク)のとおり、被控訴人において、合同会議は、団体運営上の諸問題を取り扱うとされていることからすると、合同会議は、その議決によって、出家会員に対し、懲戒処分を課することができ、当該懲戒処分の有効性の判断は、同処分に正当な理由が存し、告知及び聴聞の機会等の適正な手続を経ていることなど、合同会議の議決が、宗教的な観点にも照らした上で、その合理的な裁量の範囲内で適正に行われたかによって判断されることになるとも考えられる。

しかし、上記(1)で認定した長期修行の内容からすると、長期修行は、宗教上の目的を達成するとの本人の明確な目的意識と自分をコントロールできなくなった時に適切な管理をしてくれることになる監督者(上長等)に対する高度な信頼がなければ成り立たないものであることは明らかであるから、本人の真摯な同意なしに行われるべきものではなく、一旦同意して長期修行に入ったとしても本人の判断で中断することが可能でなければならないというべきである。合同会議は、出家会員に対し、長期修行に入ることを勧告することはできても、これを強制したり、同意に基づいて入った長期修行を中断することに条件を付すことはできないというべきであって、合同会議が出家会員に対し長期修行を強制したり、同意に基づいて入った長期修行を中断することに条件を付すことは、出家会員の精神的・肉体的自由、信教の自由を不当に抑圧するものといわざるを得ず、公序良俗に反し、懲戒権を逸脱・濫用するものとして、許されないといわざるを得ない。また、合同会議が、出家会員に対し、長期修行入りを勧告したにもかかわらず、これに従わなかったとして、規律違反を理由に新たな処分をすることは、長期修行を事実上強制するものであり、同様に許されない。そして、以上のことは、「律」としての長期修行についても同様に当てはまるというべきである。

(ウ)そこで、以上を前提に本件決定1の効力について検討するに、被控訴人の主張によれば、本件決定1は、合同会議が、控訴人X 1の意思如何にかかわらず、

控訴人X1に対し長期修行入りを課するものなのであるから、公序良俗に反するものであって、合同会議は、懲戒権を逸脱・濫用したものといわざるを得ず、無効というべきである。

(エ) さらには、出家会員の意思にかかわらず長期修行入りを課すことは、上記の長期修行の性質からみて、出家会員の基本的人権を侵害する著しく不利益な処分を課するものということもでき、この観点からは、団体による懲戒権濫用の防止及び構成員の予見可能性の確保の観点から、事前に、処分の種類、内容、要件等が、抽象的にでも明文で定められるか、少なくとも確立した慣習として団体内で規範化されていることが条理として求められ、明文又は確立した慣習がないにもかかわらず、構成員に対し、著しく不利な処分を一方的に課すことは、適正な手続に則ったものとはいえず、公序良俗に反し、懲戒権を逸脱・濫用するものとして、無効であるといわなければならない。そうすると、被控訴人の控訴人X1に対する長期修行入りを課する処分（本件決定1）は、明文の定め又は確立した慣習に基づかずにされたものとして、適正な手続に則ったものとはいえず、公序良俗に反し、懲戒権を逸脱・濫用するものとして、無効といわざるを得ないことになる。

(3) 本件処分1に対する影響について

本件決定1が無効であるとする、本件処分1は、その構成要件である控訴人X1の規律違反の事実を欠くにもかかわらず課せられたものになるから、無効というべきである。

なお、本件決定1について、仮に合同会議が、控訴人X1に対し、長期修行入りを勧告したにすぎないものであったとしても、本件処分1は、控訴人X1が長期修行入りの勧告に従わなかったことを規律違反として、新たな不利益処分を課すものといわざるを得ないから、事実上長期修行入りを強制するものに他ならず、公序良俗に反し、懲戒権を逸脱・濫用するものとして、無効というべきである。また、本件処分1が、控訴人X1において、合同会議が付した条件を満たさないのに長期修行から出たことを規律違反と捉えたものであるとしても、上記のとおり、合同会議が、同意に基づいて入った長期修行を中断することを禁ずることは、公序良俗に反し、懲戒権を逸脱・濫用するものとして、許されないのであるから、控訴人X1に規律違反の事実はないというべきであり、本件処分1は、その構成要件である控訴人X1の規律違反の事実を欠くにもかかわらず課せられたものになるから、無効というべきであることに変わりはない。

よって、以上の観点からも、本件処分1は無効である。

5 争点(4) (本件処分2の有効性)について

上記4によれば、本件処分2は、争点(4)について判断するまでもなく無効であるが、当審での審理の経過に鑑み、本件処分2の効力と理由の差し替えについて、念のため判断すると、次のとおりである。

(1) 証拠（甲1、乙5、7、15）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 合同会議は、9月5日付けで、控訴人X2らに対し、「皆さんが教団としての決定に従わないで教団内の一角を無断で占拠し、話し合いも事実上拒否しているという状況を踏まえて、本日付で皆さんの会員としての一部の資格（下記）を停止することを決定しましたので、ここに通知します。（中略）皆さんにとってこれ以上の不利益を招かないためにも、できるだけ速やかに、どんなに遅くとも9月10日の24時までには、所定の修行場所に移動するようにしてください。（中略）すぐに本格的な修行に取り組むことが難しく、もう少し考える時間が必要なのであれば、道場内で経行するなりしてもらっても構いません。また、希望があれば、静かに考える空間（個室等）を提供することも可能です。（後略）」との通知を送付した（乙5）。

イ 合同会議は、9月11日付けで、控訴人X2らに対し、「（前略）期限日である9月10日までに決められた修行場所に移動したことが確認されず、それだけでなく、自らも参加して見届けた合同会議の長期修行の決定を今になって無効だとして拒絶する見解を合同会議側に伝えてきたことから、本日（9月11日）、臨時で開催された合同会議において、いずれも出家修行者としてあってはならない著しい規律違反があったと判断し、Yの会員としての資格を一時停止する処分を決定しました。（後略）」との通知を送付した（甲1）。

ウ 合同会議は、9月11日付けで、会員に対し、「（控訴人X2ら）3名が、所定の修行に入ることなく教団関連住居を無断で占拠している問題について、本日（9月11日）開催された臨時の合同会議で協議が行われました。その結果、期限である9月10日までに決められた修行場所に移動したことが確認されず、それだけでなく、自らも参加して見届けた合同会議の長期修行の決定を今になって無効だとして拒絶する見解を合同会議側に伝えてきたことから、合同会議では、出家修行者としてあってはならない著しい規律違反があったと判断し、3名に対して、Yの会員としての資格を一時停止する処分を決定しました。（後略）」とのお知らせを配布した（乙7）。

エ 9月11日の合同会議において、A（A' 師・乙16・2頁参照）は、次の発言をした（乙15）。

（ア）「前回の合同会議で決まっていた通り、修行に入らなかったら、会員処分停止でしょ？」（6頁）

（イ）「住居を不法にというか、占拠していることについては1日5000円の請求にしている。」（8頁）

(2) 以上からすると、本件処分2が決定される過程において、控訴人X2らの規律違反として、〈1〉期限日である9月10日までに決められた修行場所に移動したことが確認されなかったこと、〈2〉自らも参加して見届けた合同会議の長期修行の

決定を今になって無効だと拒絶する見解を合同会議側に伝えてきたこと及び〈3〉教団内の一角を無断で占拠していることの3点が挙げられていたもので、これら3点の規律違反が本件処分2の処分理由になったとするのが相当である。

しかしながら、本件処分2の対象者である控訴人X2らに対する通知において、処分理由として記載されたのは、上記〈1〉〈2〉の理由であり、上記〈3〉の理由は記載されなかったものである(上記(1)イ)。このことに加え、控訴人X2らに対する9月5日付け通知では、「皆さんが教団としての決定に従わないで」、「教団内の一角を無断で占拠し」と、上記〈1〉〈3〉の理由が併記されていること(上記(1)ア)、会員に対する9月11日付けのお知らせでは、処分の理由として明示されているのは、上記〈1〉〈2〉の理由であり、上記〈3〉の理由は、背景事情として記載されたものと理解できること(上記(1)ウ)、9月11日の臨時合同会議でのAの発言については、「前回の合同会議で決まっていた通り、修行に入らなかったら、会員処分停止でしょ?」との発言が、本件処分2の理由を述べたものであることは明らかであるのに対し、「住居を不法にというか、占拠していることについては1日5000円の請求にしている。」との発言は、住居の不法占拠という問題については、損害賠償請求で対処し、懲戒処分の対象となっていないとの趣旨と理解する余地もあること(なお、9月11日の臨時合同会議で、本件処分2の理由について、他に発言があったことは証拠上うかがえない。)からすると、上記〈3〉の理由は、上記〈1〉〈2〉の理由を補完する従たる理由にすぎないものであったと認めるのが相当である。

(3) そうすると、本件処分2は、上記〈1〉〈2〉の理由を主たる理由、上記〈3〉の理由を従たる理由としてされたものであるところ、被控訴人は、本訴において、本件処分2の理由として上記〈3〉の理由のみを主張するものであり、処分理由を変更するものではなく、主たる理由であった上記〈1〉〈2〉の理由を撤回し、従たる理由であった上記〈3〉の理由を主張するにとどめたものである。

そこで、上記〈3〉の理由に基づき本件処分2を課すことができるかについて検討する。

ア 証拠(甲51ないし53、乙5、6、18、19、証人E〔原審〕、証人J〔原審〕、控訴人X2〔原審〕)及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(ア) 控訴人X2らは、8月5日に控訴人X2らに対し長期修行入りを課す本件決定2がされるまでは、P道場に居住していたところ、本件決定2の後、被控訴人から、東京都Q区所在の被控訴人の道場(以下「Q道場」という。)で修行を行うこと、P道場の従前の居室は改装の対象となるので退出することの指示を受けた。

(イ) 控訴人X2らは、本件処分2を無効であると考えており、修行場所として指定されたQ道場に移ることはできなかったものの、P道場からは退出せざるを得なかったことから、8月24日、P道場から退出し、その後、空き室となって

いたN物件に転居した。

(ウ) 合同会議は、9月5日、控訴人X2らが本件決定2に従わず、教団内の一角を無断で占拠し、話し合いも拒否しているとして、会員資格一部停止を決定し、控訴人X2らに対し、遅くとも9月10日中に所定の修行場所へ移動すること、考える時間が必要なのであれば、すぐに本格的な修行に取り組まなくても構わないこと、希望があれば、静かに考えるための個室等を提供することも可能であることなどを通知した。

(エ) 控訴人X2らは、9月10日、合同会議に対し、本件決定2及びそれに伴う通知は無効であるなどと回答し、N物件からの移動をしなかった。

イ 以上によれば、控訴人X2らがN物件に居住するようになった経緯は、控訴人X2らに対し長期修行入りを課する本件決定2がされたことを受け、被控訴人からQ道場に移るよう求められたものの、本件決定2を無効と考えていたことからこれに従うことができない一方、従前居住していたP道場については、被控訴人から改装を理由に退出を求められことにより、空き室であったN物件に転居したというものであるところ、上記4で検討したところによれば、合同会議は、出家会員に対し、懲戒処分として長期修行入りを課することはできないのであるから、本件決定2は無効であって、本件決定2を無効と考えていた控訴人X2らがとった上記行動は、無効な本件決定2によって招来されたやむを得ないものであったというべきである（なお、本件証拠上、控訴人X2らが長期修行入りに同意し又はこれを追認したと認めることはできず、仮に同意等があったとしても、控訴人X2らが翻意することは自由である。）。そして、空き室であったN物件を控訴人X2らが占有したことにより、被控訴人の運営に何らかの具体的な支障が生じことをうかがわせるような証拠はない。

そうだとすると、仮にN物件が被控訴人主張のとおり被控訴人の関連施設であり、控訴人X2らが被控訴人に無断でN物件の占有を開始し、これを継続したものであるとしても、かかる控訴人X2らの規律違反は、そもそも懲戒処分の従たる理由とされていたにすぎない上、無効な本件決定2によって招来されたやむを得ないものであって、具体的な支障が生じたものでもないのであるから、違反の程度は極めて小さいものであったとするのが相当であり、これに対して、会員資格一時停止処分という控訴人X2らにとって著しく不利な本件処分2を課することは、重きに失し、著しく社会的相当性を欠き、懲戒権を逸脱・濫用するものであって、無効というべきである。なお、上記ア（ウ）のとおり、被控訴人は、控訴人X2らに対し、本件処分2に先立って、考える時間が必要なのであれば、すぐに本格的な修行に取り組まなくても構わないこと、希望があれば、静かに考えるための個室等を提供することも可能であることを通知しているが、これらは、長期修行入りを前提とするものといわざるを得ないから、控訴人X2らが応じなかったとしても、非難することはできず、上記判断を左右しない。

(4) よって、以上の観点からも本件処分2は無効である。

6 争点(5) (損害賠償責任の有無及び控訴人らの損害額)について

(1) 以上によれば、本件各処分は無効であり、控訴人らは、依然として、法律上の地位としての出家会員たる地位を有しており、被控訴人は、控訴人らに対し、出家に関する契約上、居住場所、衣類、食事、医療費、国民健康保険費用その他生活に必要な費用及び物資等を提供するとともに、月8000円程度の金銭を支給すべき義務を負っているところ、証拠(甲50ないし53、控訴人X1〔原審〕、控訴人X2〔原審〕)及び弁論の全趣旨によれば、被控訴人は、控訴人X1については平成26年10月から、控訴人X2らについては同年8月から、上記義務をいずれも怠っていることが認められるのであり、被控訴人は、控訴人らに対し、債務不履行に基づき、控訴人らが上記不履行により被った損害を賠償すべき義務を負う。

(2) 財産的損害について

証拠(別紙7ないし12に引用のもの、甲51、52、控訴人X1〔原審〕、控訴人X2〔原審〕)及び弁論の全趣旨によれば、控訴人らは、上記(1)の被控訴人の債務不履行により、別紙7ないし10記載のとおり損害を被ったと認められる。

控訴人らは、上記認定以外の損害も被ったと主張するが、ナチュラル有限会社(以下「ナチュラル」という。)分を除き、裏付けとなる領収書等が証拠として提出されておらず、損害が発生したと認めることはできない。また、ナチュラルの領収書4通(甲18、21、31、36)が、控訴人らの食費発生の裏付けとして提出されているが、いずれも2014年10月から2016年6月分とされており、年をまたぐものであって、不自然であり(なお、控訴人X1については、別紙1の主張とも整合しない。)、弁論の全趣旨によれば、控訴人X4は、ナチュラルの経理担当者であると認められることからすると、ナチュラルの領収書4通(甲18、21、31、36)をたやすく採用することはできない。さらに、ナチュラルの領収書1通(甲41)が、控訴人X2の寮費(水道光熱費)発生の裏付けとして提出されているが、金額欄に10万円、備考欄に寮費(水道光熱費)とだけ記載されたものであって、期間の記載はなく、何時のどれだけの期間に対応するものか分からず、適正な金額といえるかも不明であり、上記のとおり、控訴人X4は、ナチュラルの経理担当者であると認められることからすると、これをたやすく採用することはできない。

他方、被控訴人は、食費以外の費目について、事前に被控訴人に申請をし、許可されたものだけが被控訴人から支払われることになっていたものであると主張するが、現に控訴人らが支出していると認められる以上、損害であることを否定することはできない。

(3) 慰謝料について

控訴人らは、上記（１）の被控訴人の債務不履行により、限られた身の回りの荷物だけを保有し、現金、預貯金を保有しないまま、施設から退去せざるを得なかったもので、何ら生活基盤のないまま一般社会に放逐されたに等しい状況に置かれ、生活の再構築を余儀なくされたのであるから、出家会員たる地位の確認が認められ、財産的損害が填補されるとしても、なお慰謝されることのない精神的損害を被ったというべきである。そして、当該精神的苦痛の内容、程度、期間その他の事情に照らすと、慰謝料の額としては、被控訴人ら各人につき３０万円とするのが相当である。

なお、控訴人X１は、被控訴人が、真夏に窓のない部屋で控訴人X１が寝ているにもかかわらず、廊下のエアコンを停止させて、その生命を脅かしたと主張し、控訴人X１はこれに沿うかのような供述等（甲５０、原審尋問）をするが、その内容は、エアコンが停まっていたことがあるというものにすぎず、被控訴人の意図をうかがわせるような事情を述べるものではなく、反対趣旨の証人Jの陳述書（乙１９）に照らし、採用することができない。

（４） よって、被控訴人は、控訴人らに対し、債務不履行に基づき、控訴人X１については４３万８８９０円、控訴人X２については１２２万９０８９円、控訴人X３については１１４万４３１６円、控訴人X４については６１万１２７７円を賠償すべき義務を負う。

7 以上によれば、控訴人らの請求は、被控訴人に対し、出家会員としての地位にあることの確認及び出家に関する契約の債務不履行に基づく損害賠償請求として、控訴人X１については４３万８８９０円及びこれに対する催告の日の翌日である平成２９年１０月３１日から支払済みまで民法所定の年５分の割合による遅延損害金、控訴人X２については１２２万９０８９円及びこれに対する同日から支払済みまで民法所定の年５分の割合による遅延損害金、控訴人X３については１１４万４３１６円及びこれに対する同日から支払済みまで民法所定の年５分の割合による遅延損害金、控訴人X４については６１万１２７７円及びこれに対する同日から支払済みまで民法所定の年５分の割合による遅延損害金の各支払を求める限度で理由があるから、これらを認容し、その余を棄却すべきところ、これと異なる原判決を上記のとおり変更することとして、主文のとおり判決する。

第9民事部

（裁判長裁判官 齊木敏文 裁判官 増永謙一郎 裁判官伊良原恵吾は、転補のため署名押印することができない。 裁判長裁判官 齊木敏文）

別紙（省略）

宗教法人「了徳寺」の解散認証処分に係る 審査請求に対する裁決（平成30年6月1日）

裁 決 書

審査請求人 X

上記審査請求人から平成30年2月1日付けで提起された宗教法人了徳寺の解散を認証する旨の処分に係る審査請求については、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求は、棄却する。

不 服 の 要 旨

審査請求人の不服申立ては、京都府知事が平成29年10月30日付けで行った宗教法人了徳寺（以下「了徳寺」という。）の任意解散の認証（以下「本件解散認証」という。）について、了徳寺の門徒であると主張する審査請求人が、解散に同意したとされる門徒の大半は了徳寺の門徒ではなく、ニセ者であり、了徳寺の規則において解散の手續に必要なとされる門徒の3分の2以上の同意が得られていないことから、文部科学大臣にその取消を求めるといふものである。

裁 決 の 理 由

宗教法人法（昭和26年法律第126号。以下「法」という。）第44条第1項は、宗教法人の任意解散の認証に当たって法人がすべき手續として、当該法人の規則で定めるところ（規則に別段の定がないときは、法第19条の規定）によること及び信者その他の利害関係人に対し、解散に意見があればその公告の日から2月を下らない一定の期間内にこれを申し述べるべき旨を公告しなければならないことを挙げ、解散するには、これらの手續をした後、所轄庁の認証を受けなければならないとしている。

そして、法第45条は、任意解散の認証を受けようとするときは、認証申請書に解散の決定について規則に定める手續（規則に別段の定がないときは、法第19条の規定。）を経たことを証する書類及び公告をしたことを証する書類を添えて、これを所轄庁に提出し、その

認証を申請しなければならないとしている。

了徳寺においては、規則に定める手続は、第37条で、この法人が解散しようとするときは、責任役員の数数の全員及び総代並びに門徒の3分の2以上の同意を得て、管長の承認及び京都府知事の認証を受けなければならないとされている。

任意解散の認証に関する所轄庁の審査については、手続的には法第14条の規則の認証の場合と同様であり、認証申請書の添付書類の記載によって申請に係る事案が上記の手続を経ているか否かを審査することを原則としつつ、法第45条に基づき提出された書類について、その証明している事実の存否に理由ある疑いを持つ場合には、その疑いを解明するための調査を行うことができると解される。

以下、これらの点を踏まえて、検討する。

1 不服申立適格の有無

了徳寺が解散しようとするときは、規則第37条において、門徒の3分の2以上の同意を得なければならないとされている。審査請求人は本件解散認証時の了徳寺の門徒名簿（以下「認証時の名簿」という。）に記載されていることが認められることから、審査請求人は門徒であり、不服申立適格があると考えられる。

2 任意解散の認証に当たって法人がすべき手続を経ていたか

(1) 了徳寺の規則で定める手続

責任役員会議事録及び総代の同意書から、平成29年6月9日に責任役員の数数の全員及び総代の同意を得ていたことが認められる。また、承認書により、管長（真宗大谷派宗憲（以下「宗憲」という。）第77条の規定により定められた寺院教会条例第26条の規定により宗務総長とされる）が平成29年10月10日に承認したことが確認できる。

(2) 公告

「公告証明書」、「宗教法人「了徳寺」解散公告」及び「公告を証明したことを証明する写真」から、平成29年7月2日から13日までの10日間公告し、信者その他の利害関係人に対し、解散に異議があればその公告の日から平成29年9月12日までにこれを申し述べるべき旨を公告したこと及び公告時の代表役員代務者であるY氏によれば、異議はなかったことが認められる。

(3) よって、以下で検討する門徒の3分の2以上の同意以外については、任意解散の認証に当たって法人がすべき手続を経ていたことが認められる。

3 門徒の確認について

(1) 門徒の3分の2以上の同意を検討するに当たり、まず門徒について検討する。

(2) 本件解散認証の申請者であるY氏は、処分庁に「解散につき門徒同意書」を46名分の同意書とともに提出し、解散に同意している門徒は、了徳寺の門徒数50名の3分の

2以上であることを証明するとした。処分庁はこれを認め、本件解散認証をした。

(3) 審査請求人は、門徒について、以下のとおり主張している。

了徳寺は昭和52年に住職かつ代表役員が亡くなり、不在となって以降、門徒が同じ教区にある3か寺(A寺、B寺及びC寺)に、門徒名簿(以下「旧来の名簿」という。)と共に預けられ、現在に至っている。門徒を預かるということの意味は、一時的に預かるということであって、預けられた門徒は当該3か寺の門徒になるものではない。真宗大谷派の門徒条例に従った手続はとられておらず、預けられた門徒は未だ了徳寺の門徒(以下「旧来の門徒」という。)である。「解散につき門徒同意書」にいう50名の門徒のうち7名は旧来の門徒であるが、それ以外の43名は平成14年以降に了徳寺の境内地の整備や清掃の中心となった人々であり、これらの者(以下「新たな門徒」という。)は門徒であるということとはできない。また、新たな門徒のなかには、了徳寺とは別の寺院の檀家である等、了徳寺に帰依していないことが判明している者がいる。さらに、旧来の名簿に記載されていて、50名に入っていない旧来の門徒がA寺3名、B寺3名の6名いる。加えて、旧来の名簿に記載はないが、門徒が預けられた後、代替わりをした場合等の親族も、了徳寺の門徒である。

(4) これに対し、処分庁は、以下のよう主張している。

了徳寺の規則第40条の規定により効力を有するとされる宗憲第82条によれば、門徒とは「教法を聞信して真宗本廟に帰敬し、寺院又は教会に所属する者」であり、宗憲第84条の規定に基づいて定められた門徒条例第1条によれば「本派に帰依し、寺院又は教会に所属する者であって、門徒名簿に登載された者」である。

なお、真宗大谷派に帰依しているか否かは人の内心に関することであり、処分庁がその内心に立ち入って調査すべきことではない。

(5) 門徒については、処分庁が主張するように、「門徒名簿に登載された者」である必要があるが、処分庁は個々の内心に立ち入るべきではない。このため、処分庁による門徒の確認は、門徒名簿を確認することで足りると解される。この点について、処分庁は、本件解散認証の審査に際し、「解散につき門徒同意書」の記載により、門徒数が50名であると認めている。処分庁が、認証時に門徒名簿を確認していなかったことについては、調査不十分な点が認められるが、本件審査請求における審査において認証時の名簿を確認したところ、処分庁の主張のとおり、50名の門徒の確認ができた。

(6) 一方、旧来の名簿に記載されていて、認証時の名簿に記載されていない6名については、門徒である可能性があるが、処分庁が主張するとおり、認証時の同意書には審査請求人を含む旧来の門徒も含まれており、故意に門徒の一部に対し同意を得る手続を取らなかったことを窺わせる事実は認められず、旧来の名簿に記載の門徒まで確認すべきだったとはいえない。

(7) なお、審査請求人は、門徒が預けられた後、代替わりをした場合等の親族についても門徒であると主張するが、3(4)で述べたとおり、門徒条例第1条によれば、門徒であるためには「門徒名簿に登載された者」である必要があり、門徒名簿に登載されてい

なくても当然に了徳寺の門徒となるとする根拠たり得る了徳寺の規則又は宗憲等の定めは見いだせず、門徒とは認められない。

4 門徒のうち3分の2以上の同意を得ていたかについて

3で確認した門徒のうち、3分の2以上の同意を得ていたかについて検討する。

- (1) 3(4)で述べたとおり、了徳寺の門徒については、本件審査請求における審査において認証時の名簿により確認し、当該名簿のうち3分の2以上の者が同意しているかを認証に際して添付された同意書と照合して確認したところ、申請どおり、50名のうち46名の同意があり、門徒の3分の2以上の同意があったことが認められた。
- (2) なお、仮に、審査請求人の主張する、旧来の名簿に記載されていて、認証時の名簿に記載されていない門徒を加えると、門徒数は最大56名となる。同意書は46名分あるが、審査請求人は、2名は錯誤による撤回を主張しているが、これを除いても、了徳寺は少なくとも44名の同意を得ているので、3分の2以上(38名以上)から同意を得ていたことに変わりはない。

以上のとおり、了徳寺の規則において解散の手續に必要とされる門徒の3分の2以上の同意は得られており、本件認証は適法に行われたと認められることから、審査請求人の主張は認められない。

よって、主文のとおり裁決する。

平成30年6月1日

文部科学大臣 林 芳 正

宗教法人に関連する最近の法令の概要

近年制定された他府省所管法令等の中には、宗教法人も対象に含まれているものが見受けられる。本稿では、その幾つかを紹介するので、関係者におかれては参考にさせていただきたい。

1 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）

——成年被後見人等に係る欠格条項の見直し関係——

公布日等

平成28年4月15日公布。同年5月13日施行。

主な動向

「成年後見制度利用促進基本計画」（平成29年3月24日閣議決定）において、数多くの欠格条項が、利用を躊躇させる要因の一つになっていると指摘される。そこで、認知症や知的障害などで成年後見制度を利用した人が、資格、業務等から一律に排除される規定を削除し、心身の故障等の状況を個別に審査し、必要な能力の有無を判断する規定へと改正する一括法案を閣議決定した（平成30年3月13日、別紙1参照）。宗教法人法の関連改正は、法律が成立したら、公布の日から3月で施行予定。

〈現行の宗教法人法第22条〉

（役員欠格）

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、代表役員、責任役員、代務者、仮代表役員又は仮責任役員となることができない。

一 未成年者

二 成年被後見人又は被保佐人

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

〈改正後の宗教法人法第22条〉

（役員欠格）

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、代表役員、責任役員、代務者、仮代表役員又は仮責任役員となることができない。

一 未成年者

二 心身の故障によりその職務を行うに当たって必要となる認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

2 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

公布日等

平成28年5月27日公布。平成29年5月30日施行。

主な内容

取り扱う個人情報の数が5,000人分以下の事業者に対する適用除外の制度が廃止され、個人情報を取り扱う全ての事業者（収益事業を行う宗教法人を含む）が個人情報保護法の対象となった。

3 民法（明治29年法律第89号）

——民法の成年年齢引下げ関係の改正——

公布日等

平成30年6月20日公布。平成34年4月1日施行。

主な内容

成人年齢を現行の20歳から18歳に引き下げる。女性が結婚できる年齢は16歳から18歳に引き上げられる。宗教法人法の第22条第1号において、未成年者が役員
の欠格事由として挙げられているが、上記のような民法の改正が行われると、宗教法人法の条文の改正をしなくても、同号の「未成年」という文言が、18歳未満という意味に変更されることになる。

4 文部科学省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第51号）

——新・文化庁の組織関係の改正——

公布日等

平成30年6月15日公布。同年10月1日施行。

主な内容

文化芸術基本法を踏まえた改正。文化庁の京都への移転を見据え、次長を2人配置するとともに、文化部や文化財部を廃止し、総合的な文化行政の一層の推進に向けた機能強化を図るものである。今回の組織改編により、文化庁文化部宗務課は、文化庁宗務課となった。（別紙2，3参照）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案の概要

成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人(成年被後見人等)の権利が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずる。

【改正内容】

成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定等(欠格条項)を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定(個別審査規定)へと適正化するとともに、所要の手続規定を整備する(180法律程度)。

(1)公務員等：国家公務員法、自衛隊法等

⇒原則として現行の欠格条項を単純削除。

※現行制度において、採用時に試験や面接等により適格性や面接等により適格性により職務を行うことが難しい場合においても病気休職、分限などの規定が既に整備されている。

(2)士業等：弁護士法、医師法等

⇒原則として現行の欠格条項の削除を行い、併せて個別審査規定を整備。なお、就任時に試験や個別審査規定により適格性を判断し、その後、心身の故障等により職務を行うことが難しい場合の登録の取消しなどの規定が既に整備されている場合、現行の欠格条項を単純削除。

(3)法人役員等：医療法(医療法人)、信用金庫法(信用金庫)等

⇒原則として役員の欠格事由から成年被後見人等を削除し、併せて個別審査規定を整備。なお、個別審査規定が既に整備されている場合、役員の欠格事由から成年被後見人等を単純削除。

(4)営業許可等：貸金業法(貸金業の登録)、建設業法(建設業の許可)等

⇒原則として現行の欠格条項の削除を行い、併せて個別審査規定を整備。なお、個別審査規定が既に整備されている場合、現行の欠格条項を単純削除。

(5)法人営業許可等 ⇒ 上記(4)と同様

【施行期日】

- ①欠格条項を削除するのみのもの→原則として公布の日
- ②府省令等の整備が必要なもの→原則として公布の日から3月
- ③地方公共団体の条例等又はその他関係機関の規則等の整備が必要なもの→原則として公布の日から6月
- ④上記により難しい場合→個別に定める日

現行・文化庁と新・文化庁の組織体制

京都への移転を見据え、部制廃止、本省からの業務移管、他省庁からの職員配置等による組織再編を行い、文化行政の一層の推進(新・文化庁)に向けた機能強化を図る。

現行 定員231人

平成30年10月以降 定員253人

長官・次長・審議官・文化部長・文化財部長・文化財監査官

長官・次長・次長・審議官・審議官・文化財監査官

長官官房

地域文化創生本部 (H29. 4より京都に設置)

政策課

著作権課

国際課

文化部

芸術文化課

国語課

宗務課

文化財部

伝統文化課

美術学芸課

記念物課

参事官 (建造物担当)

部制廃止による機動的対応

省内業務(博物館・芸術教育)の移管

分野別タテ割りから機能重視へ

官(他府省)・民・学・芸で文化政策を総合推進

地域文化創生本部の充実

地域文化創生本部

政策課

企画調整課

参事官 (芸術文化担当)

文化経済・国際課

文化資源活用課

参事官 (文化創造担当)

文化財第一課

文化財第二課

著作権課

国語課

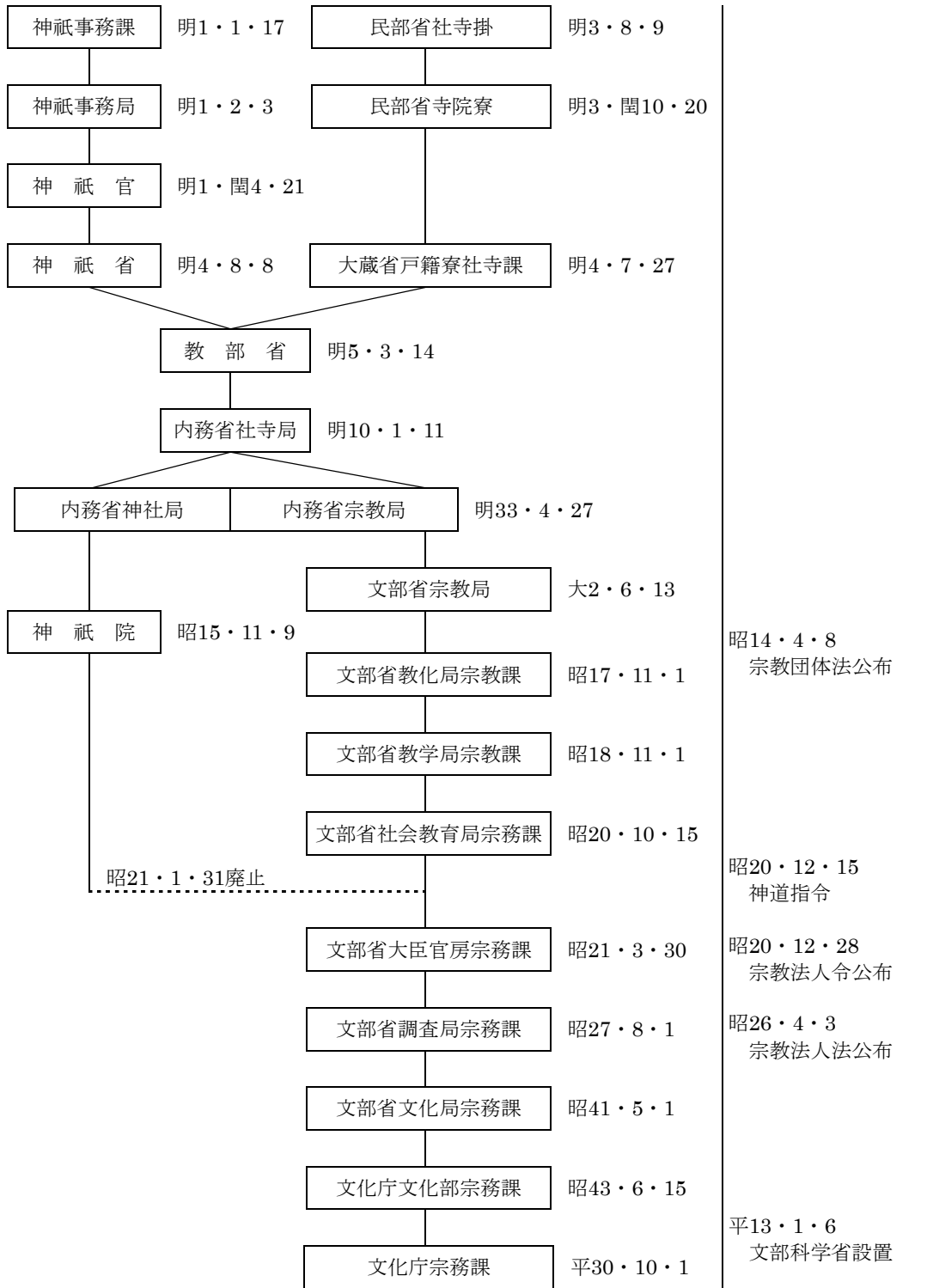
宗務課

※名称はすべて仮称。

※下線の組織については本格移転時(遅くとも2021年度)に京都

別紙 3

宗務行政組織の変遷（中央）



(備考) 大2・6・13 文部省宗教局に第一課，第二課を設置
 大13・12・25 第一課を宗務課，第二課を古社寺保存課に改称
 昭3・12・1 古社寺保存課を保存課に改称

平成28年熊本地震により被災した宗教法人の建物等の復旧のための指定寄附金制度の期間の延長について

本制度については、所轄庁の確認の期限が、当初、平成30年12月31日まで（注1）とされていたところ、平成30年12月28日付け財務省告示第352号により、平成31年12月31日まで（注2）に延長された。

（注1）ただし、法令等に基づく建築行為等の制限がある場合には、所轄庁は、平成31年1月1日から平成32年12月31日までのいずれかの日を確認を受ける期限として定めることができるとされている。

（注2）ただし、法令等に基づく建築行為等の制限がある場合には、所轄庁は、平成32年1月1日から平成33年12月31日までのいずれかの日を確認を受ける期限として定めることができるとされている。

なお、宗教法人が告示等に基づき指定寄附金に係る確認申請等をするための手引として平成28年9月9日付けで文化庁宗務課から各文部科学大臣所轄宗教法人及び各都道府県宗教法人事務主管課宛てに送付した下記の文書については、若干の改訂を行った。改訂版については、文化庁のウェブサイトを参照されたい。

文化庁ウェブサイトにて掲載する指定寄附金制度に係る申請の手引き等

（掲載場所） ホーム＞政策について＞宗教法人と宗務行政＞指定寄附金制度に係る申請の手引き等

（URL） <http://www.bunka.go.jp/seisaku/shukyohojin/1412748.html>

- （掲載文書）
- 1 指定寄附金制度に係る申請の手引
（宗教法人が自ら所轄庁に申請して募集する場合）
 - 2 申請様式（宗教法人が自ら所轄庁に申請して募集する場合）
 - 3 指定寄附金制度に係る申請の手引
（包括宗教法人が被包括宗教法人を取りまとめて一括して募集する場合）
 - 4 申請様式
（包括宗教法人が被包括宗教法人を取りまとめて一括して募集する場合）
 - 5 手続のフローチャート <イメージ>
（包括宗教法人が被包括宗教法人を取りまとめて一括して募集する場合）
 - 6 指定寄附金の申請について（図）

平成 28 年熊本地震で被災した宗教法人に係る指定寄附金制度について（概要）

平成 28 年熊本地震で被災した宗教法人の建物等の復旧のために、宗教法人が募集する寄附金で、次の要件を満たすものとして所轄庁の確認を受けたものについては、寄附者が所得税又は法人税の税制上の優遇措置（※）を受けることができます。

※優遇措置の内容

個人の場合…所得金額の40%又は寄附金額のいずれか少ない方の金額から2千円を控除した金額が所得から控除されます。

法人の場合…寄附金の全額を損金に算入できます。

1 対象となる施設

寄附金の募集の対象となる施設等は、次のⅠ及びⅡに掲げるものです。

Ⅰ 宗教法人の所有していた（個人所有は不可）建物（その附属設備を含む。）及び構築物並びにこれらの敷地の用に供される土地のうち、以下の（a）、（b）の要件を全て満たすもの

Ⅱ Ⅰ以外の固定資産で、Ⅰに掲げる固定資産が熊本地震により滅失又は損壊をしたことに伴って滅失又は損壊をしたもののうち、以下の（a）、（b）の要件を全て満たすもの

- （a） 宗教法人が専ら自己の宗教活動又は公益事業の用に供していた建物等であること
- （b） 熊本地震により建物等が滅失又は損壊をし、補修なしには建物等として本来の機能を果た

2 対象となる費用

1の施設等の原状回復のために必要な費用に充てるものとして適切に算定される事業費の範囲内の額とし、法人の自己資金、借入金及び補助金によって賄えない部分が対象となります。

3 所轄庁への確認の申請

単立宗教法人及び包括宗教法人は、自ら所轄庁へ申請する必要があります。被包括宗教法人は、自ら所轄庁へ申請する方法と包括宗教法人を通じて申請する方法があります（併用不可）。

所轄庁による確認の期限は、平成31年12月31日までです。

なお、法令等に基づく建築行為等の制限がある場合には、所轄庁は平成32年1月1日から平成33年12月31日までのいずれかの日を確認を受ける期限として定めることができます。

4 対象となる期間

所轄庁による確認を受けた日の翌日から3年以内で、法人が募集要項で定めた日までです。

（注）詳しくは「指定寄附金制度に係る申請の手引」を御覧ください。

また、申請に当たっては、あらかじめ所轄庁に御相談ください。

宗 務 報 告

1 宗教法人数・認証等件数の推移

(1) 過去5年宗教法人数の推移（平成25～29年）

年区分	神道系	仏教系	キリスト教系	諸 教	合 計
25	85,143	77,518	4,657	14,643	181,961
26	85,086	77,472	4,693	14,559	181,810
27	85,039	77,400	4,728	14,478	181,645
28	84,990	77,336	4,761	14,410	181,497
29	84,862	77,280	4,768	14,342	181,252

(注) 毎年12月31日現在の数である。

最新数値の詳細は、文化庁ウェブサイトにて掲載する『宗教年鑑 平成30年版』を参照のこと。

(掲載場所) ホーム>統計・白書・出版物>白書・年次報告等>宗教年鑑

(URL) http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/hakusho_nenjihokokusho/shukyo_nenkan/index.html

(2) 過去5年宗教法人認証事務処理件数（平成26～30年）

年区分	所 轄 庁	設 立	規則変更	合 併	任意解散	合 計	解散命令
26	文部科学大臣	2	37	0	0	39	0
	都道府県知事	61	910	140	75	1,186	6
27	文部科学大臣	0	48	3	0	51	0
	都道府県知事	68	926	118	92	1,204	4
28	文部科学大臣	4	42	2	0	48	0
	都道府県知事	71	893	134	77	1,175	12
29	文部科学大臣	3	29	2	2	36	0
	都道府県知事	55	898	142	76	1,171	4
30	文部科学大臣	0	44	5	1	50	0
	都道府県知事	51	991	117	103	1,262	3

(注) 集計期間は、毎年1月1日～12月31日である。

2 宗教法人審議会

(1) 宗教法人審議会委員の異動

- ① 飯島法道委員、石井研士委員及び久喜和裕委員の任期満了に伴い、平成30年4月1日付けで、下記の委員が文部科学大臣により任命された（任期は平成32年3月31日まで）。

飯 島 法 道 （思親会会長，（公財）新日本宗教団体連合会理事）
石 井 研 士 （國學院大學副学長）
戸 松 義 晴 （（公財）全日本仏教会理事）

第33期宗教法人審議会委員名簿（五十音順）

会 長 新 井 誠 （中央大学法学部教授）
○ 飯 島 法 道 （思親会会長，（公財）新日本宗教団体連合会理事）
○ 石 井 研 士 （國學院大學副学長）
大 橋 真由美 （成城大学法学部教授）
岡 田 泰 六 （崇教真光三代教え主，（公財）新日本宗教団体連合会理事）
巫 部 祐 彦 （神理教管長）
北 澤 安 紀 （慶應義塾大学法学部教授）
九 條 道 成 （明治神宮権宮司）
熊 野 明 夫 （光明寺住職，弁護士）
○ 戸 松 義 晴 （（公財）全日本仏教会理事）
会長代理 原 田 一 明 （立教大学法学部教授）
比 企 敦 子 （日本キリスト教協議会教育部総主事）
日比野 郁 皓 （（公財）全日本仏教婦人連盟理事，
世界仏教徒連盟人道奉仕委員会委員長）
本 部 雅 裕 （鵜戸神宮宮司）
峰 ひろみ （首都大学東京法科大学院教授）
宮 本 みち子 （放送大学客員教授，千葉大学名誉教授）
村 鳥 邦 夫 （御嶽教管長）
矢 木 良 雄 （イムマヌエル綜合伝道団教団総務）
渡 辺 雅 子 （明治学院大学社会学部教授）

(注) ○印は今回任命委員（3名）

任期：平成30年4月1日～平成32年3月31日（2年）

(○印のない委員は任期中)

- ② 本部雅裕委員の任期満了に伴い、平成30年9月16日付けで、下記の委員が文部科学大臣により任命された（任期は平成32年9月15日まで）。

本 部 雅 裕 （明治神宮権宮司）

（2）宗教法人審議会の開催状況

第173回宗教法人審議会

○日 時 平成30年5月21日(月) 16時00分～

○場 所 旧文部省庁舎2F 第2会議室

○議 題 （1）宗教法人「了徳寺」の任意解散の認証決定に係る審査請求について
（2）最近の宗務行政について

3 宗教法人向け研修会等の実施状況（平成30年度）

（1）宗教法人実務研修会 [文化庁・各都道府県共催]

北海道・東北地区

（開催県 宮城県）

○期 日：平成30年9月5日(水)・6日(木)

○場 所：仙台国際センター（宮城県仙台市）

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「税務の基礎知識」 仙台中税務署
- ・講義「登録免許税の非課税証明等」 宮城県総務部私学文書課
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 税理士法人ゆびすい
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」 税理士法人ゆびすい

関東甲信越静地区

（開催県 埼玉県）

○期 日：平成30年9月10日(月)・11日(火)

○場 所：埼玉県県民健康センター（埼玉県さいたま市）

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「税務の基礎知識」 浦和税務署法人課税第二部門
- ・講義「登録免許税の非課税証明等」 埼玉県総務部学事課
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 税理士法人ゆびすい
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」 税理士法人ゆびすい

（開催県 新潟県）

○期 日：平成30年11月1日(木)・2日(金)

○場 所：新潟県自治会館（新潟県新潟市）

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「税務の基礎知識」 新潟税務署法人課税第二部門
- ・講義「登録免許税の非課税証明等」 新潟県総務管理部法務文書課

- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 税理士法人ゆびすい
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」
税理士法人ゆびすい

近畿・中部地区

(開催県 石川県)

○期 日：平成30年10月15日(月)・16日(火)

○場 所：金沢商工会議所ホール (石川県金沢市)

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「税務の基礎知識」 金沢税務署審理専門官
- ・講義「登録免許税の非課税証明等」 石川県総務部総務課
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 税理士法人ゆびすい
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」
税理士法人ゆびすい

(開催県 大阪府)

○期 日：平成30年10月9日(火)・10日(水)

○場 所：マイドームおおさか (大阪府大阪市)

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「税務の基礎知識」 東税務署審理専門官
- ・講義「登録免許税の非課税証明等」 大阪府府民文化部府民文化総務課
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 税理士法人ゆびすい
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」
税理士法人ゆびすい

中国・四国地区

(開催県 島根県)

○期 日：平成30年10月17日(水)・18日(木)

○場 所：松江テルサ (島根県松江市)

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「税務の基礎知識」 広島東税務署審理専門官

- ・講義「登録免許税の非課税証明等」 島根県総務部総務課
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 税理士法人ゆびすい
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」
税理士法人ゆびすい

(開催県 愛媛県)

○期 日：平成30年10月24日(水)・25日(木)

○場 所：えひめ共済会館(愛媛県松山市)

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「税務の基礎知識」 松山税務署法人課税第三部門
- ・講義「登録免許税の非課税証明等」 愛媛県総務部総務課
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 税理士法人ゆびすい
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」
税理士法人ゆびすい

九州地区

(開催県 長崎県)

○期 日：平成30年11月5日(月)・6日(火)

○場 所：ホテルセントヒル長崎(長崎県長崎市)

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「税務の基礎知識」 博多税務署審理専門官
- ・講義「登録免許税の非課税証明等」 長崎県総務部総務課
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 税理士法人ゆびすい
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」
税理士法人ゆびすい

(開催県 沖縄県)

○期 日：平成30年10月22日(月)・23日(火)

○場 所：沖縄県市町村自治会館(沖縄県那覇市)

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「税務の基礎知識」 沖縄国税事務所法人課税課

- ・講義「登録免許税の非課税証明等」 沖縄県総務部総務私学課
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 税理士法人ゆびすい
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」
税理士法人ゆびすい

(2) 不活動宗教法人対策会議（包括宗教法人対象）[文化庁主催]

○期 日：平成31年2月1日（金）

○場 所：AP虎ノ門（東京都港区）

○内容等

- ・講義「人生100年時代における「次世代教化システム」と宗教法人」
鈴鹿大学副学長 川又 俊則
- ・講義「不活動宗教法人の解散命令と清算手続」
富永浩明法律事務所 弁護士 富永 浩明
- ・講義「不活動宗教法人対策について」 文化庁宗務課

○期 日：平成31年2月8日（金）

○場 所：梅田スカイビル（大阪府大阪市）

○内容等

- ・講義「人生100年時代における「次世代教化システム」と宗教法人」
鈴鹿大学副学長 川又 俊則
- ・講義「不活動宗教法人の解散命令と清算手続」
富永浩明法律事務所 弁護士 富永 浩明
- ・講義「不活動宗教法人対策について」 文化庁宗務課

4 都道府県職員向け研修会等の実施状況（平成30年度）

（1）都道府県宗教学法人事務担当者研修会（宗教学法人関係法令等研修会）

[文化庁主催]

○期 日：平成30年4月27日（金）

○場 所：都道府県会館（東京都千代田区）

○内容等

- ・講義「現代日本の宗教概要」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗務行政について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗務行政上の留意点」 文化庁文化部宗務課

（2）都道府県宗教学法人事務担当者研修会（認証事務・不活動宗教学法人対策）

[文化庁・各都道府県共催]

東北・北海道地区

（開催県 宮城県）

○期 日：平成30年8月8日（水）

○場 所：宮城県庁（宮城県仙台市）

○内容等

- ・講演「我が国の宗教事情について」 浄土宗総合研究所研究員 東海林 良昌
- ・講義「不活動宗教学法人対策等について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「天理教における不活動宗教学法人整理の取り組みについて」
天理教教務部宗教学法人課
- ・事例研究協議（認証事務関係・不活動宗教学法人対策関係）

関東甲信越静地区

（開催県 長野県）

○期 日：平成30年8月24日（金）

○場 所：長野県北信消費生活センター（長野県長野市）

○内容等

- ・講演「現代社会における寺院の現状と課題」 浄土宗総合研究所研究員 和田 典善
- ・講義「不活動宗教学法人対策等について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「包括宗教学法人における不活動宗教学法人対策について」
日蓮宗宗務院総務部寺院僧籍課
- ・事例研究協議（認証事務関係・不活動宗教学法人対策関係）

近畿・中部地区

(開催県 和歌山県)

○期 日：平成30年7月27日(金)

○場 所：和歌山県自治会館（和歌山県和歌山市）

○内容等

- ・講演「現代の仏教と寺院について」

高野山大学副学長 佐藤 隆彦

- ・講義「不活動宗教法人対策等について」

文化庁文化部宗務課

- ・講義「神社本庁の不活動神社対策について」

神社本庁総務部

- ・事例研究協議（認証事務関係・不活動宗教法人対策関係）

中国・四国地区

(開催県 山口県)

○期 日：平成30年8月1日(水)

○場 所：翠山荘（山口県山口市）

○内容等

- ・講演「現代の仏教と寺院について」

山口県立大学大学院国際文化研究科教授 鈴木 隆泰

- ・講義「不活動宗教法人対策等について」

文化庁文化部宗務課

- ・講義「神社本庁の不活動神社対策について」

神社本庁総務部

- ・事例研究協議（認証事務関係・不活動宗教法人対策関係）

九州地区

(開催県 福岡県)

○期 日：平成30年7月24日(火)

○場 所：博多サンヒルズホテル（福岡県福岡市）

○内容等

- ・講演「現代の宗教について」

九州大学人間環境学研究院人間科学部門准教授 飯嶋 秀治

- ・講義「不活動宗教法人対策等について」

文化庁文化部宗務課

- ・講義「浄土真宗本願寺派における不活動宗教法人対策等について」

浄土真宗本願寺派宗務所寺院活動支援部

- ・事例研究協議（認証事務関係・不活動宗教法人対策関係）

5 宗教法人向け研修会の実施予定(平成31年度)

(1) 概要

文化庁では、全国の宗教法人等の法人事務担当者を対象として、宗教法人としての意識の徹底及び事務処理能力の向上を図り、もって宗教法人の管理運営の適正化に資するため、例年9月から11月にかけて、「宗教法人実務研修会」を実施している。平成31(2019)年度の各地域における開催予定県は、次表のとおりである。いずれも文化庁と開催県との共催である。開催日及び会場は、決定次第、文化庁のウェブサイトにて公表する。

(掲載場所) ホーム>政策について>宗教法人と宗務行政>
宗教法人実務研修会についてのお知らせ

(URL) <http://www.bunka.go.jp/seisaku/shukyohojin/kenshukai.html>

- ① 1日目は「宗教法人の管理運営」等の講義、2日目は「宗教法人の会計・税務」等の講義を行う。いずれか1日のみの参加も可能で、参加費は無料である。テキスト等も無料で配布する。その他の経費については、参加者の負担となる。
- ② 各会場とも席に限りがあるので、参加を希望する場合は、事前に各開催県の連絡先へ確認をお願いしたい。
- ③ 研修日程は、1日目は13時00分～16時50分(12時00分受付開始、12時30分～12時55分DVD「宗教法人の管理運営」上映(視聴は自由))、2日目は10時00分～15時00分(9時30分受付開始)を予定しているが、変更が生じる場合もあるので、あらかじめ了承されたい。
- ④ 日程が合わない場合は、他の開催県の担当部署(連絡先を参照)との相談により、他の地区の研修会に参加できる可能性がある。

地区	開催県	連絡先(平成31(2019)年3月現在)
北海道・東北 (北海道, 青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島)	秋田県	秋田県生活環境部県民生活課企画班 電話: 018(860)1531
関東甲信越静 (茨城, 栃木, 群馬, 埼玉, 千 葉, 東京, 神奈川, 新潟, 山 梨, 長野, 静岡)	千葉県	千葉県総務部学事課企画宗務班 電話: 043(223)2120
	山梨県	山梨県県民生活部私学・科学振興課法人担当 電話: 055(223)1359
近畿・中部 (富山, 石川, 福井, 岐阜, 愛 知, 三重, 滋賀, 京都, 大阪, 兵庫, 奈良, 和歌山)	富山県	富山県経営管理部文書総務課法規係 電話: 076(444)3150
	和歌山県	和歌山県総務部総務管理局総務課総務班 電話: 073(441)2090

中国・四国 (鳥取, 島根, 岡山, 広島, 山口, 徳島, 香川, 愛媛, 高知)	鳥取県	鳥取県総務部行政監察・法人指導課 団体検査担当 電話：0857 (26) 7329
	広島県	広島県環境県民局学事課文教グループ 電話：082 (513) 4496
九州 (福岡, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島, 沖縄)	熊本県	熊本県総務部総務私学局私学振興課 企画・宗教班 電話：096 (333) 2062
	鹿児島県	鹿児島県総務部学事法制課私立学校係 電話：099 (286) 2146

(2) 宗教法人実務研修会の講義資料等の提供について

平成30年度の宗教法人実務研修会で配布した講義資料等について、残部がある。希望する方は、下記の方法で申し込またい。原則として、一人につき講義資料等1セット(計2点)をお送りする。

提供する講義資料等

- 1セット
- | | |
|---|--|
| { | <ol style="list-style-type: none"> 1. 冊子『宗教法人実務研修会資料』(A5判 206ページ) 2. 冊子『宗教法人の会計・税務』(A4判 81ページ) |
|---|--|

申込み方法

1セットの場合は、350円分の切手を貼った返信用の封筒(角型2号が適当)を下記連絡先まで送付すること。返信用封筒の表書きには、送付先の住所及び御氏名とともに、左端に「ゆうメール」と朱書きすることとし、当方へ送る封筒の表(左端)には「研修会講義資料等希望」と朱書きすること。

2セット以上の場合は、宅配便の着払伝票に必要事項を記載の上、封筒で下記連絡先へ送付すること。また、上記と同様に、当方へ送る封筒の表(左端)には「研修会講義資料等希望」と朱書きすること。

連絡先

文化庁宗務課宗教法人室法人係

住所 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

6 東日本大震災に係る指定寄附金の確認書の交付を受けた宗教法人の一覧

(平成31年3月1日現在)

	宗教法人名(当該法人の包括宗教法人)	主たる事務所の所在地	主務官庁	指定期間
1	浅間神社 (神社本庁)	千葉県松戸市小山 664 番地	千葉県	平成 23 年 9 月 15 日 ～平成 25 年 12 月 31 日
2	笠間稲荷神社 (神社本庁)	茨城県笠間市笠間 39 番地	茨城県	平成 23 年 9 月 28 日 ～平成 26 年 9 月 27 日
3	芳林寺 (曹洞宗)	埼玉県さいたま市岩槻区本町 1 丁目 7 番 10 号	埼玉県	平成 23 年 10 月 6 日 ～平成 26 年 9 月 30 日
4	鹿島神宮 (神社本庁)	茨城県鹿嶋市大字宮中 2306 番地 1	茨城県	平成 23 年 10 月 13 日 ～平成 25 年 10 月 13 日
5	須賀神社 (神社本庁)	千葉県野田市野田 31 番地	千葉県	平成 24 年 9 月 1 日 ～平成 24 年 12 月 15 日
6	願成寺 (日蓮宗)	茨城県高萩市赤浜 106 番地	茨城県	平成 24 年 12 月 20 日 ～平成 25 年 7 月 31 日
7	西明寺 (真言宗豊山派)	栃木県芳賀郡益子町大字益子 4469 番地	栃木県	平成 25 年 1 月 11 日 ～平成 25 年 12 月 31 日
8	小松寺 (真言宗智山派)	茨城県東茨城郡城里町上入野 3912 番地	茨城県	平成 25 年 5 月 21 日 ～平成 28 年 5 月 20 日
9	鹿嶋神社 (神社本庁)	茨城県日立市大久保町 2 丁目 2 番 11 号	茨城県	平成 25 年 9 月 27 日 ～平成 28 年 9 月 26 日
10	日本基督教団水戸中央教会 (日本基督教団)	茨城県水戸市大町 3 丁目 3 番 18 号	茨城県	平成 25 年 10 月 12 日 ～平成 28 年 10 月 11 日
11	津龍院 (曹洞宗)	宮城県本吉郡南三陸町歌津字館浜 69 番地	宮城県	平成 25 年 12 月 27 日 ～平成 27 年 9 月 30 日
12	佐竹寺 (真言宗豊山派)	茨城県常陸太田市天神林町 2404 番地	茨城県	平成 25 年 12 月 17 日 ～平成 28 年 12 月 16 日
13	大國魂神社 (神社本庁)	福島県いわき市平菅波字宮前 54 番地	福島県	平成 25 年 12 月 28 日 ～平成 27 年 9 月 30 日
14	洞福寺 (曹洞宗)	宮城県石巻市谷川浜中井道 7 番地	宮城県	平成 26 年 6 月 19 日 ～平成 28 年 2 月 29 日
15	日輪寺 (曹洞宗)	東京都文京区小日向 1 丁目 4 番 18 号	東京都	平成 27 年 4 月 25 日 ～平成 30 年 4 月 24 日
16	八雲神社 (神社本庁)	宮城県石巻市鹿又字町浦 96 番地	宮城県	平成 27 年 10 月 7 日 ～平成 30 年 3 月 31 日
17	願成寺 (浄土宗)	福島県喜多方市上三宮庁上三宮字籬山 833 番地	福島県	平成 28 年 6 月 29 日 ～平成 31 年 6 月 28 日
18	称法寺 (浄土真宗本願寺派)	宮城県石巻市門脇町 3 丁目 7 番 4 号	宮城県	平成 29 年 1 月 5 日 ～平成 30 年 7 月 31 日
19	孝勝寺 (日蓮宗)	宮城県仙台市宮城野区榴岡 4 丁目 11 番 11 号	宮城県	平成 29 年 2 月 18 日 ～平成 32 年 2 月 17 日
20	水雲山潮音寺 (法相宗)	茨城県潮来市日の出長 4 丁目 7 番地	茨城県	平成 29 年 3 月 15 日 ～平成 32 年 3 月 14 日
21	皇祖皇太神宮 (単立)	茨城県北茨城市磯原町磯原 835 番地	茨城県	平成 29 年 3 月 31 日 ～平成 32 年 3 月 30 日

22	普誓寺 (真言宗智山派)	宮城県石巻市中浦2丁目2番5号	宮城県	平成29年4月1日 ～平成32年3月31日
23	湊神社 (神社本庁)	宮城県名取市閑上2丁目3番17号	宮城県	平成30年3月29日 ～平成33年3月28日
24	江岸寺 (曹洞宗)	岩手県上閉伊郡大槌町末広町10番11号	岩手県	平成30年6月30日 ～平成33年3月21日
25	同慶寺 (曹洞宗)	福島県南相馬市小高区小高字上広畑246番地	福島県	平成31年2月2日 ～平成34年2月1日

7 平成28年熊本地震に係る指定寄附金の確認書の交付を受けた宗教法人の一覧

(平成31年3月1日現在)

	宗教法人名 (当該法人の 包括宗教法人)	主たる事務所の所在地	主務 官庁	指定期間
1	阿蘇神社 (神社本庁)	熊本県阿蘇市一の宮町 宮地 3083 番地 1	熊本県	平成 29 年 2 月 1 日 ～平成 32 年 1 月 31 日
2	常通寺 (浄土真宗本願寺派)	熊本県熊本市西区二本 木 3 丁目 12 番 45 号	熊本県	平成 29 年 2 月 9 日 ～平成 32 年 2 月 8 日
3	熊本県護国神社 (神社本庁)	熊本県熊本市中央区宮 内 3 番 1 号	熊本県	平成 29 年 2 月 22 日 ～平成 32 年 2 月 21 日
4	宮地神社 (神社本庁)	熊本県熊本市南区城南 町宮地 935・936 番地	熊本県	平成 29 年 3 月 30 日 ～平成 32 年 3 月 29 日
5	熊本城稻荷神社 (神社本庁)	熊本県熊本市中央区本 丸 3 番 13 号	熊本県	平成 29 年 5 月 9 日 ～平成 32 年 5 月 8 日
6	臨光寺 (真言宗御室派)	熊本県玉名郡南関町大 字豊永 1769 番地	熊本県	平成 29 年 12 月 19 日 ～平成 31 年 3 月 30 日
7	浄行寺 (浄土真宗本願寺派)	熊本県熊本市南区川尻 1 丁目 5 番 87 号	熊本県	平成 30 年 1 月 30 日 ～平成 31 年 4 月 30 日
8	光照寺 (真宗大谷派)	熊本県宇城市豊能町糸 石 2249 番地	熊本県	平成 30 年 3 月 20 日 ～平成 33 年 3 月 19 日
9	金峯山神社 (神社本庁)	熊本県熊本市西区河内 岳 1882 番地 1881 番地	熊本県	平成 30 年 6 月 14 日 ～平成 32 年 11 月 30 日
10	正教寺 (浄土真宗本願寺派)	熊本県熊本市中央区新 町 3 丁目 10 番 29 号	熊本県	平成 30 年 7 月 5 日 ～平成 30 年 8 月 10 日
11	山崎菅原神社 (神社本庁)	熊本県中央区桜町 1 番 18 号	熊本県	平成 30 年 9 月 19 日 ～平成 33 年 11 月 5 日
12	浄喜寺 (浄土真宗本願寺派)	熊本県熊本市南区城南 町下宮地 764 番地	熊本県	平成 30 年 10 月 3 日 ～平成 33 年 10 月 2 日
13	教法寺 (浄土真宗本願寺派)	熊本県阿蘇市狩尾 1727 番地	熊本県	平成 30 年 11 月 6 日 ～平成 33 年 11 月 5 日
14	皆乗寺 (真宗大谷派)	熊本県上益城郡益城町 大字福原 1059 番地	熊本県	平成 30 年 11 月 30 日 ～平成 33 年 11 月 29 日
15	中郡甲斐神社 (神社本庁)	熊本県上益城郡嘉島町 大字上六嘉 2243 番地	熊本県	平成 30 年 12 月 14 日 ～平成 33 年 12 月 13 日
16	白山姫神社 (神社本庁)	熊本県阿蘇郡西原村大 字河原字門出 750 番地	熊本県	平成 30 年 12 月 15 日 ～平成 32 年 3 月 25 日
17	福成寺 (浄土真宗本願寺派)	熊本県宇土市走潟町字 江越 802 番地	熊本県	平成 30 年 12 月 21 日 ～平成 33 年 12 月 20 日
18	善教寺 (浄土真宗本願寺派)	熊本県熊本市中央区東 阿弥陀寺町 41 番地	熊本県	平成 30 年 12 月 26 日 ～平成 33 年 12 月 25 日
19	西岡神宮 (神社本庁)	熊本県宇土市神馬町 577 番地	熊本県	平成 30 年 12 月 28 日 ～平成 33 年 12 月 27 日

8 文化庁50周年記念表彰及び平成30年度文化庁長官表彰

(1) 文化庁50周年記念表彰

文化庁は、昭和43年6月15日に文部省の外局として設置され、平成30年に50周年を迎えた。これを記念して、過去50年を振り返り、文化の振興に多大な功績のあった者に対して、その功績をたたえ文化庁長官が表彰を行った。

平成30年9月、文化庁創立50周年記念表彰として160件（うち個人108件、団体52件）を顕彰した。そのうち、宗教関係者は、永年にわたり、宗教者として活動し、日本宗教連盟の理事長又は事務局長を務め、我が国の宗教文化の振興に多大な貢献をした以下の15名である。

なお、文化庁創立50周年記念式典（平成30年9月30日、国立京都国際会館）において、表彰式を予定していたが、台風24号接近のため式典は中止となった。

文化庁50周年記念表彰 被表彰者（五十音順，敬称略）

有田 惠宗	元 公益財団法人日本宗教連盟理事長，元 曹洞宗宗務総長
植松 誠	元 公益財団法人日本宗教連盟理事長，日本聖公会首座主教
岡野 聖法	公益財団法人日本宗教連盟顧問・元理事長，解脱会長老
齋藤 明聖	元 公益財団法人日本宗教連盟理事長，公益財団法人全日本仏教会理事
齋藤 謙次	元 公益財団法人日本宗教連盟事務局長，元 公益財団法人新日本宗教団体連合会事務局長
坂田 安儀	公益財団法人日本宗教連盟顧問・元理事長，禊教教主・管長
里見 達人	公益財団法人日本宗教連盟顧問・元理事長，浄土宗総本山知恩院顧問，元 大正大学理事長
宍野 史生	元 公益財団法人日本宗教連盟事務局長，教派神道連合会理事，神道扶桑教管長

田中 恆清	公益財団法人日本宗教連盟理事長，神社本庁総長
新田 邦夫	公益財団法人日本宗教連盟顧問・元理事長，神道修成派管長
庭野 日鏡	公益財団法人日本宗教連盟顧問・元理事長，立正佼成会会長
深田 充啓	公益財団法人日本宗教連盟顧問・元理事長，円応教教主
保積 秀信 (保積 秀胤)	元 公益財団法人日本宗教連盟理事長，大和教団教主
山北 宣久	公益財団法人日本宗教連盟顧問・元理事長，元 日本基督教団総会議長
芳村 正徳	元 公益財団法人日本宗教連盟理事長，神習教教主・管長

(2) 平成30年度文化庁長官表彰

文化庁では、文化活動に優れた成果を示し、我が国の文化の振興に貢献された方々、又は、日本文化の海外発信、国際文化交流に貢献された方々に対し、その功績をたたえ文化庁長官表彰を行っている。

平成30年度の文化庁長官表彰として、89件（うち個人86件、団体3件）を表彰し、そのうち、宗教関係者は、永年にわたり、宗教者として活動し、日本宗教連盟の理事を務め、我が国の宗教文化の振興等に多大な貢献をした以下の3名である。

なお、表彰式は、平成31年3月18日に文部科学省第2講堂（旧文部省庁舎6階）にて行われた。

平成30年度文化庁長官表彰 被表彰者（五十音順，敬称略）

竹田 眞	元 財団法人日本宗教連盟理事，元 日本キリスト教連合会委員長
豊原 大成	元 財団法人日本宗教連盟理事，元 財団法人全日本仏教会理事長
不破 仁	元 財団法人日本宗教連盟理事，元 財団法人全日本仏教会理事長

宗務時報 No. 123

発行日 平成31年3月29日
編集・発行 文化庁宗務課（旧：文化庁文化部宗務課）
〒100-8959
東京都千代田区霞が関3丁目2番2号
電話 03（5253）4111（代表）

印刷 株式会社三響社
